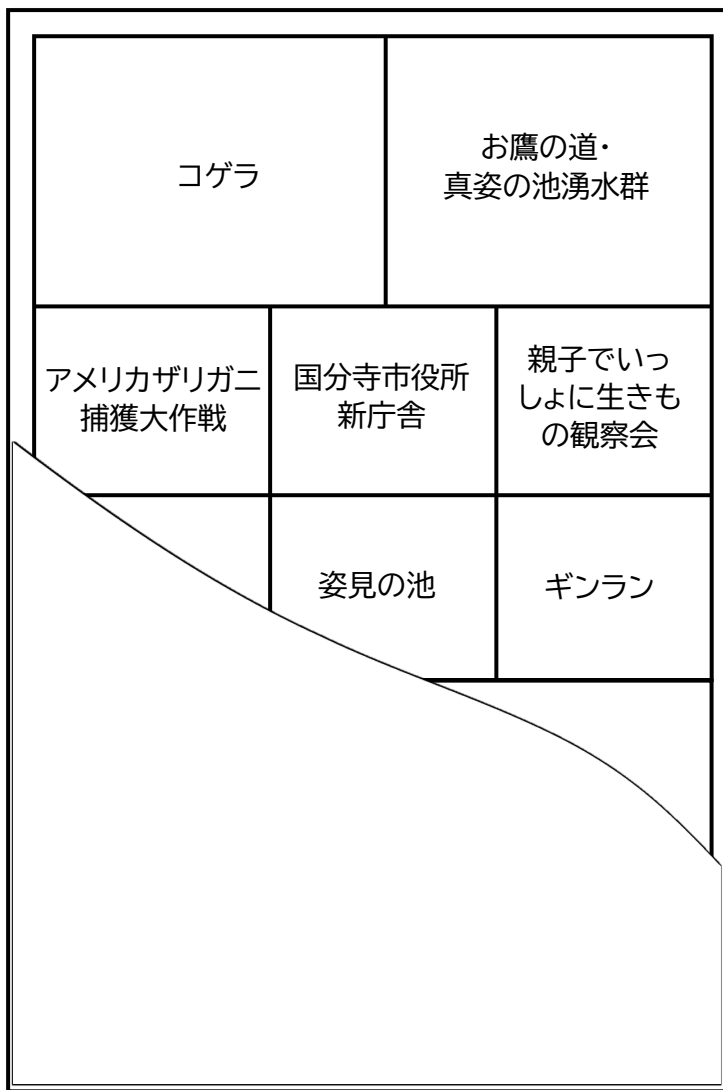




第三次国分寺市環境基本計画

国分寺市生物多様性地域戦略

令和7年3月
国分寺市



表紙の写真

はじめに

私たちのまち国分寺市は、国分寺^{がいせん} 崖線をはじめ、樹林地、農地、湧水、用水、野川などの緑や水が身近に残る住宅都市です。これら本市の自然の多くは、古^{いにしえ}より人々の暮らしに恵みをもたらすとともに、人の手が関わることによって形成・維持されてきた二次的自然であり、人と自然の共生の歴史であると言えます。



本市ではこれまで、平成 16(2004)年 3 月に『国分寺市環境基本計画』を、平成 26(2014)年3月に『第二次国分寺市環境基本計画』を策定し、人と自然が共生し、環境負荷の少ない持続可能な社会を構築することを目指して市民・事業者の皆様と連携・協働しながら様々な環境施策を推進してまいりました。

しかしながら、地球温暖化や生物多様性の損失をはじめとする今日の環境問題は、背景や要因が相互に関連して複雑化するとともに、加速化・深刻化してきており、これらの問題は、令和12(2030)年までに回復軌道に転じなければ、劇的な損失や不可逆的な変化が起こる可能性があると言われています。

また、環境の変化が市民生活へ及ぼす影響が深刻さを増す一方で、若者世代を中心とした身近な自然や生きものへの興味・関心の希薄化、自然とふれあう機会の減少といった問題も顕在化しており、環境施策の基盤となる環境教育・環境活動について、早急かつ体系的な取組を講じる必要があります。

これらの背景を踏まえ、この度策定しました『第三次国分寺市環境基本計画』では、生物多様性地域戦略を包含した内容とするとともに、複雑化・加速化する環境問題に対応するために、長期目標(2050年の環境像)から逆算して、令和12(2030)年度までの計画期間で達成しなければならない目標を見据え、選択と集中の視点を持ち、4つの戦略を切り口とした分野横断的な施策体系へと刷新いたしました。

先人から受け継いだ健康で恵み豊かな環境を享受し、誇りをもって次世代に引き継ぐためには、私たち一人ひとりが国分寺市の自然に愛着を持ち、環境問題を自分事として考え、共に行動することが重要です。市民・事業者・市が一丸となり、「オール国分寺」で 2050 年の環境像「緑・水・生きもの・多様なつながり 人と自然の共生の歴史を未来へ引き継ぐまち」を実現するため、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定に当たり、国分寺市環境審議会及び国分寺市環境推進管理委員会をはじめ、環境ひろば、次世代アンケート、市民ワークショップ、パブリック・コメント等でご協力いただきました皆様に、心より感謝と御礼を申し上げます。

令和 7(2025)年 3 月

国分寺市長

井澤邦夫

目 次

第1章 計画の基本的事項..... 1

1 計画の目的	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の対象範囲	2
(1)対象とする環境の範囲.....	2
(2)対象地域	2
(3)計画の担い手.....	2
4 計画の期間	2
5 SDGs(持続可能な開発目標)との関係	3
6 計画改定に当たって.....	4
(1)計画のフレーム・構成.....	4
(2)計画の策定プロセス.....	4
(3)計画の進行管理	4

第2章 環境をめぐる国内外の動向..... 5

1 深刻化する地球温暖化と脱炭素社会への転換.....	5
2 加速する生物多様性の損失とネイチャーポジティブ(自然再興)への移行	7
3 循環型社会の形成	11
4 環境と経済の共生	12

第3章 国分寺市の環境の現状と課題..... 13

1 国分寺市の概況	13
(1)地勢・気候.....	13
(2)人口・世帯数	14
(3)土地利用・交通	15
(4)産業.....	18
2 国分寺市の環境	20
(1)地球環境.....	20
(2)自然環境	22
(3)生物多様性.....	26
(4)循環型社会.....	45
(5)生活環境	46
(6)環境教育・行動変容.....	50
3 市民意識・市民意見.....	52
(1)アンケート調査.....	52
(2)市民ワークショップ等	59
4 前計画の総括評価と第三次環境基本計画に向けた取組の方向性.....	60
5 国分寺市の環境の現状と課題の整理	67

第4章 第三次環境基本計画が目指すもの..... 69

1 国分寺市が目指す環境像2050	69
2 目指す環境像を実現するための基本戦略2030	70
(1)4つの基本戦略.....	70
(2)基本戦略の構造	71

第5章 施策の展開 73

戦略0 国分寺の環境を次世代につなぐ基盤の形成	73
戦略1 脱炭素化と循環型社会の形成によるゼロカーボンシティの実現（国分寺市ゼロカーボン行動計画）.....	78
戦略2 人と自然と多様な生きものが共生するまちの実現（国分寺市生物多様性地域戦略）.....	89
戦略3 誰もが安全・安心で健康に生活できる住みやすいまちの実現.....	97

第6章 計画の推進 101

1 推進体制.....	101
2 進行管理.....	102

資料編 103

1 計画策定の経緯	105
2 市民ワークショップの実施結果	116
3 用語解説.....	123



コラム

01 ネイチャーポジティブ(自然再興)ってなに？	8
02 自然共生サイト「国分寺サイト 協創の森」.....	9
03 野川流域河川整備計画(平成29年7月 東京都).....	34
04 野川源流スクール.....	34
05 環境アドバイザー派遣事業.....	77
06 国分寺市新庁舎の環境配慮の取組.....	80
07 カーボンオフセット ～豊かな森林資源のある地域との連携～.....	81
08 地域脱炭素と地域循環共生圏.....	84
09 ウォーカブルシティ～居心地よく歩きたくなるまちなかの形成～.....	86
10 エネルギーの脱炭素化 ～これからの都市ガス メタネーション～.....	88
11 身近な自然も対象に「自然共生サイト」.....	94
12 市民活動団体との協働による防災用井戸(むかしの井戸)の維持管理.....	98
13 国分寺市民クリーン運動.....	99
14 国分寺市環境報告書.....	100

本文で使用している用語のうち、意味や内容が分かりにくい用語については、該当する用語の右上にアスタリスク(*)を付け、資料編の「用語解説」で説明しています。

なお、同ページ内に複数出現する場合は、最初の用語のみアスタリスクを付けています。

第1章 計画の基本的事項

1 計画の目的

「国分寺市環境基本計画」(以下「環境基本計画」と言います。)は、国分寺市環境基本条例(平成16年条例第21号)第7条の規定に基づき策定する、環境分野における基本となる計画です。本計画は、環境の保全、回復及び創造に関する目標並びに施策の方向性等を定めることにより、環境施策の総合的かつ計画的な推進を図る役割を担っています。

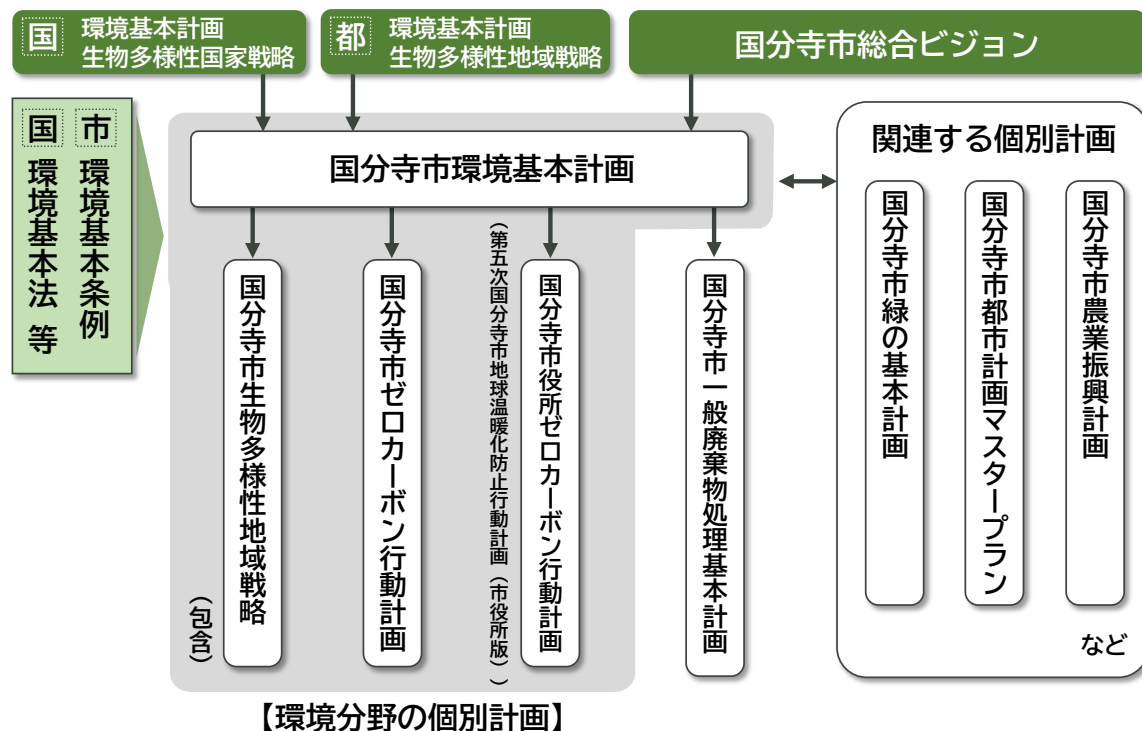
本市では、これまで「環境基本計画(平成16年3月)」、「第二次環境基本計画(平成26年3月)」に基づき、様々な環境施策を実施してきました。しかしながら、この間に社会情勢は大きく変化し、近年では、地球温暖化や生物多様性の損失など、背景や要因が相互に関連しあい、複雑化した環境問題への迅速な対応が求められています。

本計画は、「第二次環境基本計画」が令和6(2024)年度で計画期間を満了することから、多様で複雑化した環境問題に対応し、良好な環境を次世代へ引き継ぐことを目的として策定するものです。

2 計画の位置付け

環境基本計画は、環境施策を総合的かつ計画的に進めるための計画であり、本市の最上位計画である「国分寺市総合ビジョン*」の環境分野を具体的に展開していくものです。

本計画は、環境分野の個別計画のうち、地球温暖化対策及び気候変動*適応に関わる「国分寺市ゼロカーボン行動計画*」及び「国分寺市役所ゼロカーボン行動計画(第五次国分寺市地球温暖化防止行動計画(市役所版))*」の内容と整合を図るとともに、生物多様性基本法第13条に基づく「国分寺市生物多様性地域戦略」を包含した内容の計画とします。



本計画の位置付け

3 計画の対象範囲

(1) 対象とする環境の範囲

本計画では、①地球環境、②自然環境、③循環型社会*、④生活環境、⑤環境学習・行動変容を対象分野の範囲とします。

計画の対象範囲

分 野	主な要素
①地球環境	地球温暖化の緩和、気候変動*への適応 など
②自然環境	緑(国分寺崖線*の緑・雑木林*・農地・公園・街路樹・植栽・庭など)、水環境(湧水・用水・池・野川など)、生物多様性 など
③循環型社会	資源循環(3R*・適正処理など)、地域経済循環 など
④生活環境	大気汚染・水質汚濁、騒音・振動、土壌汚染、有害化学物質、まちの美化 など
⑤環境学習・行動変容	環境学習、環境活動、人材育成、情報発信 など

(2) 対象地域

本計画は市内全域を対象とします。ただし、環境問題の多くが行政境に限らず、広域的に関わることから、国や東京都、他自治体との連携についても記載します。

(3) 計画の担い手

環境問題は、市民、事業者及び市の全ての主体と深く関わるものであり、各主体が環境への意識と責任感を持って本市の環境を次世代へ引き継ぐために行動することが重要です。

本計画の推進主体は、市民、事業者及び市であり、それぞれの主体的な取組と連携・協働*により、計画を推進していきます。

4 計画の期間

世界的に加速化・深刻化する地球温暖化や生物多様性の損失などの環境問題については、令和12(2030)年までの取組が極めて重要であり、国や東京都の関連計画(環境基本計画、生物多様性国家戦略など)においても目標年を令和12(2030)年としています。

これらを踏まえ、本計画では、令和12(2030)年度を目標年度とした6年間を計画期間とし、長期的な目標として令和32(2050)年を見据えた将来像を設定します。

なお、計画期間中、社会情勢の変化などが生じた場合は、適宜、必要な見直しを行います。

年度	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)	...	令和32 (2050)
計画 期間	第三次環境基本計画・実施計画 (令和7～12年度)						...	長期目標

5 SDGs（持続可能な開発目標）との関係

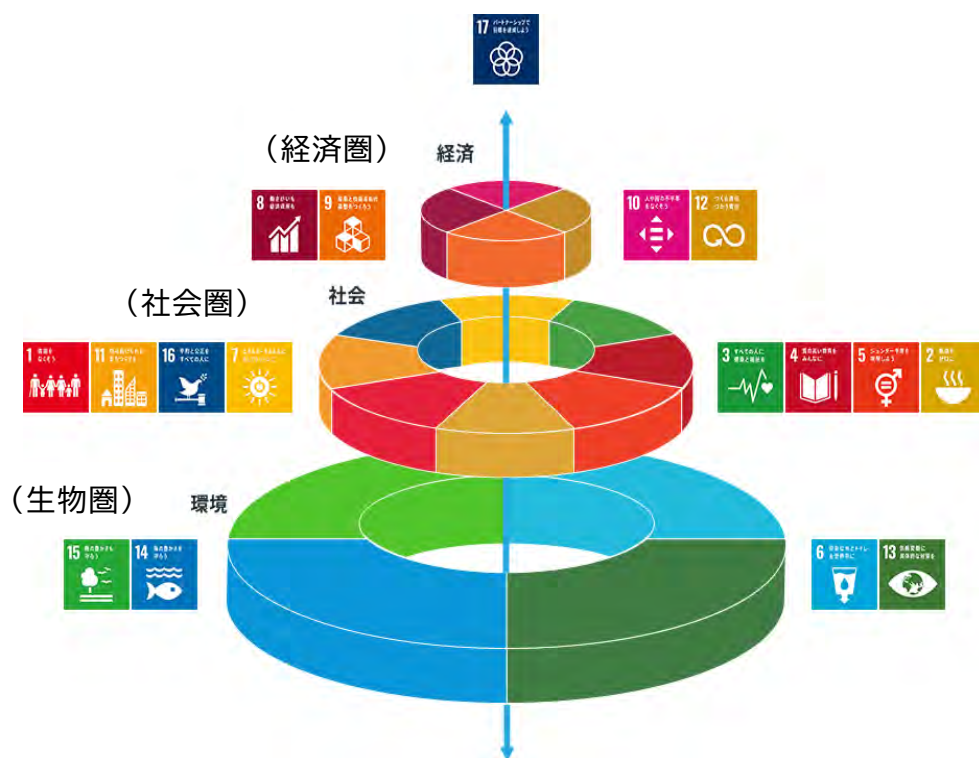
SDGsとは、平成27(2015)年9月に国連サミットで採択された持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)のことです。地球上に「誰一人取り残さない(leave no one behind)」という理念のもと、令和12(2030)年を達成期限とする、17のゴールと169のターゲット及びその進展を評価するための232の指標で構成される包括的な目標です。これらの目標の相互の関係性を示すものとしてSDGsウェディングケーキモデルがあります。

同モデルは、SDGsの目標17をケーキの頂点として、「経済圏」「社会圏」「生物圏」の3つの階層に分類したものです。経済の発展には社会が健全であることが必要であり、健全な社会は豊かな生物圏(環境)があって初めて成り立つことを示しています。

環境が全ての土台であるとともに、経済・社会・環境は、互いに影響し、密接に関連しており、これら3つの側面のバランスの取れた推進が重要とされています。

地方自治体においても目標達成に貢献する取組を進めることが求められており、その中でも環境施策が果たす役割は非常に大きなものとなっています。

本計画においても、環境施策を推進することで次に示すSDGsの目標達成に貢献していきます。



SDGsウェディングケーキモデル

出典：「Looking back at 2016 EAT Stockholm Food Forum – Stockholm」を一部加工

本計画と特に関連が深い SDGs に掲げられているゴール

	目標 3 すべての人に健康と福祉を		目標 11 住み続けられるまちづくりを		目標 14 海の豊かさを守ろう
	目標 6 安全な水とトイレを世界中に		目標 12 つくる責任つかう責任		目標 15 陸の豊かさも守ろう
	目標 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに		目標 13 気候変動に具体的な対策を		目標 17 パートナーシップで目標を 達成しよう

6 計画改定に当たって

環境基本計画の改定に当たっては、国分寺市環境審議会（以下「環境審議会」と言います。）による「次期（第三次）国分寺市環境基本計画のあり方に係る意見書」及び国分寺市環境推進管理委員会（以下「環境推進管理委員会」と言います。）による「第二次国分寺市環境基本計画実施計画総括評価報告書（第三次国分寺市環境基本計画の策定に向けて）」を踏まえ、次の視点を持って検討を進めました。

（１）計画のフレーム・構成

- ◆ 計画期間については、国や東京都の環境基本計画をはじめ、国際的な環境課題（気候変動*や生物多様性など）の評価年度（2030年）を踏まえた設定とすること。なお、社会情勢の変化などが生じた場合、計画期間中にかかわらず必要に応じて計画内容等を見直すこと。
- ◆ 現在から未来を考える視点ではなく、長期目標（2050年の姿）から逆算して令和12（2030）年度までに何をすべきかを考えるバックキャストの視点から、実効性のある戦略的な施策体系を構築すること。
- ◆ 総花的な計画ではない、社会情勢や地域特性、喫緊の課題を踏まえた戦略的な内容の施策体系・取組を設定すること。

（２）計画の策定プロセス

- ◆ 検討の各段階において、市民ワークショップを開催し、多様な世代から広く市民意見を聴取すること。
- ◆ 中学生・高校生に相当する年代を対象としたアンケート調査の実施や大学との連携等により、次世代を担う若者の意見を取り入れること。

（３）計画の進行管理

- ◆ 令和12（2030）年度目標に対して、どの程度近づけたのかを分かりやすく示すため、施策や取組をどれだけ実施したか、その活動量を示す「進捗管理の指標」と、その結果によってどのような効果を上げたのかを示す「成果指標」を設定し、計画の進行管理を行うこと。
- ◆ 計画の進行管理においては、環境推進管理委員会による点検・評価を行い、その結果を次年度にフィードバックし、必要に応じて施策や取組の改善、計画の見直しを行う、PDCAサイクルを適切に進めること。
- ◆ 市の環境の現状と、本計画に基づく施策と取組の進捗状況を公表する「国分寺市環境報告書」については、報告書の構成及び情報発信の方法を工夫し、市民に分かりやすい内容とすること。

第2章 環境をめぐる国内外の動向

1 深刻化する地球温暖化と脱炭素社会*への転換

■ パリ協定*

平成27(2015)年にフランス・パリで開催された気候変動*枠組条約第21回締約国会議(COP21)では、令和2(2020)年以降の温室効果ガス*排出削減などを進めるための新たな国際的な枠組みとして「パリ協定」が採択されました。「パリ協定」では、世界共通の長期目標として、世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、そして、今世紀後半に温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることが目標とされています。

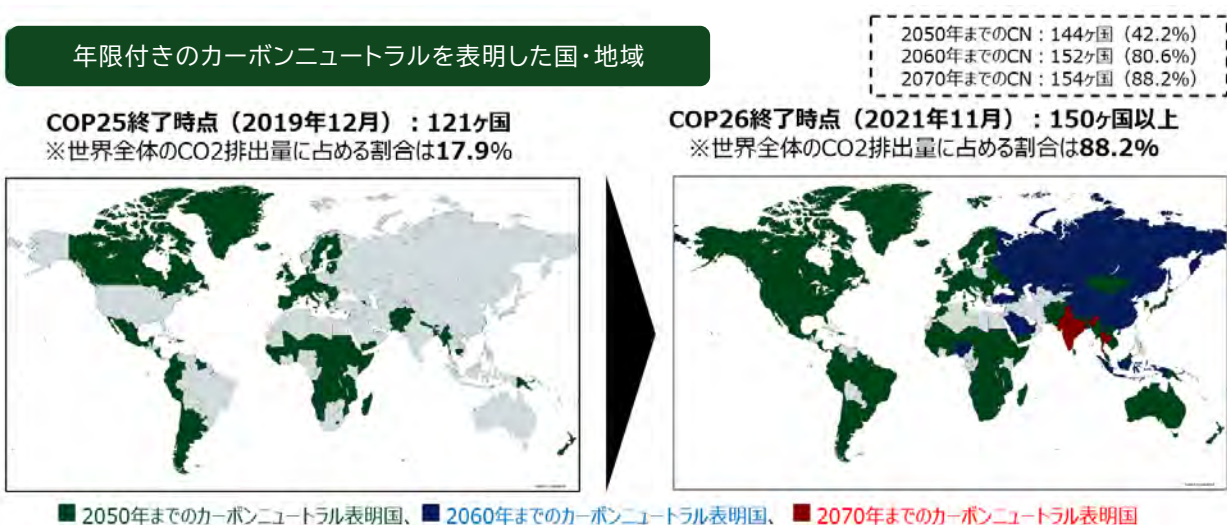
■ COP26を契機に世界の大国が脱炭素化へ大きく転換

令和3(2021)年にイギリス・グラスゴーで開催された気候変動枠組条約第26回締約国会議(COP26)では、「グラスゴー気候合意*」が採択され、初めて国際社会がパリ協定の「1.5℃目標」に足並みを揃え、2050年カーボンニュートラル*(CN)に挑むことが強調されました。

また、令和5(2023)年に日本・広島で開催された第49回先進国首脳国会議(G7広島サミット)では、世界全体の温室効果ガスを令和元(2019)年比で令和12(2030)年までに約43%、令和17(2035)年までに約60%削減する必要があることが確認されました。

同年アラブ首長国連邦・ドバイで開催されたCOP28では、COPとしては初めて化石燃料*からの脱却に向けたロードマップが承認され、この10年で行動を加速させるという内容が、採択された合意文書で明示されました。

このように、国際的に地球温暖化、気候変動への強い危機感が共有され、その対策が急速に進展しています。



年限付きのカーボンニュートラルを表明した国・地域

- ①Climate Ambition Allianceへの参加国、②国連への長期戦略の提出による2050年CN表明国、2021年4月の気候サミット・COP26等における2050年CN表明国等をカウントし、経済産業省作成(2021年11月9日時点)
- CO₂排出量は、IEA(2020)、CO₂ Emissions from Fuel Combustion を基にカウントし、エネルギー起源CO₂のみ対象
出典:「資源エネルギー庁ホームページ」

■ 2050年カーボンニュートラル*宣言による国内の脱炭素の加速化

国内でも地球温暖化対策の動きは活発化しています。令和2(2020)年10月、当時の菅内閣総理大臣は、所信表明演説で、「2050年までに温室効果ガス*の排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す。」ことを宣言しました。

この政府の動きを受け、各省庁でも脱炭素化に向けた検討が加速し、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」と言います。),「エネルギー基本計画」、「地球温暖化対策計画」などの主要な法令・計画等の見直しが行われました。

■ ゼロエミッション*東京戦略/2030年カーボンハーフ*

東京都では、令和元(2019)年12月に「ゼロエミッション東京戦略」が策定され、直面する気候危機への認識を共有するとともに、令和32(2050)年に目指すべき姿や、今後、実行すべき具体的取組・ロードマップを明示し、都民や企業、団体等に脱炭素行動の呼びかけを行い、様々な政策をスタートさせました。

その後、新型コロナウイルス感染症*の猛威により世界が未曾有の危機に直面する中、気候危機の状況は一層深刻化していることを受けて、「2050年CO₂排出実質ゼロ」に向け、令和12(2030)年までの10年間の行動が極めて重要であるとの認識のもと、令和3(2021)年1月、東京都は、都内の温室効果ガス排出量を、令和12(2030)年までに平成12(2000)年比で50%削減することを目標とした「カーボンハーフ」を表明しました。同年3月には、「ゼロエミッション東京戦略2020 Update & Report」が策定されました。

2030年に向けた東京都の目標

- 都内温室効果ガス排出量(2000年比) : 50%削減
- 都内エネルギー消費量(2000年比) : 50%削減
- 再生可能エネルギー*による電力利用割合 : 50%程度
- 都内乗用車新車販売 : 100%非ガソリン化(2030年まで)
- 都内二輪車新車販売 : 100%非ガソリン化(2035年まで)



ゼロエミッション東京の実現に向けて具体的取組を進める6つの分野・14の政策

出典：東京都「ゼロエミッション東京戦略2020 Update & Report」

2 加速する生物多様性の損失とネイチャーポジティブ（自然再興）への移行

■ 愛知目標の評価

世界各国が生物多様性の損失の加速に危機感を共有する中、平成4(1992)年に「生物多様性条約」が採択され、翌年発効されました。平成22(2010)年に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)では、生物多様性の損失を止めるために、令和2(2020)年の達成を目指し、地球規模の生物多様性に関する20の個別目標を掲げた「愛知目標」が採択されました。

しかし、令和2(2020)年9月に愛知目標の達成状況は、「20の目標のうち、6つの目標が部分的に達成されたものの、完全に達成された目標はない」と評価されました。また、日本国内の生物多様性についても、「生態系サービスは過去50年間、劣化傾向にある」と評価されています。

戦略目標A. 生物多様性を主流化し、生物多様性の損失の根本原因に対処 目標1：生物多様性の価値と行動の認識 目標2：生物多様性の価値を国・地方の戦略及び計画プロセスに統合 目標3：有害な補助金の廃止・改革、正の奨励措置の策定・適用 目標4：持続可能な生産・消費計画の実施	戦略目標C. 生態系、種及び遺伝子の多様性を守り生物多様性の状況を改善 目標11：陸域の17%、海域の10%を保護地域等により保全 目標12：絶滅危惧種の絶滅が防止 目標13：作物・家畜の遺伝子の多様性の維持・損失の最小化
戦略目標B. 直接的な圧力の減少、持続可能な利用の促進 目標5：森林を含む自然生息地の損失を半減→ゼロへ、劣化・分断を顕著に減少 目標6：水産資源の持続的な漁獲 目標7：農業・養殖業・林業が持続可能に管理 目標8：汚染を有害でない水準へ 目標9：侵略的外来種の制御・根絶 目標10：脆弱な生態系への悪影響の最小化	戦略目標D. 生物多様性及び生態系サービスからの恩恵の強化 目標14：自然の恵みの提供・回復・保全 目標15：劣化した生態系の15%以上の回復を通じ気候変動緩和・適応に貢献 目標16：ABSに関する名古屋議定書の施行・運用
	戦略目標E. 参加型計画立案、知識管理と能力開発を通じて実施を強化 目標17：国家戦略の策定・実施 目標18：伝統的知識の尊重・統合 目標19：関連知識・科学技術の向上 目標20：資金を顕著に増加

※ 部分的に達成した目標を黄色囲み、未達成の目標を赤色囲みで示しました。

愛知目標と達成状況

出典：「令和3年度環境白書」を一部加工

■「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の採択

令和4(2022)年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)にて、愛知目標に代わる新たな国際目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。令和32(2050)年ビジョン「自然と共生する世界」を目指すに当たって4つのゴールが設定され、その実現のために達成しなければならない令和12(2030)年ミッションとして「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動を取る(ネイチャーポジティブ)」ことが合意されました。

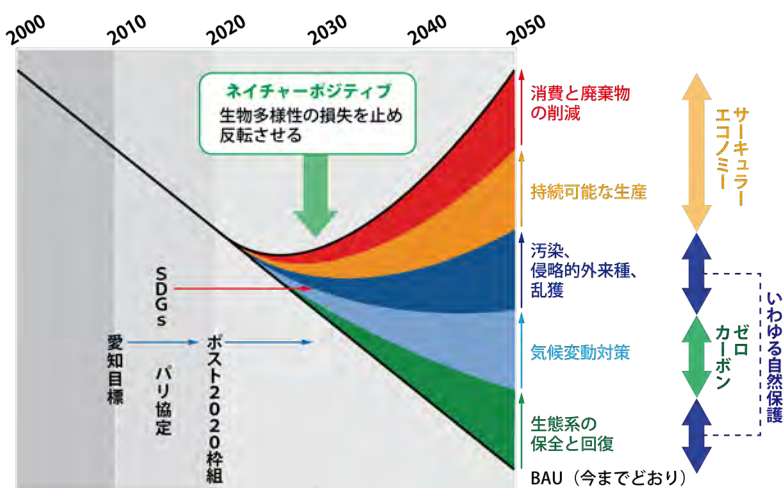
また、これらのビジョンやミッションを達成するために23のターゲットが設定され、その中には「30by30*」、「自然を活用した社会課題の解決(NbS)*」、「空間計画に基づく効果的な地域管理*」、「環境配慮型農業*の推進」、「侵略的外来種*の導入率・定着率削減」、「生物多様性に配慮した都市計画の確保」などが盛り込まれています。

コラム 01 ネイチャーポジティブ(自然再興)ってなに？

「ネイチャーポジティブ(自然再興)」とは、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること」を意味します。

今の地球は、すさまじい速度で生きものが絶滅しているなど「ネガティブ」の状態にあります。

これを令和12(2030)年までに生物の種の数が増え回復していくなど「ポジティブ」な状態にしていくために、生態系が豊かになるような経済活動へ切り替えていく取組が進められています。

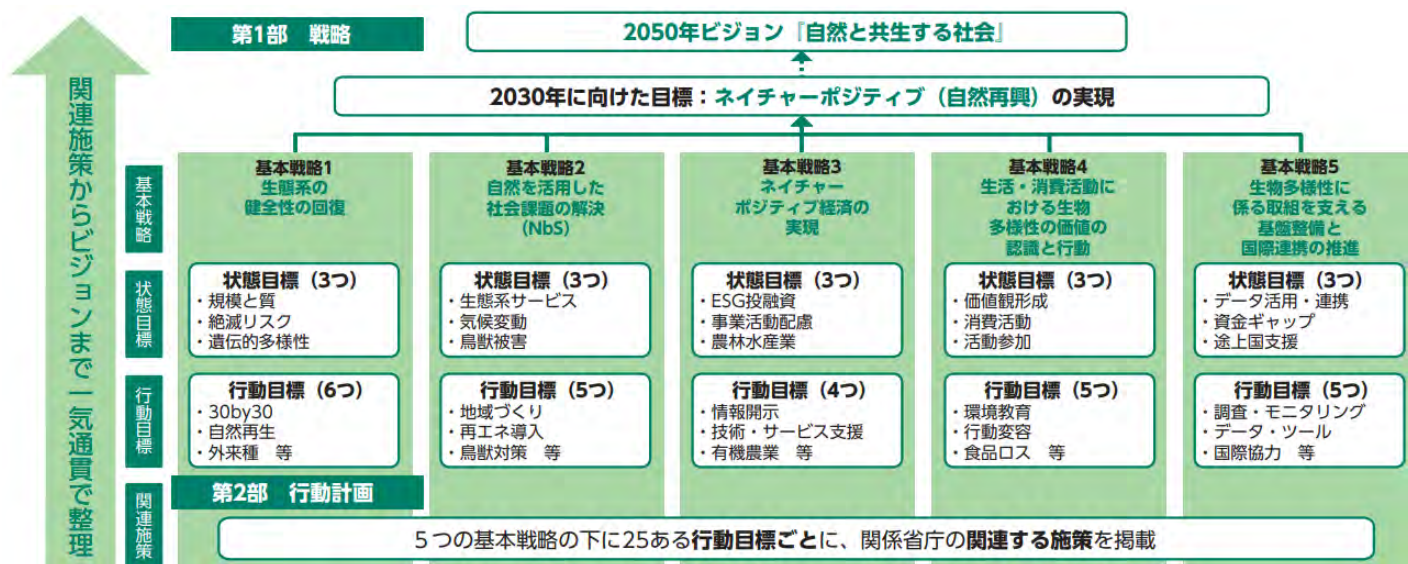


生物多様性の損失を減らし回復させる行動の内訳
出典：「地球規模生物多様性概況第5版(GB05)」を一部加工

■「生物多様性国家戦略2023-2030」の策定

令和5(2023)年3月に、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の採択に対応した我が国の戦略である「生物多様性国家戦略2023-2030」が閣議決定されました。

「生物多様性国家戦略2023-2030」では、生物多様性の損失と気候危機の「2つ危機」への統合的対応や、ネイチャーポジティブに社会経済的な変革を含めて統合的にアプローチをすることを強調しており、「自然を活用した社会課題の解決(NbS)*」や「ネイチャーポジティブ経済の実現」を含めた5つの基本戦略が掲げられています。



生物多様性国家戦略 2023-2030 の構造

出典：「生物多様性国家戦略 2023-2030 の概要」



コラム 02 自然共生サイト「国分寺サイト 協創の森」

令和4(2022)年12月に採択された昆明・モントリオール生物多様性枠組では、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保存しようとする目標(30by30目標)が示されました。目標達成のためには、国の取組を推進することに加え、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を広げていくことも重要であることから、環境省では、令和5(2023)年度から「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト」に認定しています。

国分寺市内では、株式会社日立製作所の「国分寺サイト 協創の森」(22.4ha)が認定されています。

サイト内の森の中には多様な生態系が広がり、森の奥部は樹林環境及びそれが有する水源涵養機能が維持されています。また、奥部以外では、定期的な草刈りや低木のせん定などを実施し維持管理を行っているほか、一級河川である野川の源流の一つとして湧水量の測定を実施しています。



写真提供：株式会社日立製作所

■「東京都生物多様性地域戦略」の改定

東京都は、令和5(2023)年4月に生物多様性基本法第13条に基づく東京都の地域戦略として「東京都生物多様性地域戦略」を改定しました。

「東京都生物多様性地域戦略」では、令和12(2030)年に達成すべき目標として「生物多様性を回復軌道に乗せる＝ネイチャーポジティブの実現」を掲げ、3つの基本戦略に対する行動目標と、地形区分(山地、丘陵地、台地、低地、島しょ部)ごとの将来像を設定し、その実現に向けた行動方針を定めています。

東京の将来像を実現するための2030年目標

2030年目標

自然と共生する豊かな社会を目指し、あらゆる主体が連携して生物多様性の保全と持続可能な利用を進めることにより、**生物多様性を回復軌道に乗せる＝ネイチャーポジティブの実現**

<昆明・モントリオール生物多様性枠組>

2030年ミッション

自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる

世界目標の主要要素

- 保全に関する目標
30by30目標、劣化した自然地域の30%の再生、外来種定着の半減
- ビジネス、主流化に関する目標
ビジネスにおける影響評価・情報公開の促進
- NbSに関する目標
自然が持つ調整力を減災等に活用

生物多様性の状態



<ネイチャーポジティブ実現のイメージ>

- ✓ 生物多様性の恵みを持続的なものにするためには、世界目標である「ネイチャーポジティブの実現」に貢献し、地球規模の課題にも対応した行動変容が必要
- ✓ 行政だけでなく都民、事業者、民間団体、教育・研究機関など様々な主体が連携・協働する必要

2030年目標の実現に向けた3つの基本戦略

I 生物多様性の保全と回復を進め、東京の豊かな自然を後世につなぐ

II 生物多様性の恵みを持続的に利用し、自然の機能を都民生活の向上にいかす

III 生物多様性の価値を認識し、都内だけでなく地球規模の課題にも対応した行動にかえる

基本戦略ごとの行動目標

基本戦略Ⅰの行動目標

生物多様性バージョンアップエリア 10,000+

「自然地の保全管理」「みどりの新たな確保」「公園・緑地の新規開園」により、生きものの生息・生育空間や生態系サービスの維持向上を図るエリアを「生物多様性バージョンアップエリア」として位置付け、行政として10,000haを目指す。さらに、民間の取組を「+（プラス）」で表現し、様々な主体と共に取り組んでいく。



隣の丘かない人工林



豊かな森林へバージョンアップ

新たな野生絶滅ZEROアクション

2030年時点で、新たに野生絶滅となる種がゼロとなるようにするための実効性のある取組を様々な主体と共に実施することを目指す

基本戦略Ⅱの行動目標

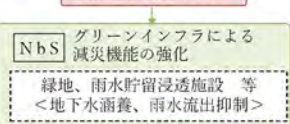
Tokyo-NbSアクションの推進 ～自然に支えられる都市東京～

自然を活用した解決策（NbS）となる取組を、行政・事業者・民間団体など各主体がともに推進する。2030年までに「NbS定着期間」と捉え、各主体がNbSとなる取組を実施することを目指す。

■NbS (Nature-based Solutions)

自然の機能を活用した社会課題の同時解決

(例) 自然災害リスク



自然災害リスクの低減に貢献

基本戦略Ⅲの行動目標

生物多様性都民行動100% ～一人ひとりの行動が社会を変える～

保全活動への参加や消費行動など、全ての都民が生物多様性に配慮・貢献することを目指す。また、都民だけでなく、事業者・民間団体等、あらゆる主体が生物多様性に配慮・貢献する取組を推進していく。

■都政モニター調査（2020）

「自然環境や生きもののために日頃から心がけていること」
特に何もしていない…10.7% ←ゼロに



自然を守る活動に参加



環境に配慮した商品の選択

10の行動方針

地域の生態系や多様な生きものの生息・生育環境の保全

希少な野生動植物の保全と外来種対策

人と野生動物との適切な関係の構築

自然環境情報の収集・保管・分析・発信

東京産の自然の恵みの利用（供給サービス）

防災・減災等につながる自然の機能の活用（調整サービス）

快適で楽しい生活につながる自然の活用（文化的サービス）

生物多様性の理解促進

生物多様性を支える人材育成

都内だけでなく地球環境にも配慮・貢献する行動変容

東京都生物多様性地域戦略の概要

出典：「東京都生物多様性地域戦略概要版」

3 循環型社会*の形成

■ 海洋プラスチック問題

プラスチックを含む海洋ごみによって、生態系を含めた海洋環境の悪化等の問題は深刻化しています。この地球規模の環境問題について、令和元(2019)年6月に行われたG20大阪サミットでは、令和32(2050)年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が提案され、世界共通のビジョンとして共有されました。

令和4(2022)年2月から3月にかけて開催された第5回国連環境総会再開セッションにおいて、「プラスチック汚染を終わらせる：法的拘束力のある国際約束に向けて」が採択され、プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書(条約)の策定に向けた政府間交渉委員会の設立が合意されました。

■ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

令和元(2019)年5月に、政府は、海洋プラスチックごみ問題、気候変動*問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化の幅広い課題に対応するため、「プラスチック資源循環戦略」を策定し、3R+Renewableの基本原則*と、6つの野心的なマイルストーン*を目指すべき方向性として掲げました。さらに、令和4(2022)年4月には、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を促進するための措置を盛り込んだ「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました。

■ 東京都プラスチック削減プログラム

東京都では、令和3(2021)年12月にゼロエミッション*東京戦略の個別分野のプログラムとして「東京都プラスチック削減プログラム」を策定しました。これまでの廃棄物のリサイクル率等の目標に加え、プラスチックに関する令和12(2030)年目標を掲げた取組が示されています。

■ 食品ロス*の削減の推進に関する法律の施行

SDGsにおいて、食品ロスの削減に関する具体的な目標が掲げられたことを踏まえ、我が国では、令和元(2019)年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されました。また、令和2(2020)年3月には、同法に基づき、食品ロスの削減に関する施策の総合的な推進を図るため、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が策定されました。

■ 東京都食品ロス削減推進計画

東京都では、令和3(2021)年3月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づく「東京都食品ロス削減推進計画」を策定しました。同計画では、令和32(2050)年に食品ロス発生量の実質ゼロを掲げています。この中で生産から消費に至るまでのあらゆる段階で発生している食品ロスは、資源の無駄だけでなくCO₂排出の面からも喫緊に取り組むべき課題であること、多岐にわたる食品ロス対策を着実に進めるため、事業者、消費者、行政等が緊密に連携を図り一丸となって取組を推進することなどが示されています。

4 環境と経済の共生

■ ESG*金融

持続可能な社会の実現に向けて産業・社会構造の転換を促すには、巨額の資金が必要であり、民間資金の導入が不可欠です。世界では、パリ協定*やSDGs等を背景として、財務情報だけでなく、環境(Environment)、社会(Social)、企業統治(Governance)の3つの視点から企業を評価した投融資行動(ESG金融)が拡大しています。

このような資金の流れは、日本でも近年急速に拡大しており、世界全体のESG投資残高に占める日本の割合は、平成28(2016)年時点では約2%にとどまっていたましたが、令和2(2020)年には約8%を占めています。ESG投資を呼び込むためには、SDGsや脱炭素を意識した事業活動が求められています。

■ 循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行

循環経済とは、資源(製品や部品等を含む)を循環利用し続けながら、新たな付加価値を生み出し続けようとする経済システムのことです。物質の大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とする一方通行型の線形経済(リニアエコノミー)の反対概念として位置付けられたものです。循環経済への移行は、企業の事業活動の持続可能性を高めるため、ポストコロナ時代における新たな競争力の源泉となる可能性を秘めており、新たなビジネスモデルの台頭が国内外で進んでいます。

我が国においては、令和2(2020)年5月に策定した「循環経済ビジョン2020」において環境活動としての3R*から経済活動としての循環経済への転換等の方向性が示され、令和5(2023)年3月には、この方向性を踏まえ、国内の資源循環システムの自律化・強靱化と国際市場獲得を目指した総合的な政策パッケージである「成長志向型の資源自律経済戦略」が策定されました。

■ GX(グリーントランスフォーメーション)*

GXとは、気候変動*による環境問題の深刻化を背景に、2050年カーボンニュートラル*や、温室効果ガス*排出削減目標の達成に向けた取組を経済成長の機会と捉え、排出削減と産業競争力の向上の実現に向けて、経済、環境及び社会の好循環を生み出す、経済社会システム全体の変革のことです。これは、産業革命以来の化石エネルギー中心の産業構造・社会構造を、クリーンエネルギー中心のものへと転換する、産業・エネルギー政策の大転換を意味しています。

世界では今、GXの実現に向けた投資競争が加速しています。我が国でも、GXの取組を加速させることは、エネルギーの安定供給につながるとともに、日本経済を再び成長軌道へと戻す起爆剤としての可能性を秘めているとして、GXを実行するための議論が重ねられ、「GX実現に向けた基本方針」が令和5(2023)年2月に閣議決定されました。

第3章 国分寺市の環境の現状と課題

1 国分寺市の概況

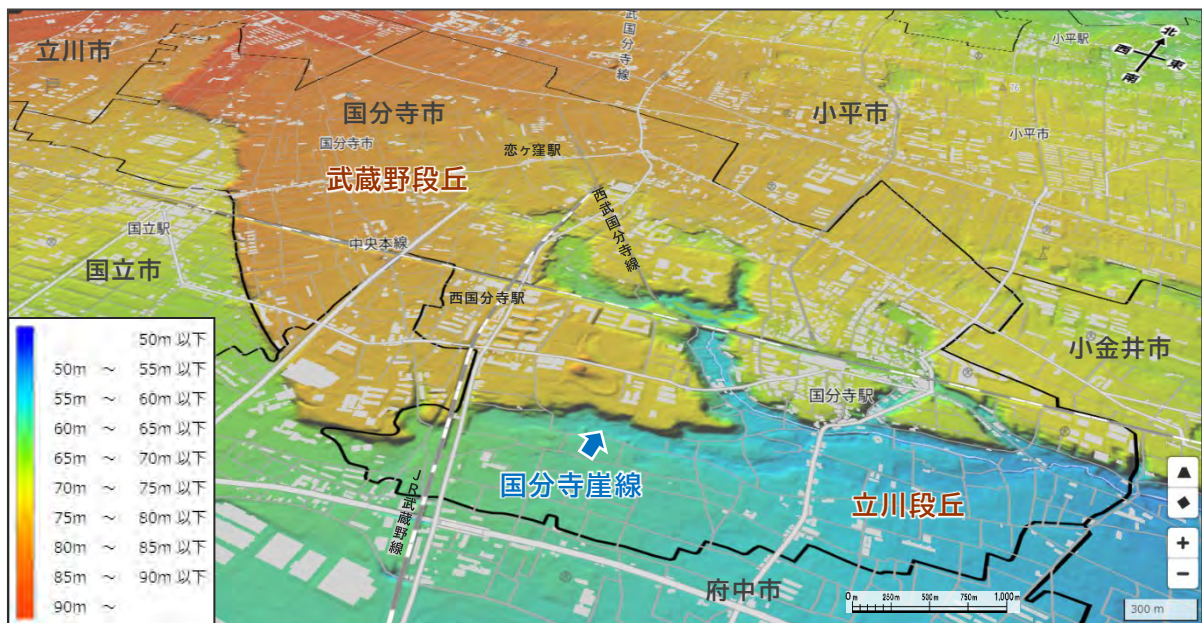
(1) 地勢・気候

本市は、東京都の中心（重心）、いわゆる東京の「へそ」に位置しており、市域は、東西約5.68km、南北約3.86km、面積11.46km²です。

地形としては、武蔵野段丘と急な崖を境にして一段低い平坦地の立川段丘、さらに武蔵野段丘をきぎむ野川上流の谷でできており、海拔の最高地点は西町五丁目付近で約92m、最低地点は東元町一丁目付近で約55mとなっています。

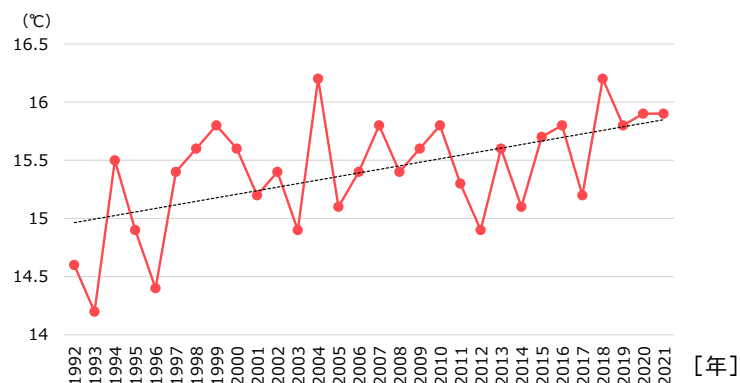
武蔵野段丘と立川段丘との境には、市の北西端から南東端まで連続している急な崖があり、「国分寺崖線^{がいせん}*」と呼ばれています。大田区まで連続する東京の代表的な崖線であり、市の地形的な特徴となっています。

本市の気候は、夏季は高温多湿、冬季は乾燥した晴天が多い関東平野南部の一般的な気候ですが、近年は、地球温暖化等の影響による気温の上昇傾向が見られます。



国分寺市の概況

資料：地理院地図 Vectorを用いて作成



国分寺市周辺（府中観測所）の年平均気温の推移

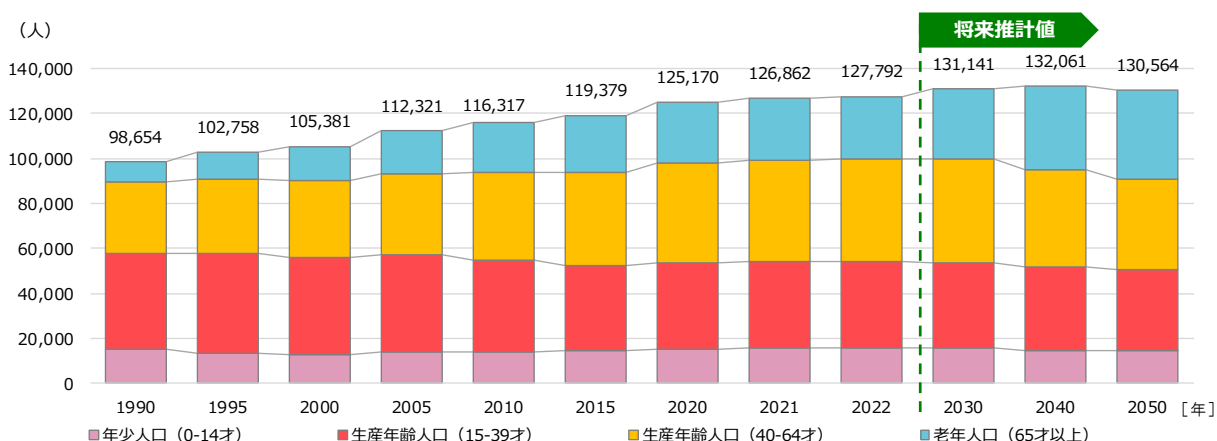
資料：「気象庁資料」をもとに作成

(2) 人口・世帯数

全国の人口は既に減少に転じていますが、本市の人口と世帯数は増加傾向にあります。近年、市の人口は12～13万人の間で推移しており、将来の人口は、令和22(2040)年頃にピークを迎えた後、減少に転じる見込みです。

年齢別では、65歳未満の人口は令和12(2030)年よりも前にピークを迎え、それ以降は減少に転じる見込みであるのに対し、65歳以上の人口は令和12(2030)年以降も増加する見込みです。

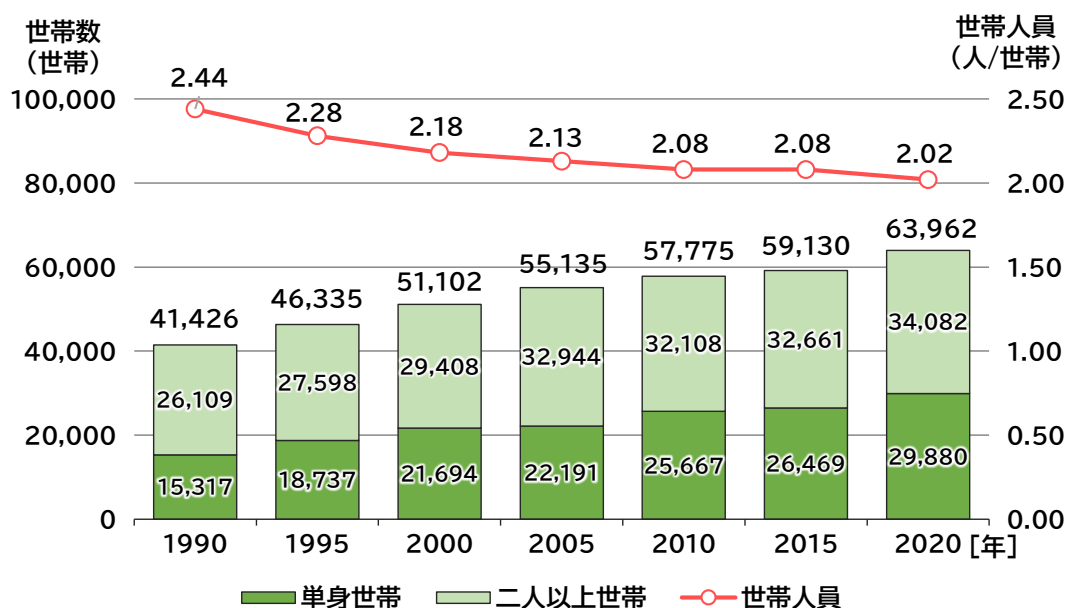
また、世帯数は、特に単身世帯が増加傾向にあります。そのため、一世帯当たりの人員は30年間で2.44人から2.02人まで減少しています。



※各年1月1日現在。平成24(2012)年7月9日の住民基本台帳法改正により、平成27(2015)年以降の値には外国人も含まれます。

人口の推移と将来推計

資料：「国分寺市統計」、「国分寺市人口ビジョン(第3版)」をもとに作成



世帯数と世帯人員の推移

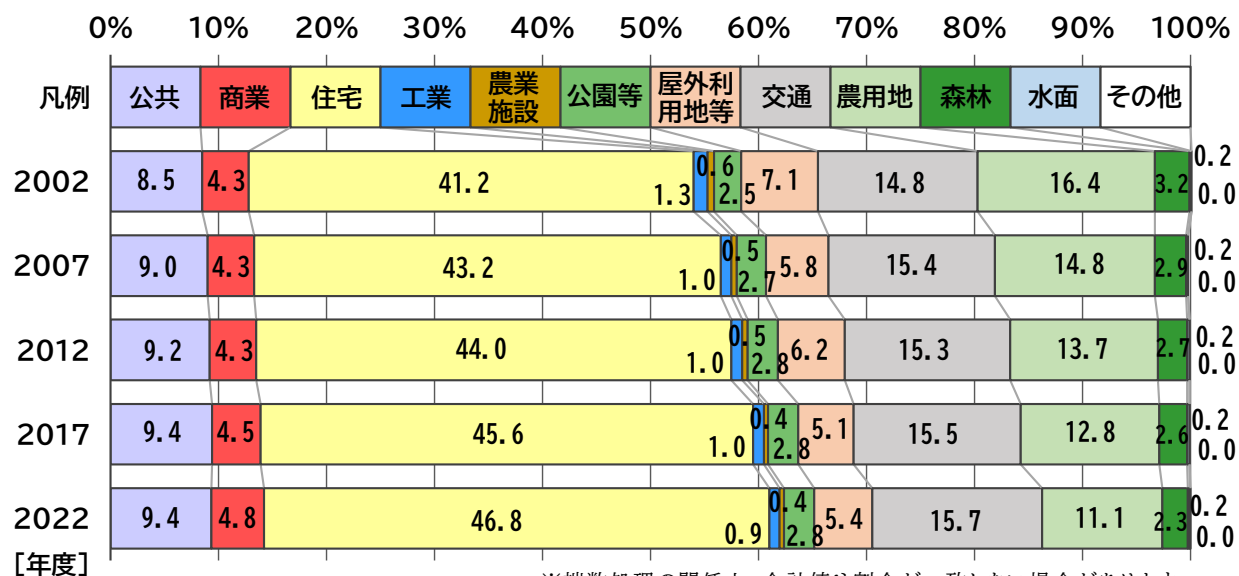
資料：「オール東京62市区町村共同事業*提供資料」をもとに作成

(3) 土地利用・交通

■ 土地利用

本市は、JR中央線、JR武蔵野線、西武国分寺線、西武多摩湖線など、交通ネットワークが充実しており、都心へのアクセス性も高いことから、住宅都市としての特性を有しています。

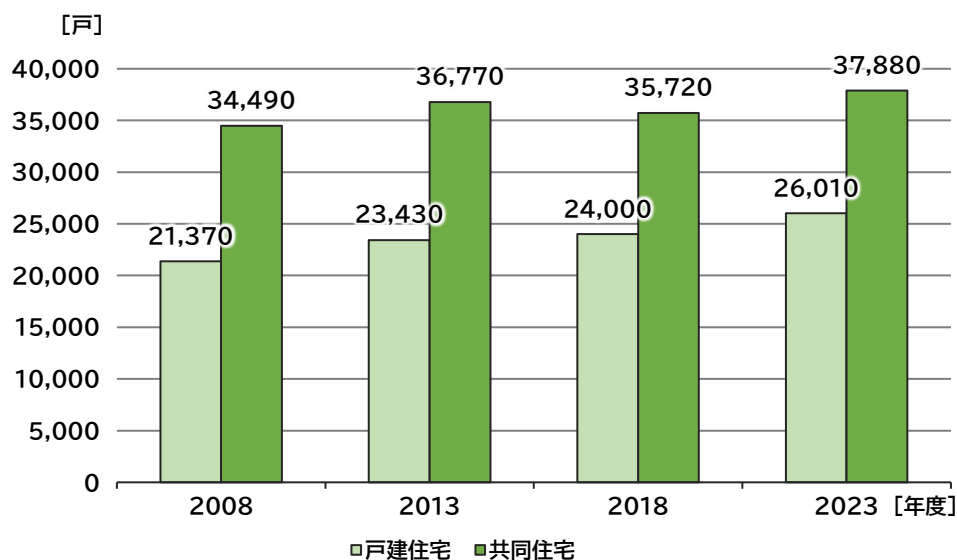
市内の土地利用は、住宅(用地)が最も多く、46.8%を占めています。そのほかには道路や鉄道などの交通用地や農用地の割合が多くなっています。推移を見ると、農用地、森林(樹林地)等が減少し、住宅(用地)が増加しています。



※端数処理の関係上、合計値や割合が一致しない場合があります。

土地利用の推移

資料：「土地利用現況調査」をもとに作成



戸建住宅・共同住宅数の推移

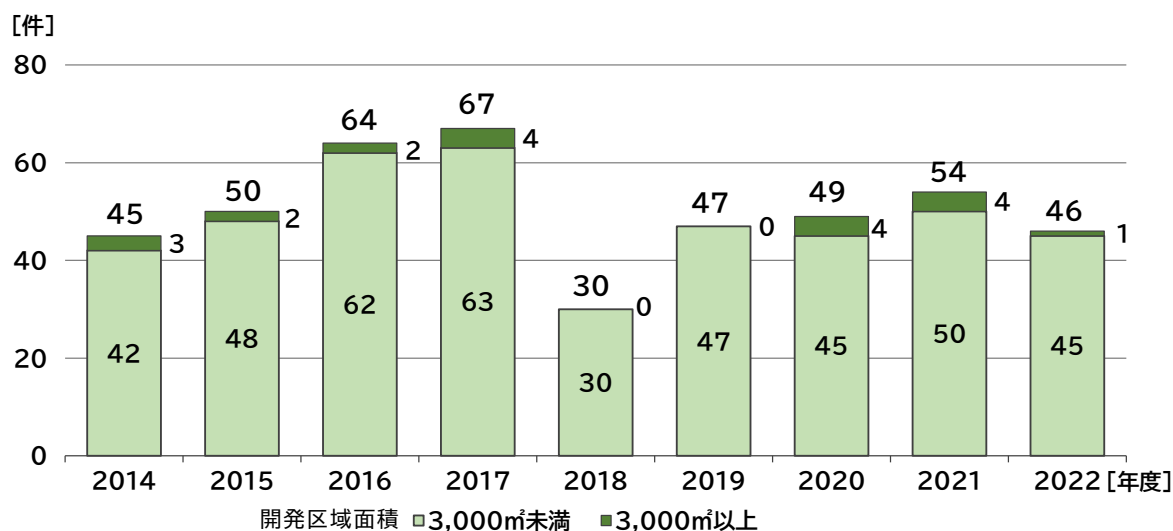
資料：総務省「住宅・土地統計調査報告」をもとに作成

■ 開発事業

本市では、良好な住環境を創出するため、国分寺市まちづくり条例（平成16年条例第18号）において、一定規模以上の開発事業を対象に、道路後退、公開空地、敷地面積の最低限度、接道部・敷地内の緑化等の土地利用に関するルールを定め、事業者へ指導・協議を行っています。

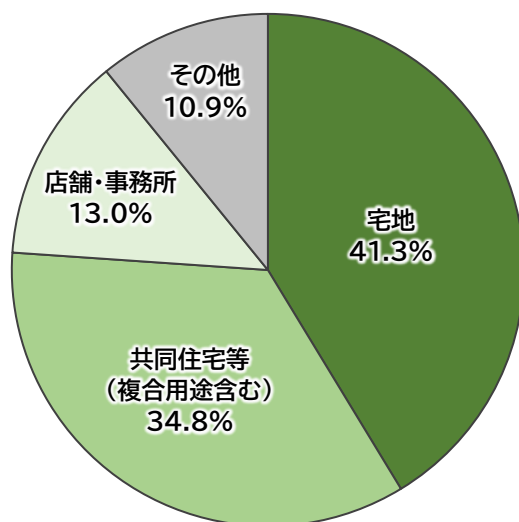
開発事業件数は、平成29（2017）年度まで増加傾向にありましたが、近年は50件前後で推移しています。

用途別に見ると、令和4（2022）年度は、宅地（主に戸建住宅の建築を目的とした宅地造成）が41.3%、共同住宅等（複合用途含む）が34.8%となっており、住宅系の開発事業が7割以上を占めています。



国分寺市まちづくり条例に基づく開発事業件数

資料：「国分寺市まちづくり条例運用報告書」をもとに作成



※複合施設については主要な用途で区分しています。

用途別開発事業件数の割合（令和4（2022）年度）

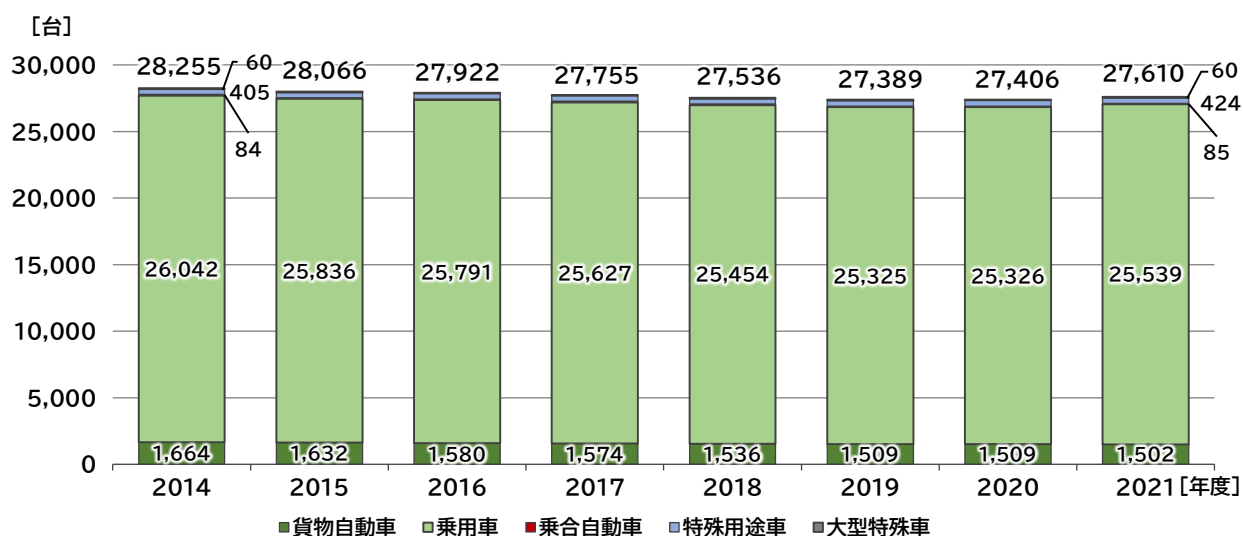
資料：「令和4年度国分寺市まちづくり条例運用報告書」をもとに作成

交通

令和3(2021)年度の本市の自動車登録台数は、27,610台であり、近年は27,000台で推移しています。

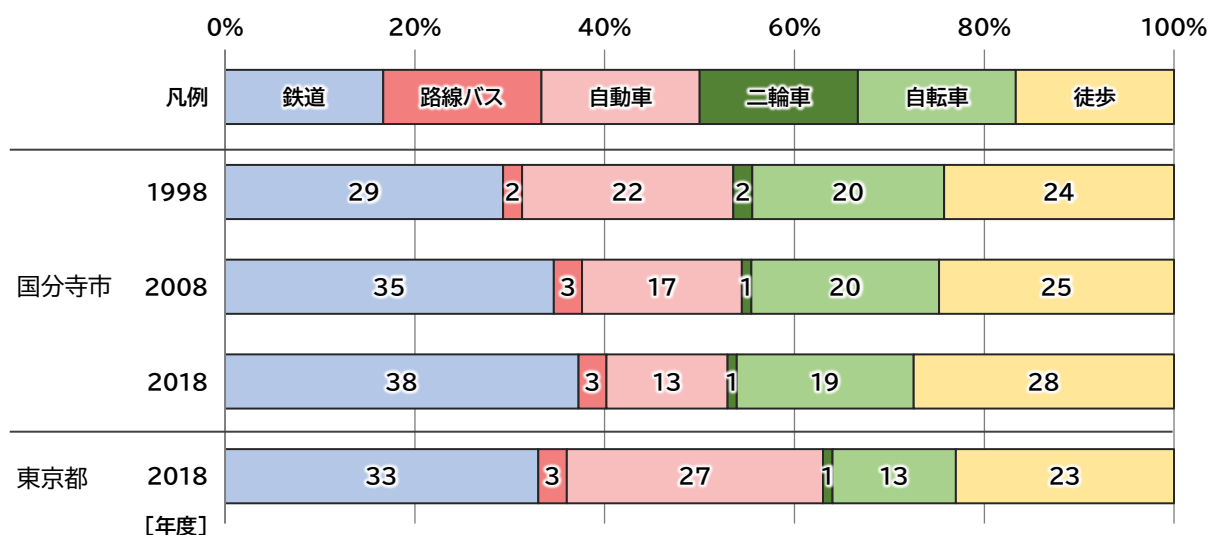
また、パーソントリップ調査における本市の代表交通手段の割合は、平成30(2018)年では、鉄道38%、路線バス3%、自動車13%、二輪車1%、自転車19%、徒歩28%となっており、東京都全体と比べ、自動車の割合が低く、鉄道・自転車・徒歩の割合が高くなっています。

平成20(2008)年と比較すると、利用割合は鉄道と徒歩がそれぞれ3ポイント増加した一方で、自動車は4ポイント減少しています。



自動車登録台数の推移(各年度末)

資料:「東京都統計年鑑」をもとに作成



※端数処理のため合計が100%にならない場合があります。

代表交通手段の割合

資料:「東京都市圏パーソントリップ調査」をもとに作成

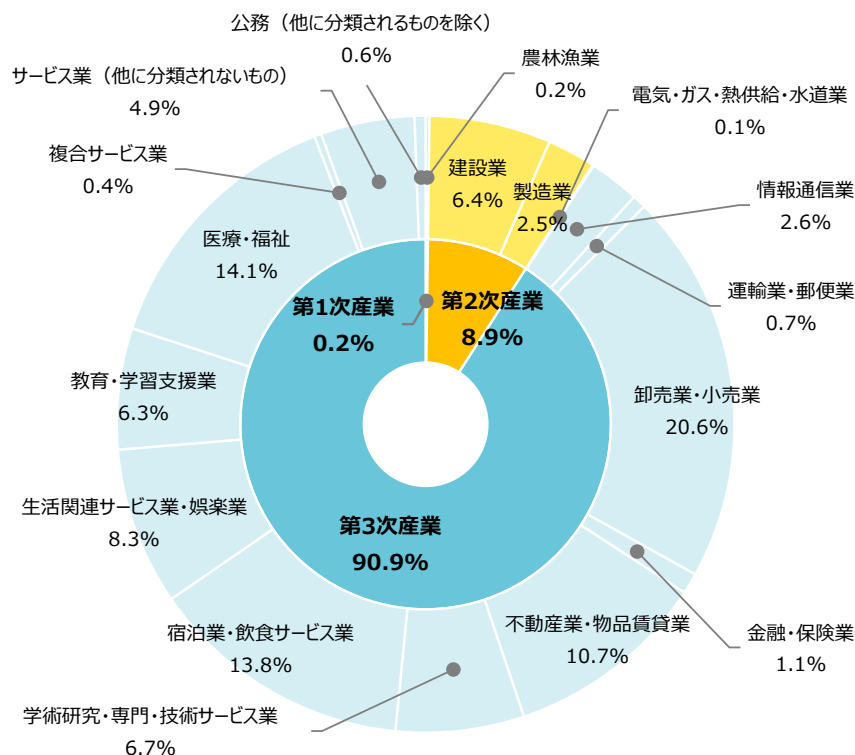
(4) 産業

■ 事業所数・従業員数

令和3(2021)年時点の市内の事業所数は3,481事業所、従業者数は36,552人です。

事業所数の割合は、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業、医療・福祉などの第3次産業が主であり、90.9%を占めます。建設業、製造業などの第2次産業は8.9%、第1次産業である農林漁業は0.2%です。

また、中小規模の事業所が多く、従業員規模が10人未満の事業所が約75%を占めます。



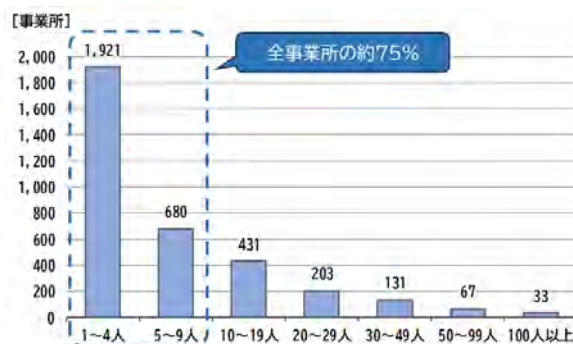
※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合があります。

国分寺市の産業構造(事業所数の割合)

出典：総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査結果」をもとに作成



従業者数の推移



※出向・派遣従業員のみの15事業所除く。

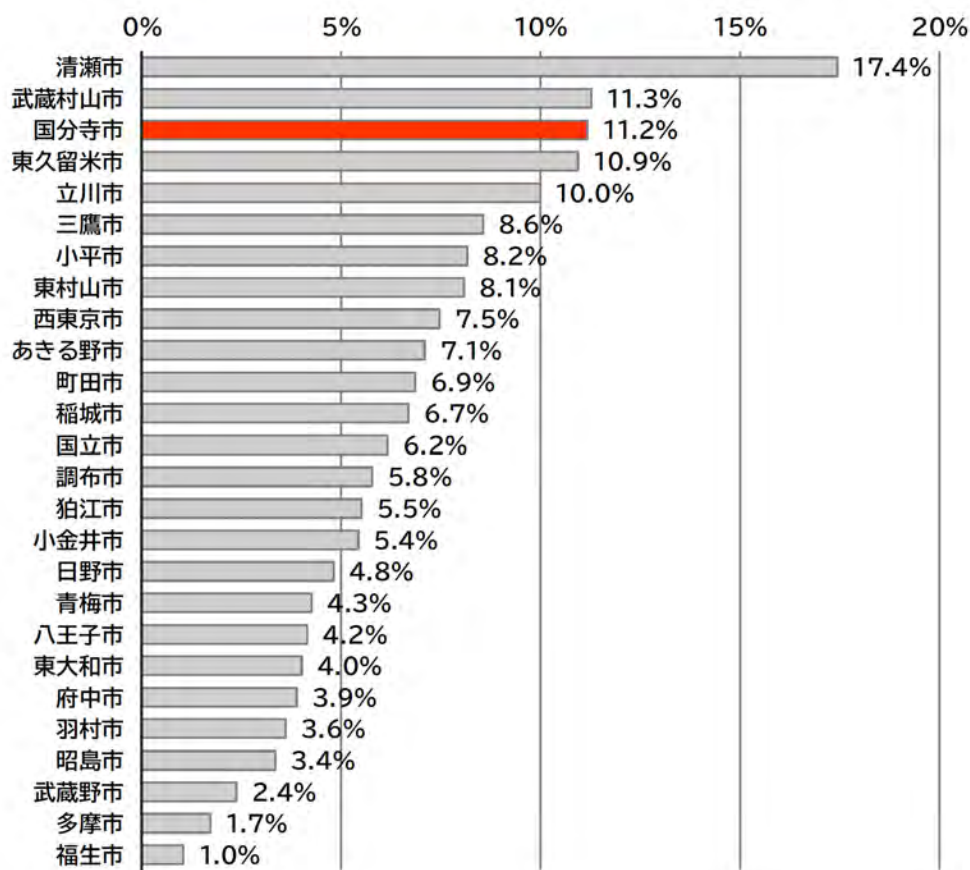
従業者規模別事業所数

出典：総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査結果」をもとに作成

■ 農業

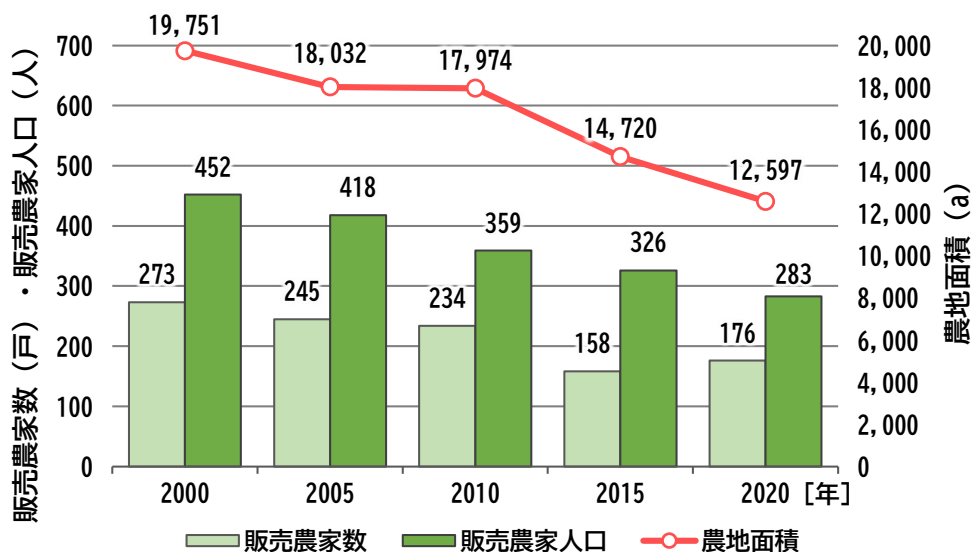
市の面積に占める農地面積の割合は11.2%で、多摩26市では3番目に高くなっています。

本市は都市農業が盛んであり、平成27(2015)年度から市内農家が生産し、販売する地場産農畜産物が「こくベジ」の愛称でブランディングされ、市民に親しまれています。一方で、販売農家数、販売農家人口、農地面積はいずれも減少傾向にあります。



市の面積に占める農地面積の割合

資料：「令和4年度東京都の地域・区市町村別農業データブック」をもとに作成



販売農家数、販売農家人口、農地面積の推移

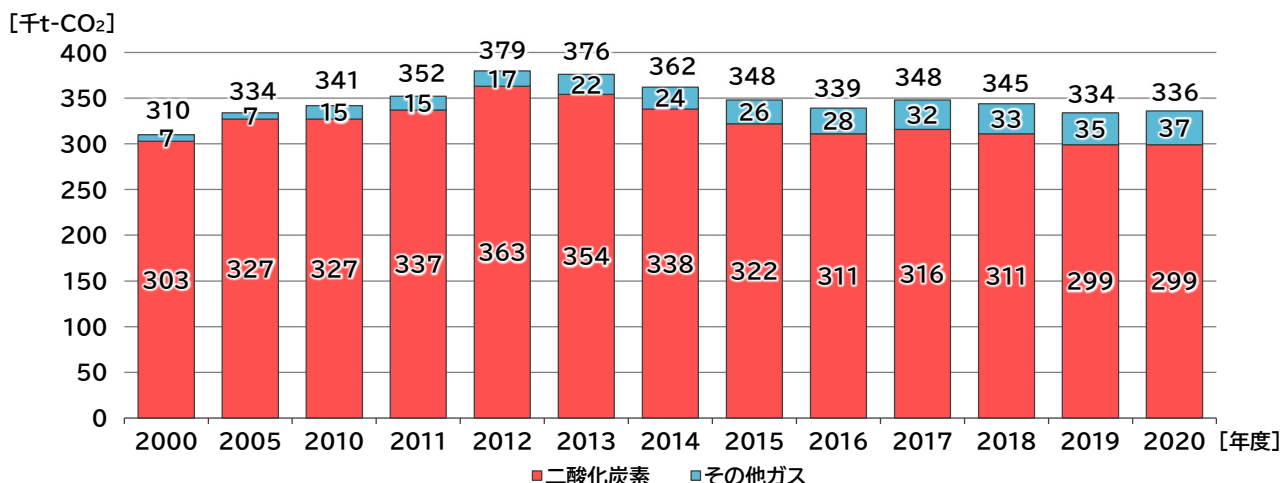
資料：「国分寺市統計」をもとに作成

2 国分寺市の環境

(1) 地球環境

■ 市内の温室効果ガス*排出量

本市の令和2(2020)年度の温室効果ガス排出量は、336千t-CO₂です。そのうち、二酸化炭素が約9割を占めています。東京都の基準年*である平成12(2000)年度比で8.7%増加し、国の基準年である平成25(2013)年度比で10.5%減少しており、平成24(2012)年度以降、おおむね減少傾向で推移しています。

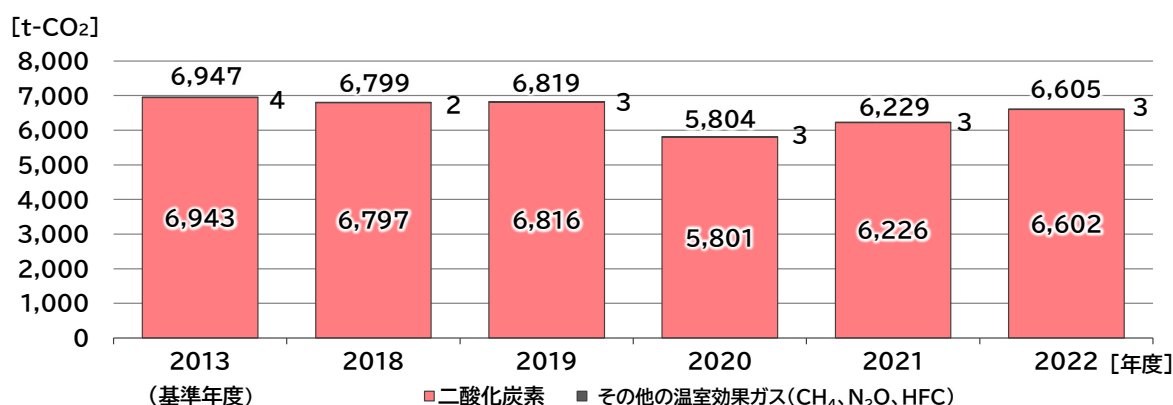


市内の温室効果ガス排出量の推移

出典：「オール東京62市区町村共同事業提供データ」をもとに作成

■ 市の事務事業における温室効果ガス排出量

市の事務事業における令和4(2022)年度の温室効果ガス排出量は、6,605t-CO₂であり、基準年である平成25(2013)年度比4.9%削減にとどまっています。また、温室効果ガス排出量の99.9%以上を二酸化炭素が占めています。



※2013、2018、2019年度は一般廃棄物の焼却による排出量を差し引いて算出しています。

市の事務事業における温室効果ガス排出量の推移

出典：「国分寺市役所ゼロカーボン行動計画(第五次国分寺市地球温暖化防止行動計画(市役所版))」*

本市では、令和6(2024)年3月に、「国分寺市ゼロカーボン行動計画*」及び、「国分寺市役所ゼロカーボン行動計画(第五次国分寺市地球温暖化防止行動計画(市役所版))」を策定し、両計画に示す温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向け、施策を推進しています。

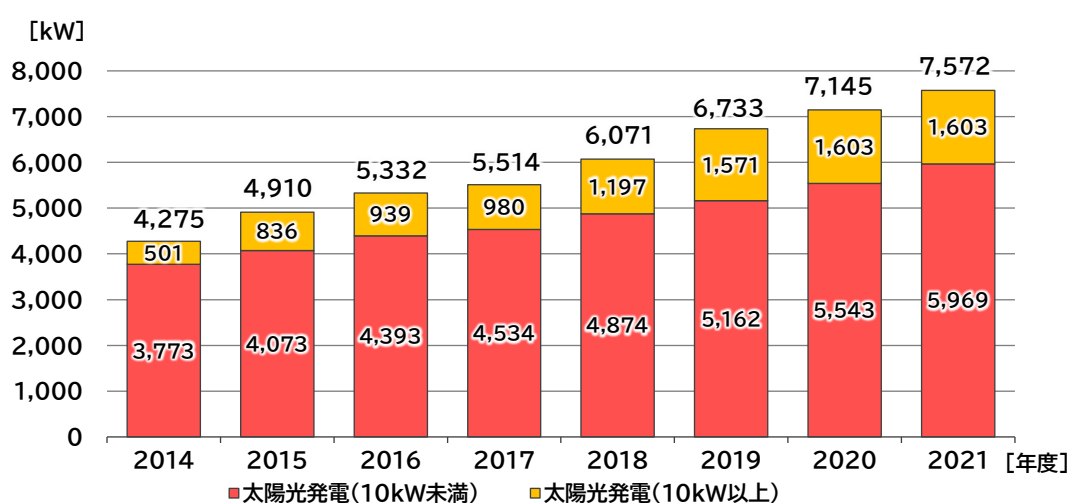
■ 再生可能エネルギー*導入量

本市で導入が進んでいる再生可能エネルギー設備は、太陽光発電*設備であり、そのうち戸建て住宅を中心とした住宅用太陽光発電設備(10kW未満)の割合が多くなっています。

令和3(2021)年度の再生可能エネルギー導入容量の合計は7,572kWであり、そのうち太陽光発電(10kW未満)が約8割を占めています。

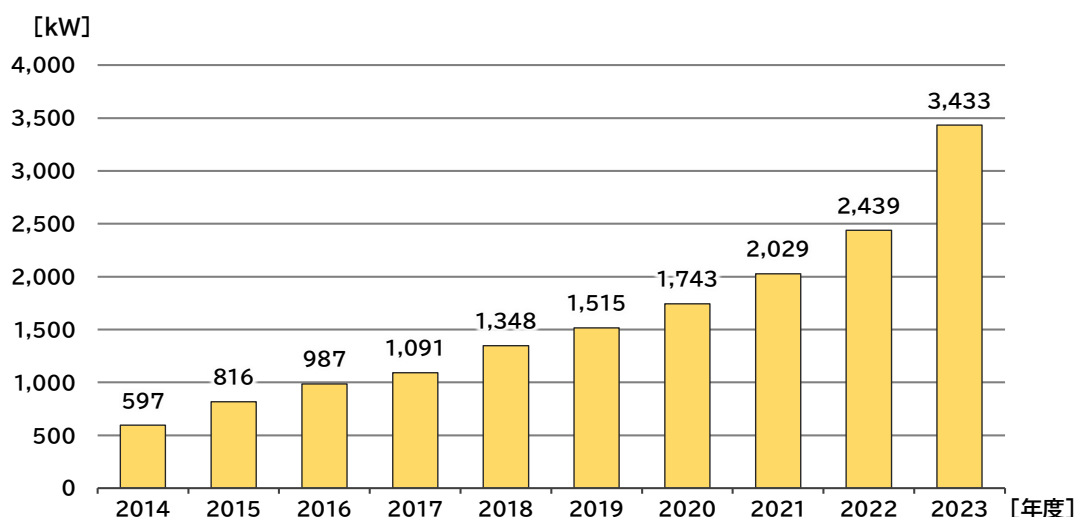
また、市内の再生可能エネルギー導入容量は、近年、増加傾向にあり、導入容量の増加と合わせて、市内の発電電力量も増加しています。

本市では、住宅用太陽光発電機器等助成事業を平成25(2013)年7月から実施しており、令和5(2023)年度までの助成による再生可能エネルギーの導入容量の累計は3,433kWになります。



市内の再生可能エネルギー(太陽光発電機器)の導入容量の推移

資料：環境省「自治体排出量カルテ」をもとに作成



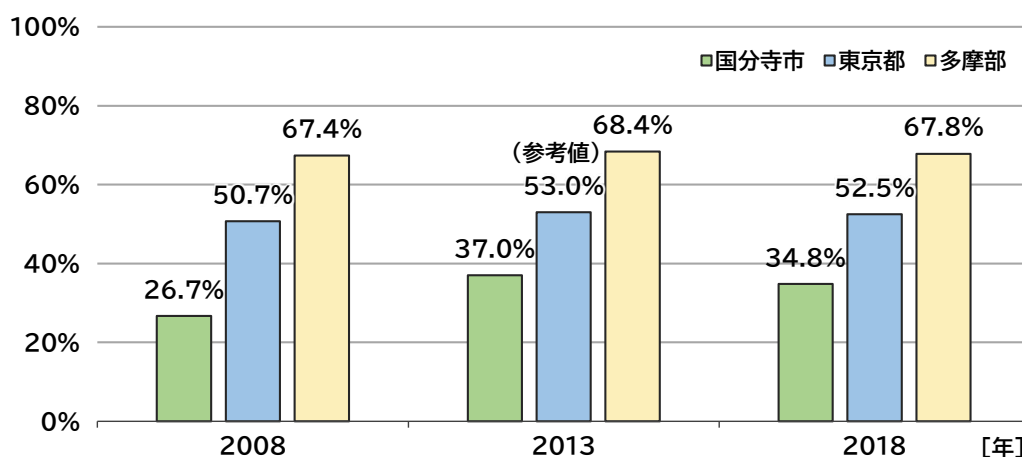
国分寺市住宅用太陽光発電機器等助成による再生可能エネルギーの導入容量(累計)の推移

資料：「国分寺市住宅用太陽光発電機器等助成受付台帳」をもとに作成

(2) 自然環境

■ みどり率*

本市は、国分寺崖線^{がいせん}*やお鷹の道・真姿の池湧水群など、豊かな緑と水に彩られたまちで、農地や樹林地が残っており、武蔵野の面影を残しています。しかし、都市化の進展に伴い、農地などの緑は減少傾向にあります。東京都が実施した調査結果をもとに算定した本市のみどり率は、平成30(2018)年は34.8%となっており、平成25(2013)年以降の5年間で2.2ポイント減少しています。



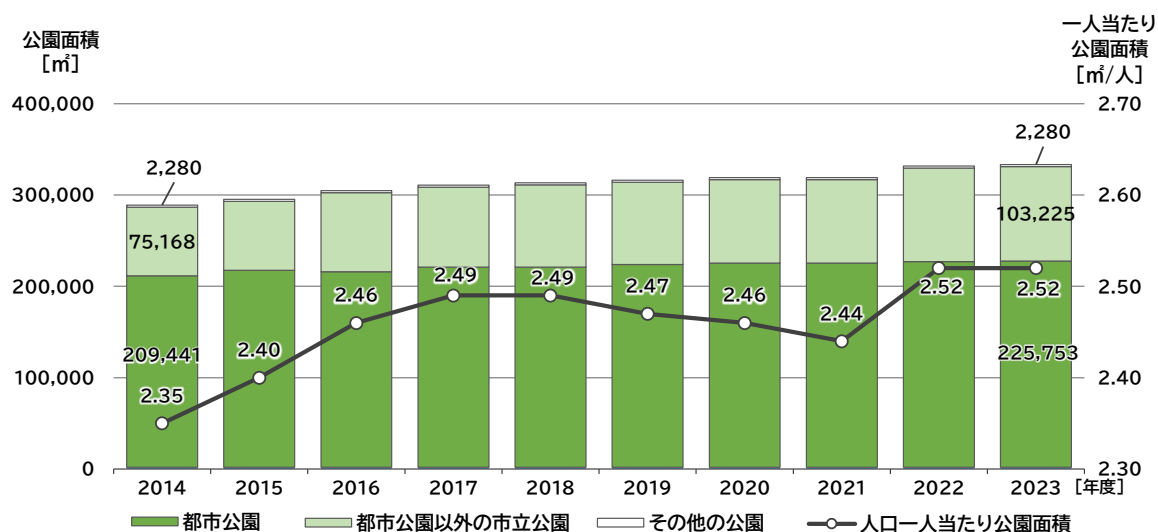
※ 平成30(2018)年の東京都調査では、従来に比べて高い精度で緑を抽出することができる近赤外線画像を活用した調査手法となっています。平成25(2013)年参考値は、平成25(2013)年の航空写真と近赤外線画像を用いて平成30(2018)年調査と同じ手法により算出した値です。平成20(2008)年については、近赤外線画像がないため、計算を行っていません。

みどり率の推移

資料：「令和5年度国分寺市環境報告書(令和4年度実績)」及び「東京都みどり率調査結果」をもとに作成

■ 公園面積

本市の公園については、都市公園、都市公園以外の市立公園ともに面積は増加しています。また、平成26(2014)年から令和5(2023)年の10年間で、市の人口は約1万人増加していますが、一人当たりの公園面積は2.35㎡から2.52㎡に増加しています。



市内の公園面積の推移

資料：「東京都公園調書」をもとに作成(各年度4月1日現在)

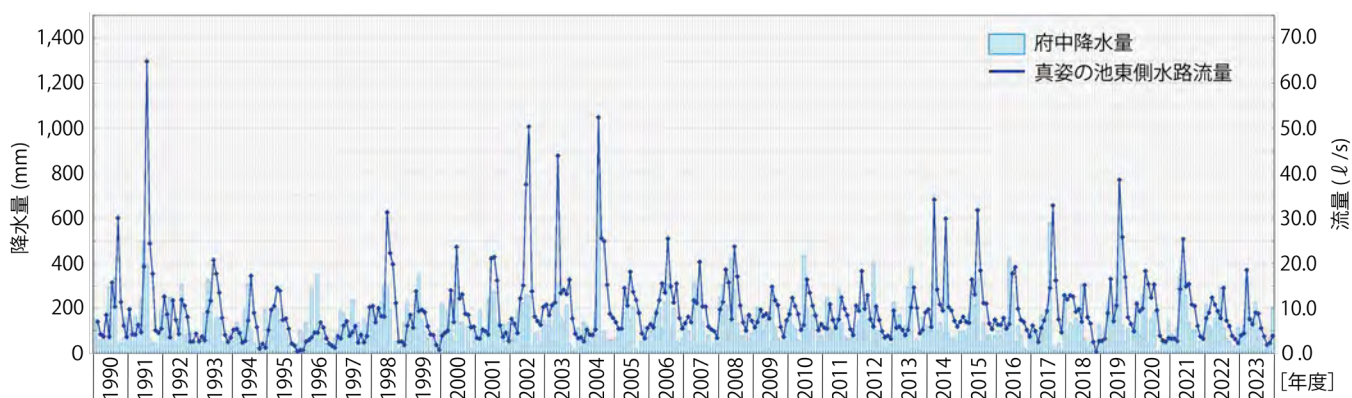
■ 湧水

本市の湧水及び地下水の流量については、いずれも多量の降雨の後には増大し、渇水期には流量が大幅に減少する傾向が見られます。

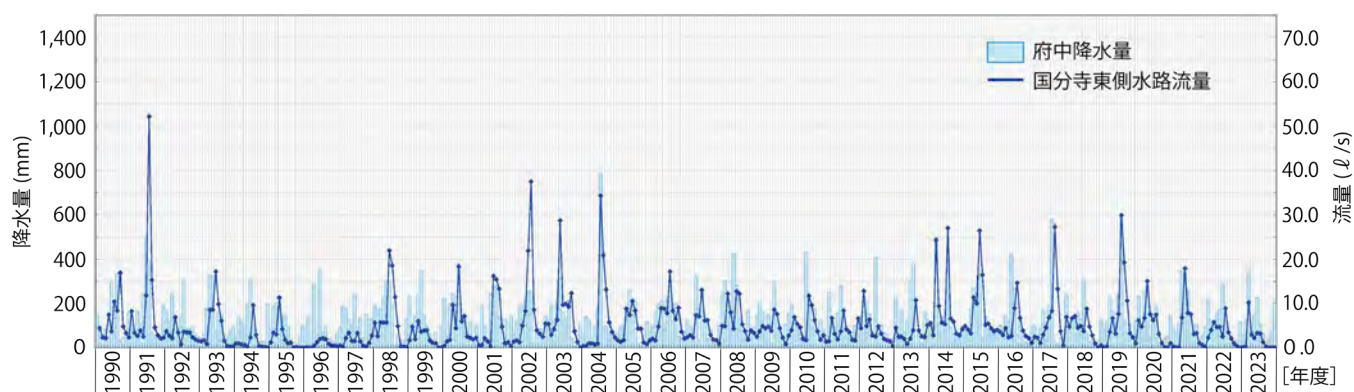
経年変化について見ると、姿見の池東側水路は、平成12・13年度に実施された野川流域水環境再生事業において、JR武蔵野線の地下短絡線が遮断していた不圧地下水帯水層*の地下水を姿見の池に導水したことにより、平成14(2002)年度以降の各年のピーク流量が平成13(2001)年度以前に比べ、著しく増大しています。

真姿の池東側水路、国分寺東側水路については、大きな経年変化は見られません。

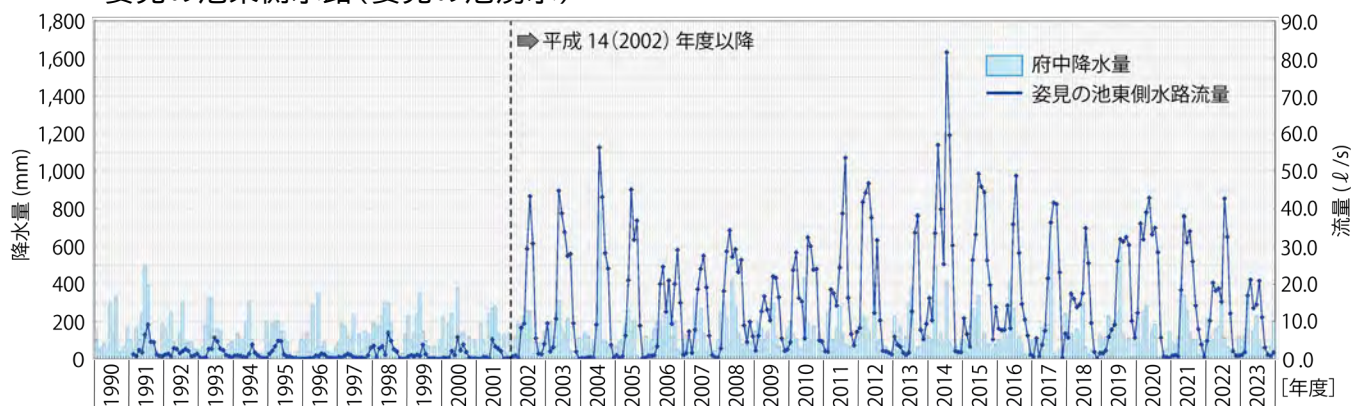
● 真姿の池東側水路(真姿の池湧水)



● 国分寺東側水路(国分寺湧水)



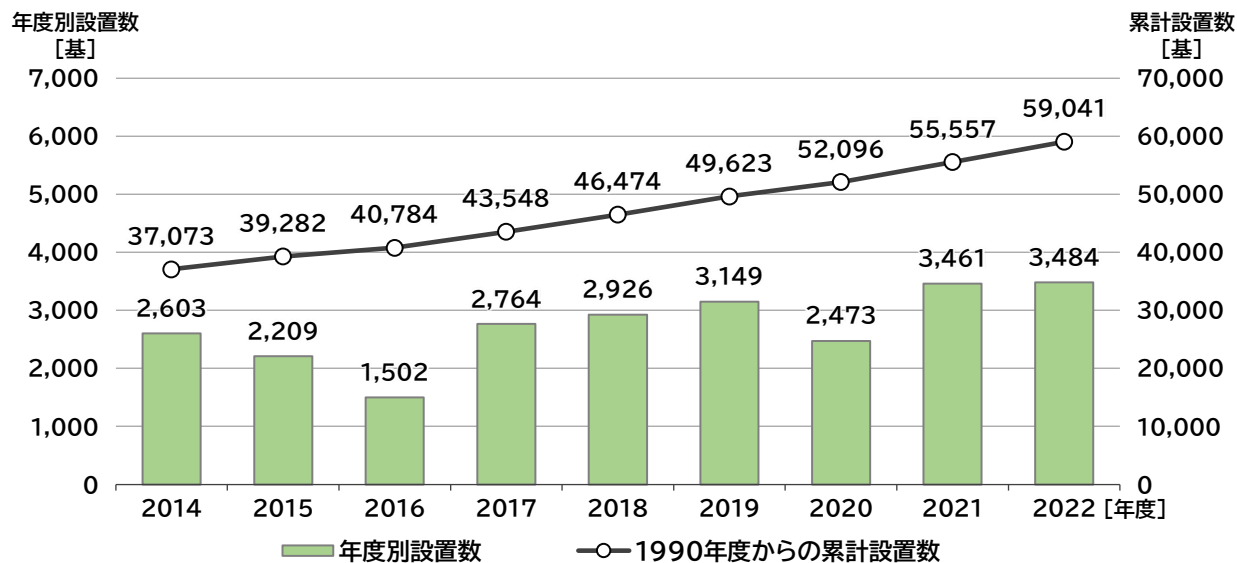
● 姿見の池東側水路(姿見の池湧水)



流量測定結果と府中観測所月降水量の経年変動

出典：「令和5年度湧水地等の水量・地下水位調査」

本市では、湧水の保全、雨水排水量の抑制等を目的に、雨水浸透ます設置事業を推進しており、事業を開始した平成2(1990)年度からの累計設置数は、59,041基に上ります。



市内における雨水浸透ます設置数

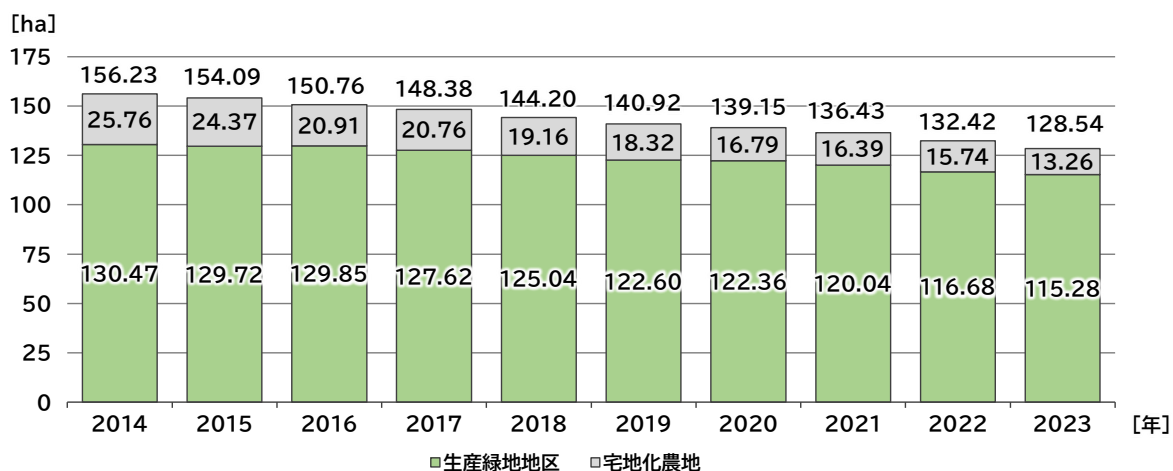
資料：「国分寺市環境報告書」をもとに作成

■ 農地

農地の面積は市の面積の約11.2%(令和5(2023)年1月1日現在)を占めており、このうち、約9割が生産緑地*に指定されています。

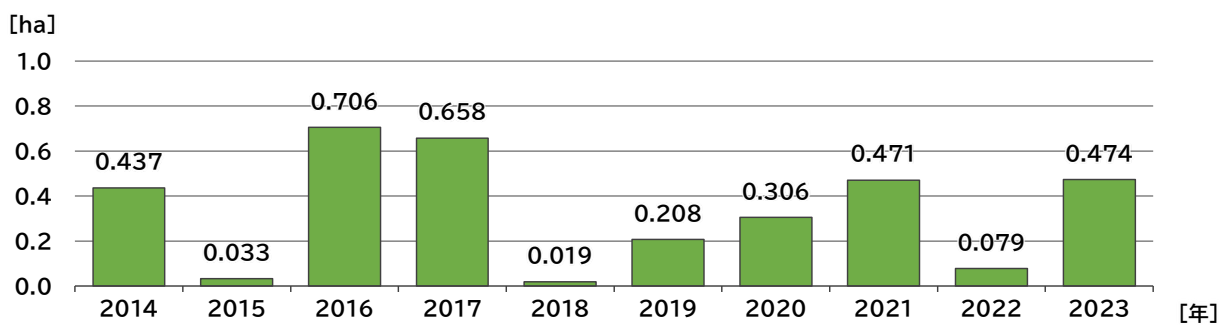
生産緑地の多くは平成4(1992)年に指定されたものであり、全体の約8割が該当します。生産緑地の指定から30年間の営農義務の期限となる令和4(2022)年に一斉に解除されることが全国的に懸念されましたが、指定期間を10年間延長する特定生産緑地制度の導入により、懸念される事態には至りませんでした。

本市では、特定生産緑地への移行手続の円滑化を図るとともに、生産緑地の追加指定促進のための周知活動に取り組んでいます。市内の農地面積は減少傾向にあります。



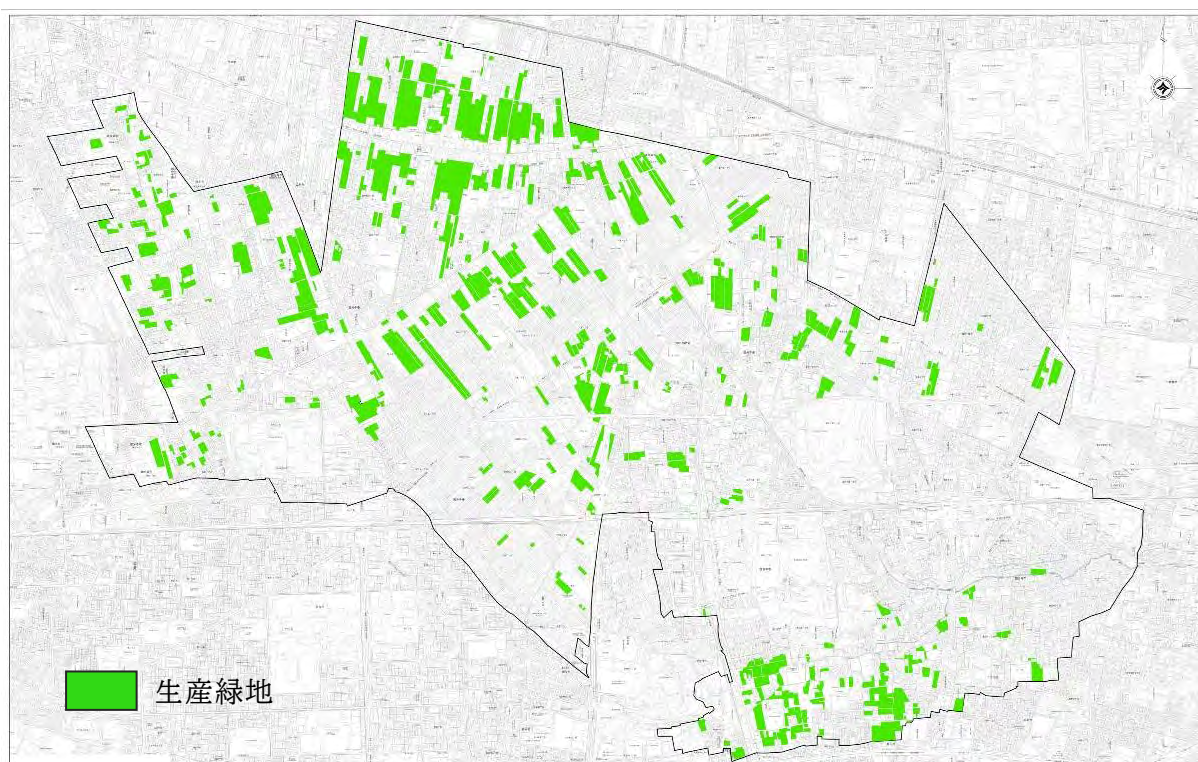
市内の農地面積の推移(各年1月1日現在)

資料：「国分寺都市計画生産緑地地区の指定について」をもとに作成



生産緑地*地区追加指定面積の推移(各年1月1日現在)

資料:「国分寺都市計画生産緑地地区の変更図書」をもとに作成



生産緑地の分布(令和6(2024)年1月1日現在)

資料:「国分寺都市計画生産緑地地区の変更図書」をもとに作成



市内の農地の様子



市民農業大学の様子

(3) 生物多様性

1) 生物多様性とは

「生物多様性」は、「生きものの豊かな個性とつながり」と表現できます。地球上に生命が誕生して以来、40億年という長い年月の中で様々な環境に適応して進化し、約3,000万種とも言われる多様な生きものが生まれました。これらの生きものは、森や川、草原、湿地、海など様々な場所で、食べる・食べられるの関係や直接的・間接的に助け合う関係などのつながりを持ち、複雑に関わって存在しています。

「生物多様性」には、「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」の3つのレベルがあり、この3つのレベルの多様性を保全していくことが重要です。

■ 3つのレベルの生物多様性

① 生態系の多様性

森林、河川、湿地、農地といった、土地ごとに異なる地形や気候など、それぞれの地域の環境で形づくられる、自然環境のまとまりを表す「生態系」が多様であることを言います。

② 種の多様性

いろいろな動物、植物、菌類、バクテリアなどが生息・生育していることを言います。地球上には既に知られているものだけで約175万種の生きものが存在し、まだ知られていない生きものを含めると約3,000万種が存在すると推計されています。

③ 遺伝子の多様性

同じ種であっても、個体や同じ種の群れの間に遺伝子レベルでは違いがあることを言います。例えば、アサリの貝殻模様は様々ですが、これは遺伝子の違いによるものです。



3つのレベルの生物多様性

出典：「東京都生物多様性地域戦略」

■ 生物多様性の恵み(4つの生態系サービス)

私たちの暮らしは、食料や水、空気など、生態系から得られる様々な恵みに支えられています。これらの恵みは「生態系サービス」と呼ばれ、①供給サービス、②調整サービス、③基盤サービス、④文化的サービスの4つに分類されます。

① 供給サービス

食料、燃料、木材、繊維、薬品、水など、人の日常生活に必要な資源を供給するサービス

② 調整サービス

気候の調整、大雨被害の軽減、水の浄化などの環境を制御するサービス



④ 文化的サービス

精神的充足、美的な楽しみ、レクリエーションの機会などを与えるサービス

③ 基盤サービス

供給・調整・文化的サービスの供給を支えるサービス

私たちの暮らしを支える生態系サービス

出典：「考えてください生物多様性(環境省)」を一部加工

■ 生物多様性をおびやかす「4つの危機」

これまでの長い地球の歴史の中で、自然現象などの影響により生物の大量絶滅が起きていますが、産業革命以降、世界規模で人間の活動が発展するのに伴い、現在はその絶滅速度がさらに加速しています。令和5(2023)年12月に国際自然保護連合(IUCN)が公表した絶滅のおそれのある世界の野生生物のリスト「レッドリスト*」の最新版では、「絶滅の危機が高い」とされる種数は、1年前から比較して約2,000種増加し、44,016種に及ぶという結果が示されています。

このような生物多様性の損失は、4つの危機が原因となって生じています。

第1の危機：開発など人間活動による危機

- 高度経済成長期以降、大規模な開発や土地の改変が行われ、森林、農地、湿原、干潟といった生態系の規模が著しく縮小しています。
- 乱獲、盗掘、過剰な採取等により生きものの種や個体数が減少しています。
- 生態系の規模の縮小は、農産物や水産物の供給サービスの減少にもつながっています。

第2の危機：自然に対する働きかけの縮小による危機

- 人口減少や高齢化によって、里地里山が管理されなくなることで、生態系が変化し、日当たりを好む種の生息・生育場所が失われ、生物多様性が減少しています。
- 手入れ不足等の森林によって水源涵養^{かん}や土砂流出防止等の機能が低下しています。
- 山間部などでは、耕作放棄された農地や放置された里山が、シカやイノシシなどの生息にとって好ましい環境となることで、これらの野生生物が著しく増加し、森林などの生態系に影響を与えています。

第3の危機：人間により持ち込まれたものによる危機

- 人間によって、他の地域から持ち込まれ、定着した外来種*が、在来種*の生息・生育場所を奪い、交雑による遺伝的かく乱等の影響を及ぼしています。一度拡大した外来種の分布を抑えることは非常に困難です。
- 海洋プラスチックごみによる生きもの・生態系への影響が、世界的に懸念されています。

第4の危機：地球環境の変化による危機

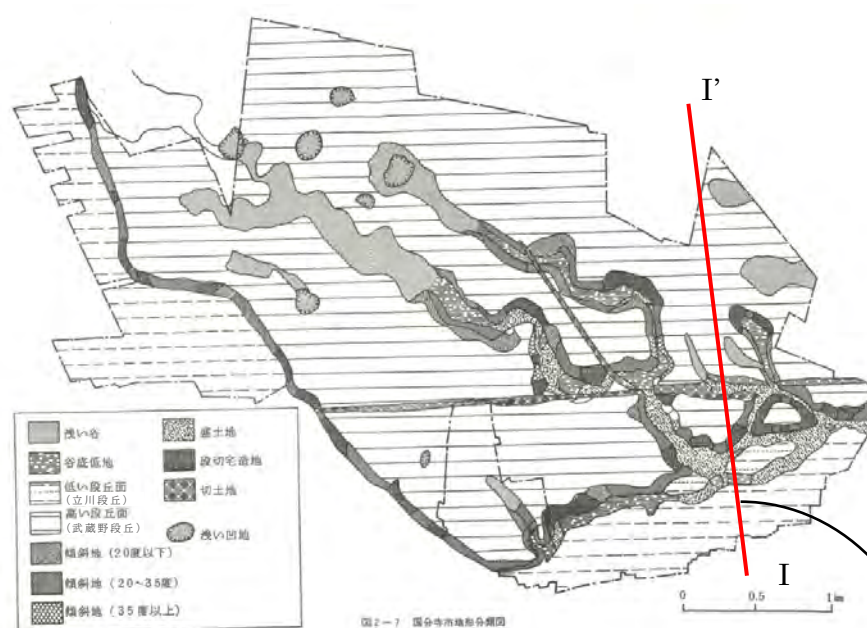
- 地球温暖化に伴う気候変動によって、生きものの分布の変化や生態系へ影響を及ぼしています。
- 海水面の上昇によって、干潟などの沿岸域の生態系に影響を与え、また、海水温度の上昇等によるサンゴの白化が起きています。
- 気候変動によって、生態系が大きく変化し、種の多くが絶滅するリスクが予測されています。

2) 生物多様性に関する国分寺市の現状と課題

① 国分寺市の成立ち

■ 国分寺崖線^{がいせん}*

本市は、武蔵野台地上にあり、国分寺崖線を境に、北側に位置する高い地域の「武蔵野段丘」と南側に位置する低い地域の「立川段丘」に分かれます。今から約15万年～7万年前の多摩川が流路を変えながら大量の土砂を積み上げて造り上げたものが武蔵野台地の原型であり、その後、地球の寒冷化に伴い海面が低下したため、多摩川の流れが急になり、武蔵野段丘を削り取って立川段丘を造り上げました。この際に、武蔵野段丘と立川段丘の境にできた傾斜地が現在の国分寺崖線の原型となっています。崖線の下では、武蔵野段丘で涵養^{かん}された地下水が湧き出ている箇所が多数見られ、それらの湧水が集まり、野川となって流れています。



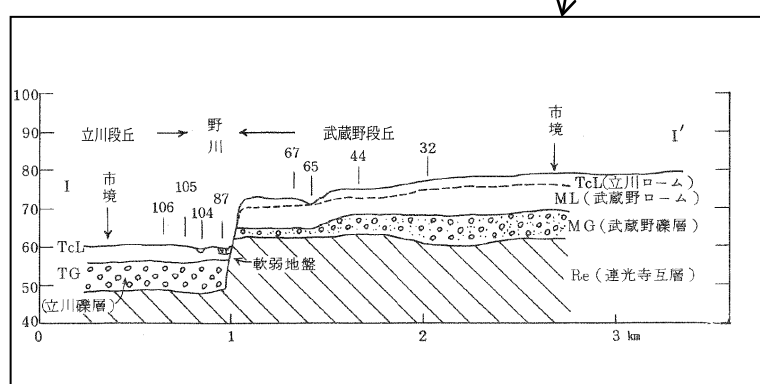
国分寺市の地形分類図

出典：「震災対策基礎調査報告書」(昭和50年1月)を一部加工



国分寺市の地形の様子

出典：「ふるさと国分寺のあゆみ」



国分寺崖線の地質断面図

出典：「震災対策基礎調査報告書」(昭和50年1月)を一部加工

■ 新田開発

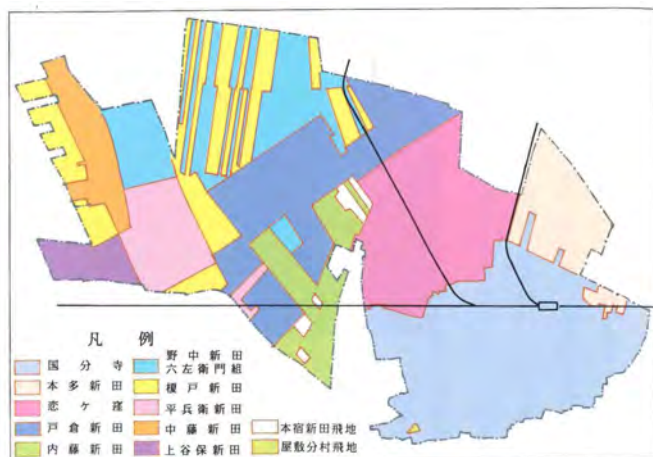
江戸時代初期では、現在の東元町・西元町付近を中心とする国分寺村と、東恋ヶ窪・西恋ヶ窪を中心とする恋ヶ窪村の2つの村しかなく、畑を中心とした耕作が行われ、他は人が住まない未開発の原野でした。

その後、享保年間(1716年から1735年まで)、江戸幕府の新田開発の奨励のもと、国分寺崖線上の武蔵野段丘の原野にも玉川上水からの分水が引かれ、農業用水及び生活用水の利用によって、中藤新田、野中新田、戸倉新田などの新田開発が進みました。あわせて、武蔵野の雑木林*は、農用林・薪炭林として利用され、炭焼きが盛んに行われていました。これらの一部は、西恋ヶ窪緑地や恋ヶ窪緑地などで樹林地として残っています。また、五日市街道沿いの一部の地域などでは、冬季に吹く強い北風から家屋を守る防風林*の役割を担っていた屋敷林*が残されています。



玉川上水と市内の分水の様子(江戸～明治時代)

出典：「恋ヶ窪村分水リーフレット」



国分寺市域内旧村区分図

出典：「ふるさと国分寺のあゆみ」



江戸名所図会「国分寺村 炭がま」

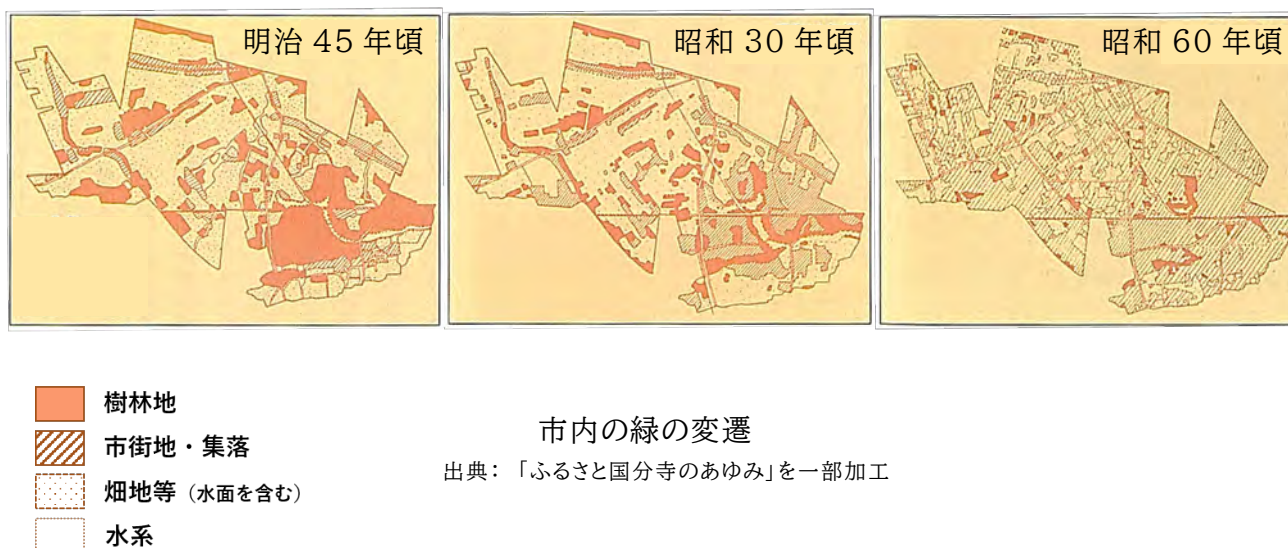
出典：「東京都公文書館ホームページ」

■ 都市化の進展

明治維新を経て、我が国の近代化が進む中、明治22(1889)年に甲武鉄道(現在のJR中央本線)が開通し、国分寺駅の開業とともに駅を中心に都市化が進みました。さらに、明治27(1894)年に国分寺・東村山間の川越鉄道(現在の西武国分寺線)が開通し、その後進められた別荘の誘致と、鉄道の新設や道路整備などによる交通機関の発達、関東大震災後の東京市民の郊外移住などにより、人口は徐々に増えていきました。なお、市内のまとまった緑である株式会社日立製作所中央研究所や都立殿ヶ谷戸庭園は、いずれも別荘地だったものです。

第2次世界大戦後になると、本市は首都近郊の住宅地として注目され、戸建て住宅とともに都営住宅などの住宅団地の建設が行われるようになりました。その結果、市域全体にわたって住宅開発が進み、農地や屋敷林*、国分寺^{がいせん}崖線*の斜面緑地などの緑が減少していきました。

現在、かつてほどの急速な市街化は見られなくなりましたが、宅地化による農地や樹林地の減少は、依然として続いています。

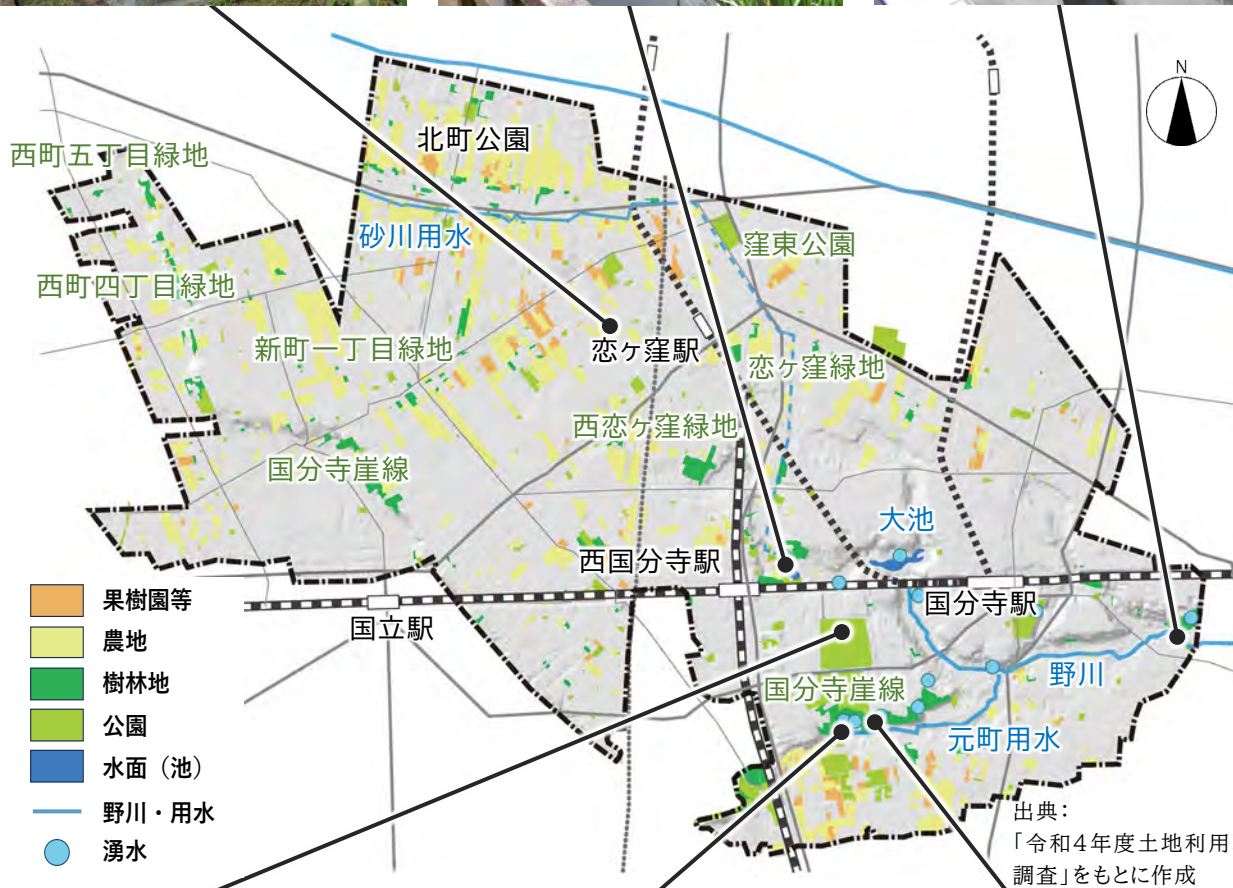


■ 現在

令和4(2022)年度の土地利用現況調査によると、市域の約6割が宅地になっており、農用地は約1割、緑地(森林)は1割未満となっています。

現在でも宅地化による農地等の減少が見られるものの、北西部の戸倉、並木町、北町、西町、南部の西元町の地域などを中心に、住宅地に近接して農地が残っており、市の面積に占める農地面積の割合は、多摩26市で3番目に高い数値になっています。

国分寺崖線^{がいせん}*は、斜面緑地のため、開発されにくく、自然度の高い樹林地が残っており、崖線下には、湧水が湧いています。



② 緑と水

■ 国分寺崖線*と野川(広域的な緑と水)

国分寺崖線の斜面緑地は、様々な機能を有しています。これらは東京都における広域的に重要な緑であり、このうち自然度の高い緑地は、東京都の緑地保全地域に指定されています。

崖線の下には、武蔵野段丘で涵養^{かん}された地下水が湧き出ており、湿潤な土壌と乾燥した土壌、水辺など多様性に富んだ自然環境を形成し、様々な生きものが生息・生育しています。

しかし、国分寺崖線の斜面緑地及びその周辺は民有地も多くあり、新たな開発によって崖線の緑が減少しています。

市内唯一の河川である野川は、株式会社日立製作所中央研究所内の大池やお鷹の道・真姿の池湧水群などを水源とし、国分寺崖線下を流れ、世田谷区二子玉川付近で多摩川に合流します。また野川は、「国分寺市緑の基本計画2011」において、水の骨格軸に位置付けられています。

東京都では、野川流域河川整備計画に基づく河川整備を進めており、小金井市までの下流部は、遊歩道のある親水空間として整備されています。しかし、上流部の国分寺区間は、コンクリート三面張りの護岸になっており、生きものの生息環境や親水性が乏しい状況になっています。



都内における国分寺崖線の位置図

出典：「東京都生物多様性地域戦略の都内崖線位置図」を一部加工



コラム 03 野川流域河川整備計画(平成 29 年7月 東京都)

東京都は、平成29(2017)年に「多摩川水系 野川流域河川整備計画」を策定し、河川工事の目的、河川の適正な利用、河川環境の整備と保全に関する事項などの方針を示しています。

(1)洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

- ・護岸・河床掘削等の河道整備 【降雨規模50mm/時間】
- ・雨水貯留・浸透施設の設置などの流域対策 【降雨規模約10mm/時間】
- ・調整池の整備 【降雨規模約5mm/時間】

(2)河川の適正な利用及び流水の正常な機能に関する事項

野川では、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全、流水の清潔の保持、河川景観、環境用水としての利用などの観点に加え、雨量・水量・湧水量の変動、河川の歴史、流域住民の意向調査などから平常時流量の目標値を検討。

(3)河川環境の整備と保全に関する事項

野川環境の整備と保全に当たっては、多種多様な生物の生息環境、人々の利用、景観等に配慮した川づくりを実施。

なお、本河川整備計画の対象期間は、おおむね 30 年とし、洪水等に対する整備水準の見直し、流域の社会状況等の変化、水質など自然状況の変化や新たな知見、技術革新などにより計画期間内であっても必要に応じて改定していくこととされています。



整備のイメージ

出典： 東京都「多摩川水系 野川流域河川整備計画」を一部加工



コラム 04 野川源流スクール

野川を生かした将来のまちづくりや野川の整備促進に向けて、市民の気運を高めるため、令和4年度より市民活動団体との協働事業として、野川に関しての座学や野川散策を行う「野川源流スクール」を開催しています。

(1)野川源流スクールジュニア

- ・ 市立小学校の四年生を対象に野川に関する座学、野川散策、地図づくりなど

(2)野川源流スクールシニア

- ・ 高校生以上を対象に野川に関する座学、野川散策など

市内唯一の河川である野川の整備計画の早期実現に向け、市民の方に野川源流に対する知識と理解を深めてもらう講座です。シニア版では、野川に関する検定で合格した人のうち、希望者を「野川ボランティアガイド」として登録しています。



国分寺市側の野川の様子



小金井市側の野川の様子



野川源流スクールの様子

③ 湧水と用水

国分寺崖線^{がいせん}*沿いには、環境省選定の名水百選の「お鷹の道・真姿の池湧水群」をはじめ、都立殿ヶ谷戸庭園内や東京経済大学構内などに湧水が多く残されています。

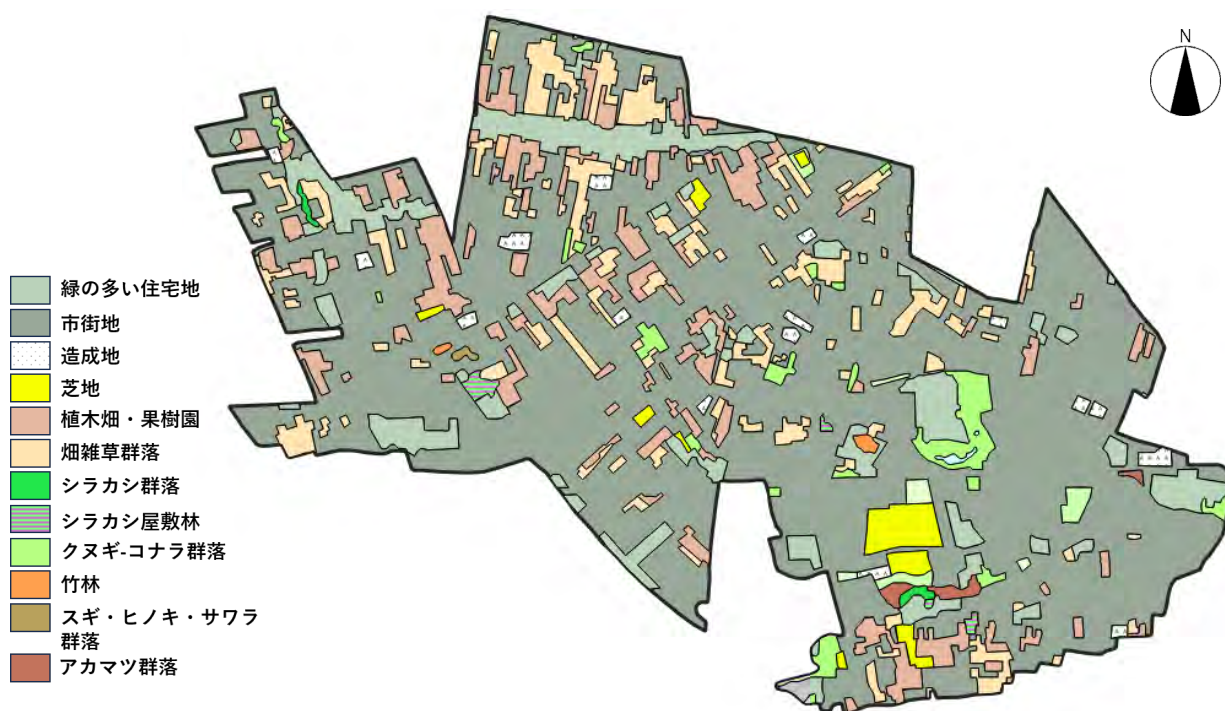
さらに市内には、姿見の池をはじめ、砂川用水や元町用水など、身近な場所に水辺景観を楽しむことができる場所があります。恋ヶ窪用水では、ほとんどが暗きょになっていますが、姿見の池とともに用水の一部が復元整備され、潤いのある水辺景観を形成しています。

しかし、生活利用や農業利用など、かつて人の暮らしと密接に関わってきた用水もその役割を終え、下水道整備などに伴う流量の減少や暗きょ化などにより、現在では身近な親水空間ではなくなりつつあります。

砂川用水は、北側は通水しておらず、用水跡にとどめていますが、南側は通水しており、その一部は親水空間が整備されています。

④ 植生

市域の北部では、「植木の街」と呼ばれるように植木を生産する植木畑が多くあります。また、市域の南部にある崖線の斜面では、クヌギ・コナラ群落やアカマツ群落が多くあります。



国分寺市の植生図

出典：「第6・7回自然環境保全基礎調査植生調査報告書」を一部加工

⑤ 生きものの生息・生育状況

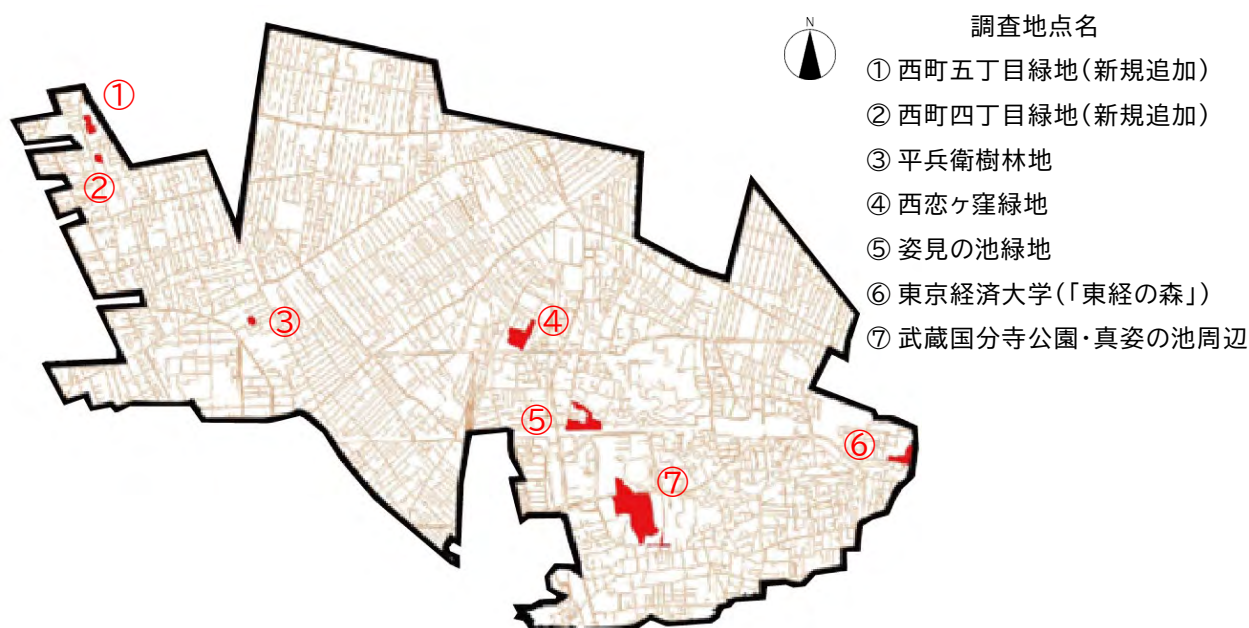
■ 動植物調査

本市は首都近郊の住宅都市にもかかわらず、国分寺崖線^{がいせん}*をはじめ、樹林地、湧水、用水など、豊かな自然に恵まれており、これらが身近にあることが特徴と言えます。

本市では、平成27(2015)年度に専門員による第1回動植物調査を実施し、その後、令和5(2023)年度に第2回の調査を実施しました。

第2回調査では、新たに2か所を調査地点に追加し、市内7か所の調査地点における目視による調査を行い、合計1,319種の動植物を確認しました。

全体の確認種数が増えた一方で、外来種*についても確認種数が増加しました。



出典：「令和5年度国分寺市動植物調査報告書」を一部加工

<希少種>

絶滅のおそれのある野生生物

国及び東京都レッドリスト*のカテゴリー

カテゴリー名	表示
絶滅	EX
野生絶滅	EW
絶滅危惧Ⅰ A類	CR
絶滅危惧Ⅰ B類	EN
絶滅危惧Ⅱ類	VU
準絶滅危惧	NT
情報不足	DD

<外来種>

生態系に影響を与える特に注意が必要な種

生態系被害防止外来種リストのカテゴリー

カテゴリー名
定着予防外来種
侵入予防外来種
その他の定着予防外来種
総合対策外来種
緊急対策外来種
重点対策外来種
その他の総合対策外来種
産業管理外来種

「環境省レッドリスト2020」、「東京都レッドリスト(本土部)2020年見直し版」掲載種

※各区分の詳細は資料編(P132、133)を参照してください。

動植物調査結果

分類群		確認種		希少種*※2				外来種*	
				国レッドリスト* (国 RL)		東京都レッドリスト (都 RL)		生態系被害防止 外来種リスト	
		第2回	第1回	第2回	第1回	第2回	第1回	第2回	第1回
植物		634	531	3	3	9	7	39	29
鳥類		48	37	2	2	15	10	2	2
ほ乳類		3	1	0	0	0	0	1	0
は虫類		3	8	0	1	2	7	1	1
両生類		0	1	0	0	0	0	0	0
昆虫類		522	354	1	0	4	10	1	1
クモ類		64	60	1	1	2	1	0	0
水生生物	水生昆虫類※1	24	19	0	0	3	2	0	0
	魚類	7	7	1	1	2	2	0	1
	その他	14	12	0	0	3	1	2	1
合計		1,319	1,030	8	8	40	40	46	35

- ※1 第1回調査では、昆虫類と水生昆虫類を分けて集計していたため、便宜上本表の第2回調査結果でも同様の集計としています。
- ※2 希少種の確認数は、調査時点の国及び東京都のレッドリストに掲載されている種をカウントしているため、最新のレッドリストと一致しない場合があります。

● 植物

第2回調査では、634種を確認し、前回調査と比べ103種増加しました。理由としては、新たに調査地に追加した2地点でイネ科やキク科などの「雑草」と呼ばれる種が多かったことが挙げられます。

希少種*は、キンラン、ギンラン、タシロラン、アイアスカイノデ、カワヂシャなどが確認されました。

外来種*は、緊急対策外来種であるオオカワヂシャが新たに確認されました。また、総合対策外来種のうち、トウネズミモチとシュロが全調査地7地点で確認されました。



ギンラン
(都 RL:EN)

被子植物 ラン科
花茎は直立し、高さ10～30cm。
花期は4～5月で、白い花を1～15
個つけます。
樹林内や林縁に生育します。



アイアスカイノデ
(都 RL:VU)

シダ植物 オンシダ科
葉は光沢のある革質で、放射状に展
開します。
葉身は長楕円形、2回羽状で、常緑
樹林やスギ植林の林床に生育しま
す。



オオカワヂシャ
(緊急対策外来種)

維管束植物 ゴマノハグサ科
ヨーロッパ～アジア北部原産。
高さ1mほどの多年草。水路や河川など
の水辺に生息します。
他地域では、絶滅危惧種のカワヂシャ
との交雑が確認されています。

● 鳥類

第2回調査では、48種を確認し、前回調査と比べ11種増加しました。キジバトやオナガなどの都市鳥*が多いですが、樹林地ではエナガやシジュウカラなどの樹林性の種が確認され、繁殖していました。

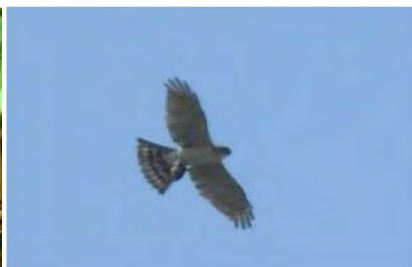
希少種は、ツミやサシバ、オオルリ、カイツブリなどが確認されました。

外来種は、前回調査に引き続きホンセイインコとガビチョウが確認されました。



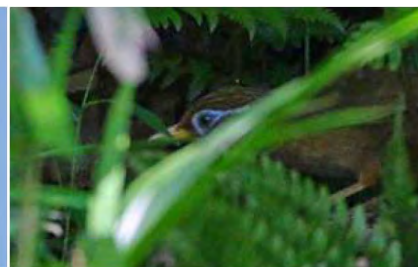
カイツブリ
(都 RL:VU)

カイツブリ目 カイツブリ科
体長26cm。全身茶褐色。
飛ぶことがあまり得意ではなく、水中
にもぐり、小魚や水生昆虫などを捕り
ます。池、川、湖などに生息します。



ツミ
(都 RL:VU)

タカ目 タカ科
体長オス27cm、メス30cm
オス成鳥は頭部からの上面が暗青
灰色で体下面は白く、胸から脇は淡
橙色。平地から山地などの樹林地に
生息し、繁殖します。



ガビチョウ
(緊急対策外来種)

スズメ目 チメドリ科
全長20～25cm。
全体に黄褐色で、目の周りとその後方
の帯は白くなっています。丘陵地、平野
部の低木林に生息し、藪を好みます。
原産は中国南部、台湾、ラオス北東部
などです。

※生きものの解説は、「東京都レッドデータブック 2023」、「国立環境研究所ホームページ」をもとに作成

● ほ乳類・は虫類・両生類

第2回調査では、ほ乳類3種、は虫類3種を確認し、前回調査と比べ、ほ乳類は2種増加、は虫類は6種減少しました。前回調査で確認された両生類のニホンヒキガエル(亜種アズマヒキガエル)は確認されませんでした。

希少種*は、は虫類のヒガシニホントカゲとニホンカナヘビが確認されました。

外来種*は、緊急対策外来種であるアカミミガメ(亜種ミシシippアカミミガメ)の1種のみが確認されました。



ヒガシニホントカゲ
(都 RL:VU)

有隣目 トカゲ科

頭胴長6～10cm程度で、成体の背面はやや緑色がかかった褐色で、体側部には暗色の縦条があります。

森林、市街地、農地などで見られます。



ニホンカナヘビ
(都 RL:VU)

有隣目 カナヘビ科

頭胴長6～7cm程度で、背面は褐色で、体側部には暗色の幅広い縦条とその下方に平行する白色の細い縦条があります。平地、草むらを好みます。



ミシシippアカミミガメ
(緊急対策外来種)

カメ目 ムマガメ科

背甲長28cmに達する中型種。頭部の両側に橙褐色の斑紋が目立ちます。北米産。ペットとして大量に飼育されています。遺棄や逸走により野外で繁殖しています。

● 昆虫類

第2回調査では、522種を確認し、前回調査と比べ168種増加しました。これは、地表性のカメムシ類のほか、小型のガ類(ミノガ科、ツトガ科等)やハナアブ類といった種の新規確認が増加したためです。

希少種は、準絶滅危惧種のコシロシタバが確認され、そのほか、ヤナギハムシ、ヤマサナエ、ネグロセンブリ、ヤマトクロスジヘビトンボ、ヤマトタマムシ、アカアシオオアオカミキリが確認されました。

外来種は、重点対策外来種に指定されるアカボシゴマダラをはじめ、アオマツムシ、セイヨウミツバチ、キマダラカメムシなど11種が確認されました。



コシロシタバ
(国 RL:NT 都 RL:NT)

チョウ目 ヤガ科

開張50～60mm。前翅は黒色で斑紋は明瞭ではありません。後翅は黒色で白紋があります。年1化、6月から出現し、10月中旬まで見られます。雑木林*で生息しています。



ヤナギハムシ
(都 RL:EN)

コウチュウ目 ハムシ科

体長6.8～8.5mm。上翅は淡黄褐色の地に黒斑を持ちます。ヤナギ類を食べるので、河川に多く見られます。



アカボシゴマダラ
(重点対策外来種)

チョウ目 タテハチョウ科

成虫の前翅長40～53mm。翅は黒地に白の斑紋があり、白黒の縞模様に見えます。夏型成虫は後翅後部に赤い斑紋を持ちます。中国、朝鮮半島、ベトナム原産。

※生きものの解説は、「東京都レッドデータブック 2023」、「国立環境研究所ホームページ」をもとに作成

● クモ類

第2回調査では、64種を確認し、前回調査と比べ4種増加しました。クモが生息するには食糧となる昆虫が必要になります。そのため、良好な樹林がクモ類と昆虫類の緊密な捕食・被食関係を維持させているものと考えられます。

希少種*は、キシノウエトタテグモ、トゲグモの2種が確認されました。



キシノウエトタテグモ(写真は市外のもの)
(国 RL:NT 都 RL:NT)



キシノウエトタテグモの巣



トゲグモ
(都 RL:DD)

クモ目 トタテグモ科

体長オス10～15mm、メス12～20mm。背甲及び歩脚は褐色又は黒褐色、腹部は褐色又は紫褐色で、矢筈状の白斑の個体があります。神社、仏閣の石垣の間、旧家の庭先などに管状の巣を作り、開口部に円形の扉をつける特性があります。

クモ目 コガネグモ科

体長オス 3～4 mm、メス 5～8 mm。腹部は幅が広く、背面は黒色の地に白色斑を伴い、周囲に3対の先端が尖った突起があります。里山の森林の樹間に大きい円網を張る特性があります。

● 水生生物

第2回調査では、45種を確認し、前回調査と比べ7種増加しました。そのうち、魚類はジュズカケハゼ類やカワムツなどの7種が確認されました。また、湧水環境の指標となるサワガニやカワナも確認されました。

希少種は、ドジョウ、アブラハヤ、スジエビ、ヌカエビ、サワガニの5種が確認されました。

外来種*は、アメリカザリガニとフロリダミズヨコエビの2種が確認されました。



ドジョウ
(国 RL:NT 都 RL:DD)

コイ目 ドジョウ科

体長10～20cm程度。体は細長く、茶褐色から灰褐色。
池沼や水田、水路、河川敷の湿地などに生息します。



アブラハヤ
(都 RL:VU)

コイ目 コイ科

体長15cm程度。河川の上流域や、湧水のあるような低温で水質の良い水域に主に生息します。



アメリカザリガニ
(緊急対策外来種)

エビ(十脚)目 アメリカザリガニ科

体長最大15cm程度。成熟個体は赤色・赤褐色で劣悪な水環境であっても定着・繁殖します。ペットとして多数飼育されています。かつて食用ウシガエルの餌として輸入されました。

※生きものの解説は、「東京都レッドデータブック 2023」、「国立環境研究所ホームページ」をもとに作成

■ 調査地点の現状と保全の課題

第2回動植物調査(令和5(2023)年度)を行った7地点について、現状と保全の課題を示します。西恋ヶ窪緑地・都立武蔵国分寺公園を除き、その他の調査地は、国分寺^{がいせん}崖線*の斜面林になります。

① 西町五丁目緑地 0.39 ヘクタール

現 状： 東京都の「国分寺崖線緑地保全地域」に指定された斜面緑地で、コナラ、クヌギ、モウソウチクなどからなる樹林地です。

在来種*： ハシボソガラス、シジュウカラ、カラオニグモ など

外来種*： トウネズミモチ、シュロ、アカボシゴマダラ など

保全の課題：

- ・アズマネザサやモウソウチクなどの繁茂で林床が暗い環境です。
- ・常緑樹のせん定を行い、日差しを地表に届ける必要があります。



トウネズミモチ

アカボシゴマダラ

調査地

② 西町四丁目緑地 0.15 ヘクタール

現 状： 東京都の「国分寺崖線緑地保全地域」に指定された斜面緑地で、コナラ、クヌギなどからなる樹林地です。

在来種： アズマネザサ、メジロ、ジョウビタキ、マルゴミグモ など

外来種： ツリガネズイセン、ホンセイインコ、アオマツムシ など

保全の課題：

- ・アズマネザサやトウネズミモチが繁茂しています。
- ・ツリガネズイセンやオモトなどの園芸草本が目立ちます。



ホンセイインコ

ツリガネズイセン

調査地

希少種* ※盗掘、盗採などの影響を考慮し、場所は非掲載	
植物	キンラン、カワヂシャ、タシロラン、ギンラン、アイアスカイノデ、キツネノカミソリ、ニリンソウ など
鳥類	ツミ、フクロウ、サシバ、カイツブリ、カッコウ、オオタカ、モズ、カワセミ、オナガ など
ほ乳類・は虫類・両生類	ヒガシニホントカゲ、ニホンカナヘビ
昆虫類	コシロシタバ、ヤナギハムシ、ヤマサナエ、ネグロセンブリ、ヤマトクロスジヘビトンボ など
クモ類	キシノウエトタテグモ、トゲグモ
水生生物	アブラハヤ、ドジョウ、スジエビ、サワガニ など

④ 西恋ヶ窪緑地 1.39 ヘクタール

現 状： 通称「エックス山」と呼ばれる市内最大の雑木林*で、クヌギ、コナラ、クリ、イヌシデなどからなる平地林です。

※ 林道が整備され、市民活動団体による林の若返りの樹木更新などの維持管理が行われています。

在来種： アズマネザサ、エナガ、ノコギリクワガタ など

外来種： ツルニチニチソウ、キマダラカメムシ など

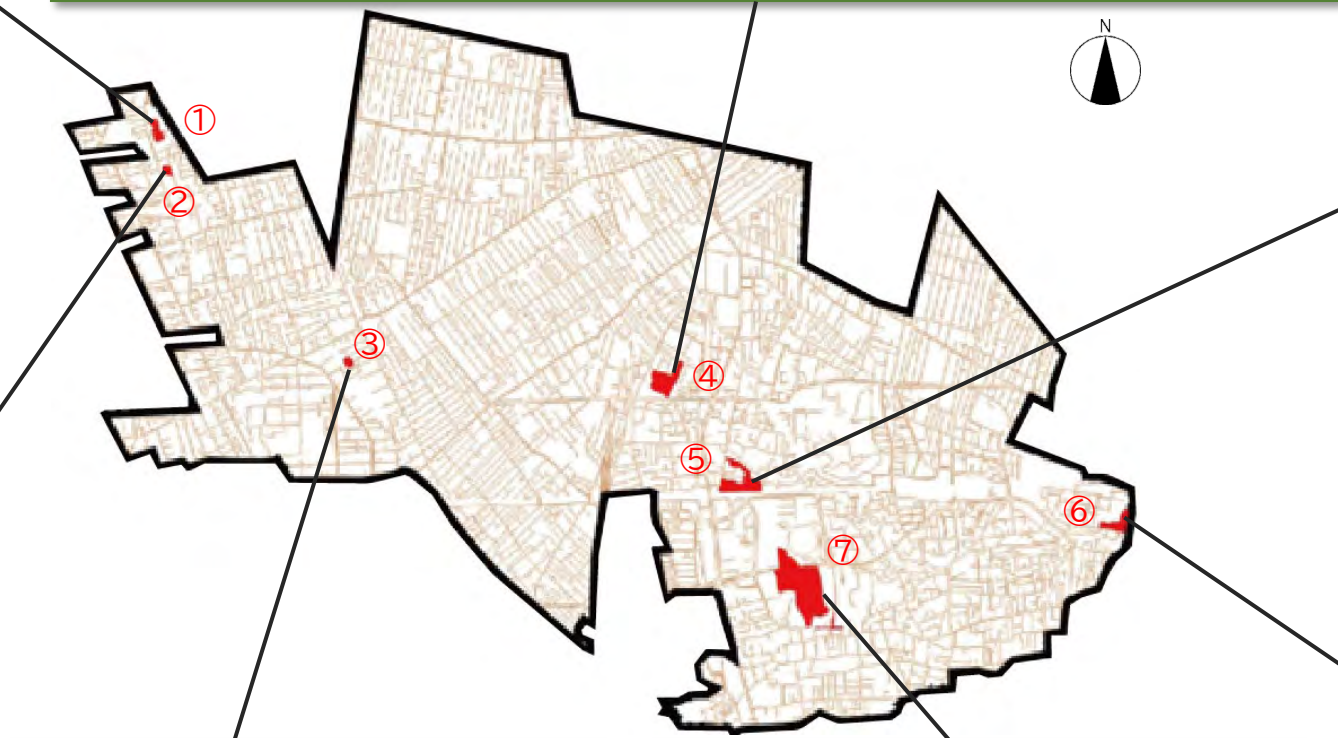
保全の課題：

- ・ツルニチニチソウ、トウネズミモチ、コセンダングサが繁茂しています。



エナガ

調査地



③ 平兵衛樹林地 0.12 ヘクタール

現 状： 国分寺崖線上にあり、市立光町もみじ公園に隣接し、シラカシ、ヒノキ、サワラなどからなる樹林地です。

在来種： アオゲラ、トノサマバッタ など

外来種： モウソウチク、ツルニチニチソウ など

保全の課題：

- ・林内全体に下草が少なく、樹木の根が露出しています。人がよく歩くため地表が固く、土壌に水が染み込みにくい環境です。
- ・アズマネザサや外来植物が繁茂しています。



セイタカアワダチソウ

調査地

⑦ 武蔵国分寺公園・真姿の池周辺 5.51 ヘクタール

現 状： 東京都の「国分寺崖線緑地保全地域」に指定された斜面緑地と都立武蔵国分寺公園のシラカシ、ヒサカキ、クヌギ、コナラ、ムクノキなどからなる樹林地のほか、元町用水やおたかの道湧水園などの水環境になります。

在来種： カルガモ、ショウジョウトンボ、ヨコエビ など

外来種： マルバルコウ、セイヨウタンポポ など

保全の課題：

- ・ボタンクサギ、オオブタクサ、アレチヌスビトハギ、キシノウブ(水路内)が繁茂しています。



カルガモ

調査地

⑤ 姿見の池緑地 1.5 ヘクタール

現 状： 東京都の「国分寺姿見の池緑地保全地域」に指定された斜面緑地を含む、クヌギ、コナラ、エゴノキなどからなる樹林地と、湿地、用水、池等の水環境になります。

※ 林道が整備され、市民活動団体による樹林地や水環境の維持管理が行われています。

在来種： アオサギ、キンヒバリ、ヌカエビ、カワムツ など

外来種： キシヨウブ、オオカワヂシャ、ノハカタカラクサ、ミシシippアカミミガメ など

保全の課題：

- ・段丘上の雑木林は、ナラ枯れ被害で伐採された樹木も多く、樹木の乾燥化などが見られます。
- ・池のコイが優占し、水生生物類の捕食、底泥のかくはんなどの影響を与えています。



カワムツ

オオカワヂシャ

調査地

⑥ 東京経済大学(「東経の森」) 0.85 ヘクタール

現 状： 国分寺崖線の斜面地のコナラ、クヌギ、エノキ、ケヤキなどからなる樹林地と湧水が湧く新次郎池の水環境になります。

在来種： ウグイス、アズマモグラ、オニヤンマ など

外来種： トウネズミモチ、ガビチョウ など

保全の課題：

- ・アズマネザサやウバメガシが林全体を優占しています。
- ・土壌が乾燥傾向にあるため、伐採した木や落ち葉などを溜めて腐らせ土壌改良の必要があります。
- ・水辺では、セキショウが繁茂しています。



ガビチョウ

調査地

⑥ 維持保全活動等

■ 市民活動団体との協働*による維持管理

緑豊かな国分寺の自然を後世に引き継いでいくため、西恋ヶ窪緑地をはじめ、砂川用水、姿見の池、元町用水などにおいては、市民活動団体との協働による維持管理や、野川源流スクール*、植物や昆虫などの生きもの観察会等の体験学習が行われています。

一方で、市民活動団体の高齢化や参加者の固定が進んでおり、活動の担い手の育成や持続可能な仕組みの検討などを行う必要があります。

あわせて、動植物調査の結果を踏まえ、環境変化の指標となる生物種を定め、地域特性に応じた公園・緑地の維持管理を検討する必要があります。

■ 公共施設等における緑化

公共施設等（道路や公園、建物など）の整備・建設・改築に当たっては、景観の保全や維持管理のしやすさを重視した緑化が行われています。また、公共施設等の維持管理に当たっては、安全管理を重視した樹木のせん定や除草などが行われており、生物多様性に配慮した視点が不足しています。

今後は、まちなかの生きものの生息空間を創出するため、公共施設等の緑化においては、高木・中木・低木や草花をバランス良く配置する、在来種*や四季の変化を感じる樹種を植栽する、水辺空間を創出するなど、生物多様性への配慮が必要になります。

公園・緑地においても、希少種*の保護、特定外来生物*の駆除をはじめ、草地の一部を刈り残して草地を好む生きものの生息空間を確保するなど、生物多様性に配慮した視点を取り入れた維持管理も必要となります。

⑦ 情報発信等

動植物調査、外来種*防除などの生きものに関する情報については、市ホームページで担当課ごとにそれぞれ掲載し、また、生きものとのふれあう機会や外来種対策に関するイベントを開催しています。

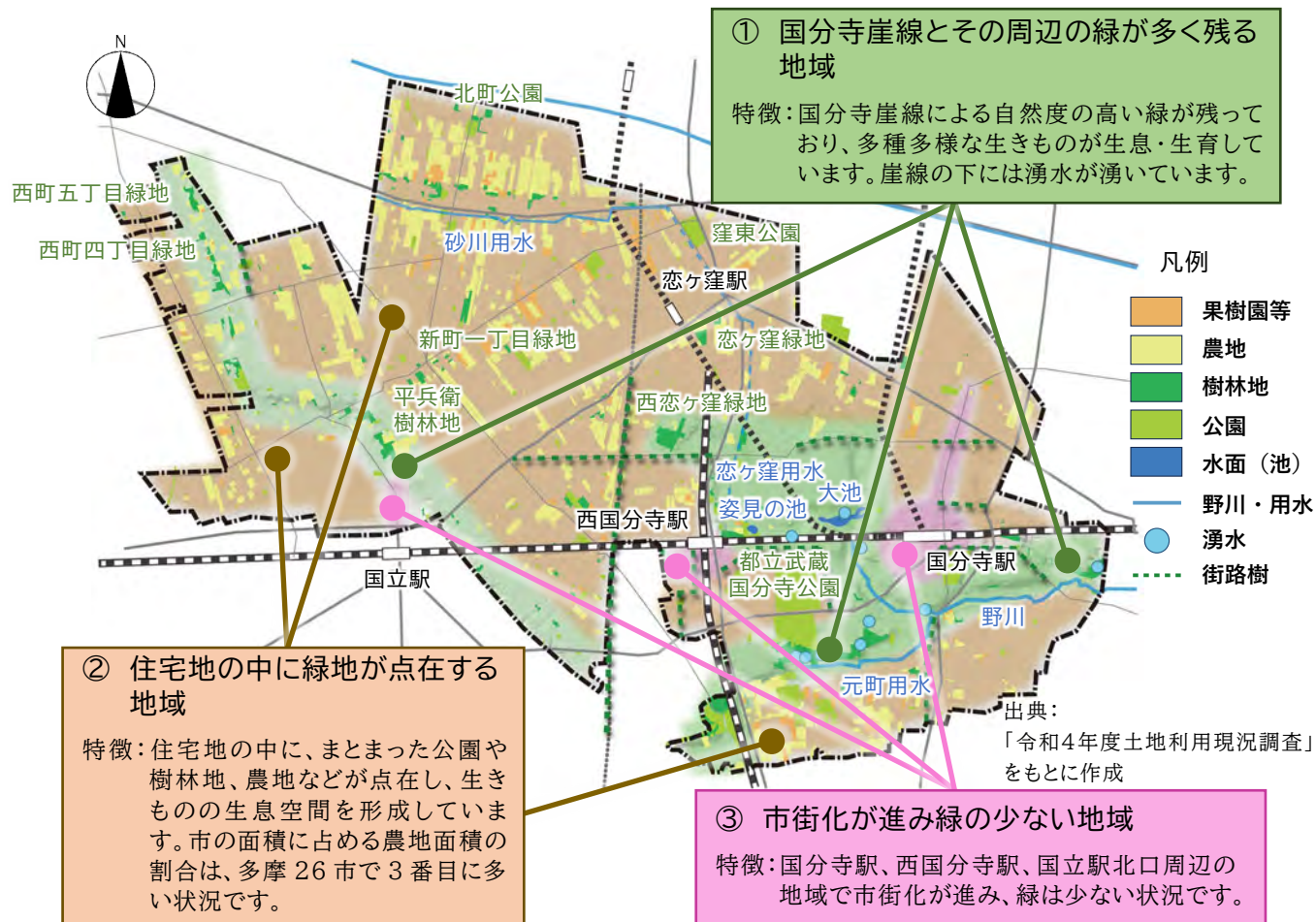
今後は、国分寺の自然の魅力が伝わり、市民の欲しい情報が届く情報発信を行うとともに、市民が気軽に楽しく参加できる観察会やイベントなどの開催を検討する必要があります。

あわせて、市民の自然や身近な生きものへの興味・関心を高めるため、生きものマップやガイドブックなどを作成する必要があります。

⑧ 地域別の緑の特徴と課題の整理

生物多様性の視点から見た本市の緑の特徴としては、広域に連なる国分寺崖線^{がいせん}*の緑と、新田開発の歴史を背景とした農地や樹林地が、住宅地に近接して残っていることが挙げられます。

これら緑の分布の特徴から、①国分寺崖線とその周辺の緑が多く残る地域、②住宅地の中に緑地が点在する地域、③市街化が進み緑の少ない地域、の3つに市域を分けることができます。



【地域別の課題】

① 国分寺崖線とその周辺の緑が多く残る地域	● 国分寺崖線の緑、湧水、用水などの水環境の保全・回復 ● 自然や生きものとふれあう機会の創出 ● 国分寺崖線に関連する多様な主体による連携
② 住宅地の中に緑地が点在する地域	● 農地や樹林地の減少 ● 緑地や公園などのまとまりのある緑地と緑地の間をつなぐ小さな生きものの生息空間づくり ● 生物多様性に配慮した公共施設等の緑化
③ 市街化が進み緑の少ない地域	● 中高層建築物が多く集中し、緑化スペースが少ない ● 生物多様性に配慮した公共施設等の緑化

【全体の課題】

● 気候変動*や外来種*による生態系への影響 ● 身近な自然や生きものに関する興味・関心の底上げ ● 地産地消*の推進やグリーン購入*など生物多様性に配慮した行動の普及促進 ● 市民活動団体との協働*による樹林地や水環境などの持続可能な維持管理及び担い手の確保

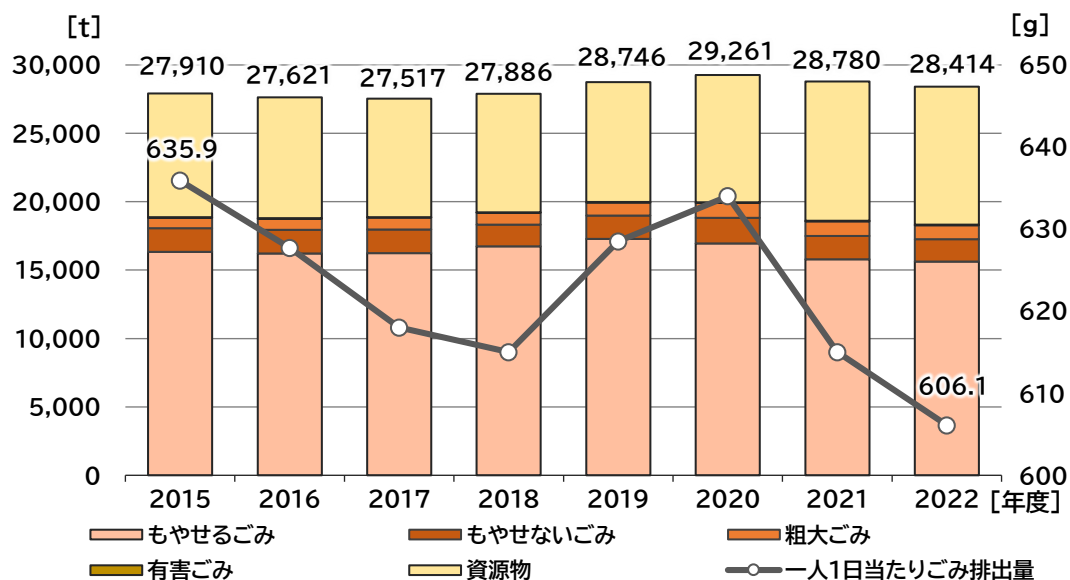
(4) 循環型社会*

■ ごみ・リサイクル

本市のごみ・資源物の排出量は、新型コロナウイルス感染症*による外出自粛の影響により、令和元(2019)～令和2(2020)年度は増加したものの、市民の意識向上や家庭ごみ有料化などの取組によって年々減少しています。

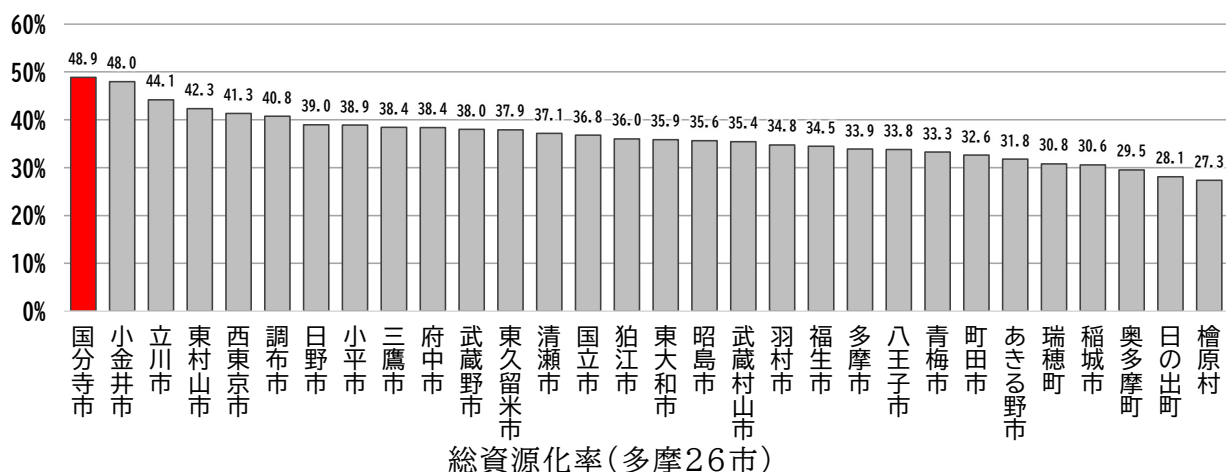
令和4(2022)年度のごみ・資源物の排出量は28,414t、一人1日当たりのごみ排出量は、606.1gで前年度よりも減少しています。家庭系ごみ排出量(もやせるごみ、もやせないごみ、粗大ごみ)の減少が主な要因となっており、特にペットボトルやせん定枝・落ち葉・下草の戸別収集の実施により資源化が進んでいます。市民の取組により、本市は令和3(2021)年度に引き続き、多摩26市における総資源化率*で第1位となりました。

なお、もやせるごみについては、令和2(2020)年4月から日野市に建設された浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設で、日野市、国分寺市、小金井市の3市による共同処理を行っています。



ごみ・資源物の排出量と一人1日当たりごみ排出量の推移

資料：「国分寺市清掃事業概要」、公益財団法人東京市町村自治調査会「多摩地域ごみ実態調査」をもとに作成



総資源化率(多摩26市)

資料：公益財団法人東京市町村自治調査会「多摩地域ごみ実態調査 2022(令和4)年度統計」をもとに作成

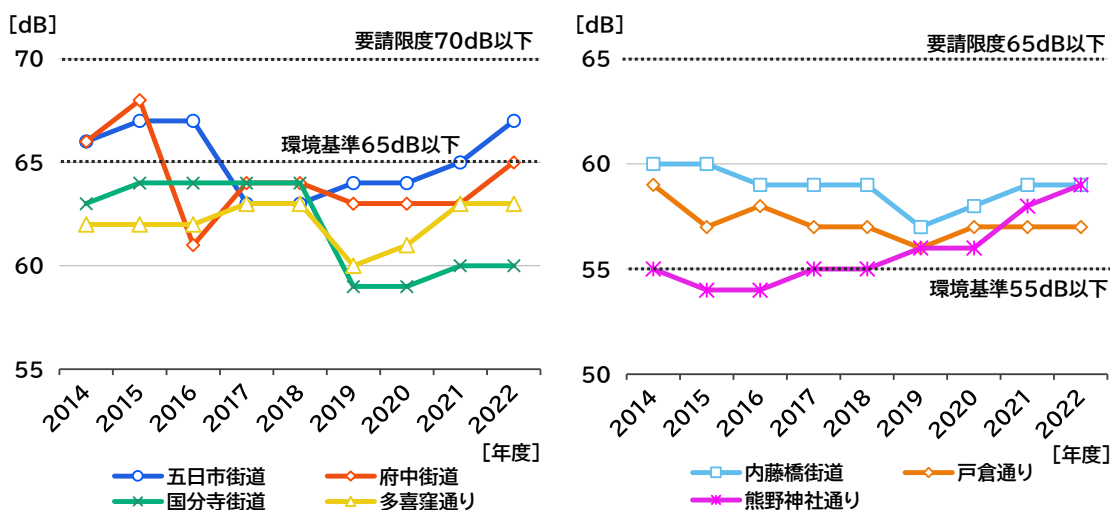
(5) 生活環境

■ 騒音・振動

本市では、グラフに示す主要幹線道路7地点において、大気・騒音・振動に関する調査を実施しています。

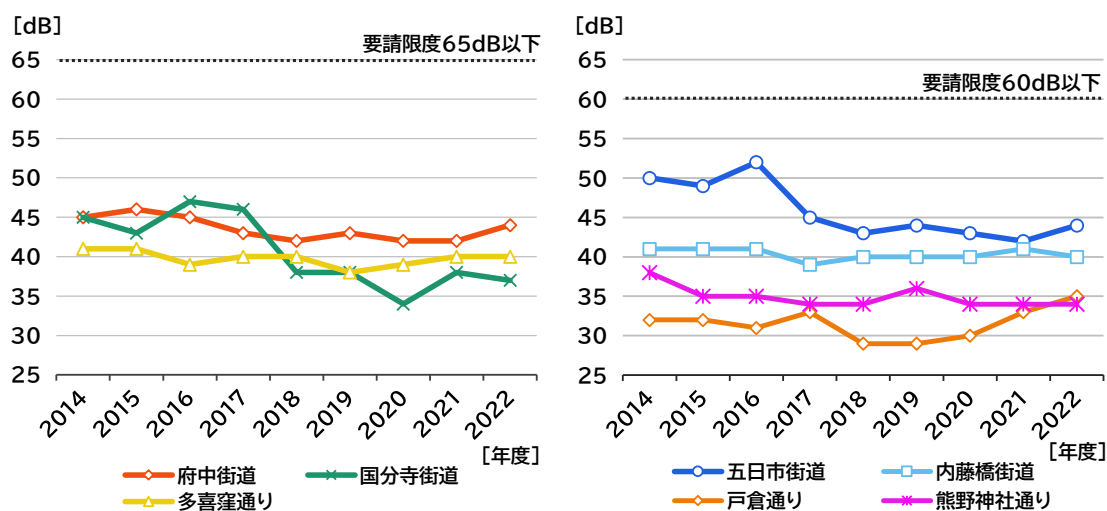
騒音調査においては、近年では、五日市街道、内藤橋街道、戸倉通り及び熊野神社通りで環境基準※1を超過していますが、要請限度※2は全地点で達成しています。

また、振動調査では全地点で要請限度※3を達成しています。



※1 環境基準: 環境基本法に基づき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準として騒音に係る環境基準が定められています。主として専ら住居の用に供される地域のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する地域として昼間(午前6時から午後10時までの間)は60dB以下、夜間(午後10時から翌日の午前6時までの間)は55dB以下、幹線交通を担う道路に近接する空間に係る特例に該当する地域として昼間は70dB以下、夜間は65dB以下と定められています。

※2 要請限度: 市長が騒音規制法の規定に基づく測定を行った場合に、自動車交通による騒音により、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときに、道路管理者又は公安委員会に対し、その改善を要請する際の基準です。

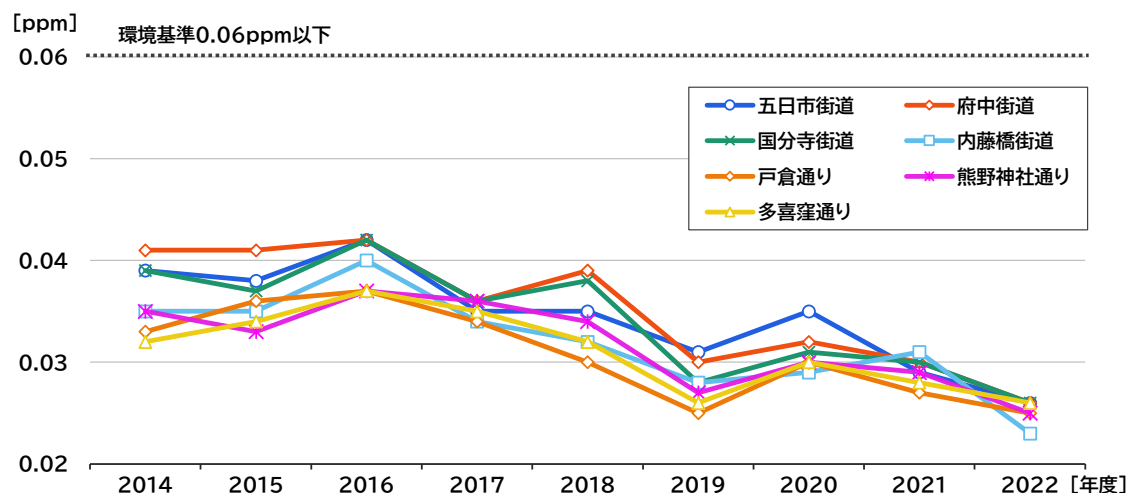


※3 要請限度: 振動の環境基準は定められていません。市長が振動規制法の規定に基づく測定を行った場合に、自動車交通による振動により、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときに、道路管理者又は公安委員会に対し、その改善を要請する際の基準です。

■ 大気

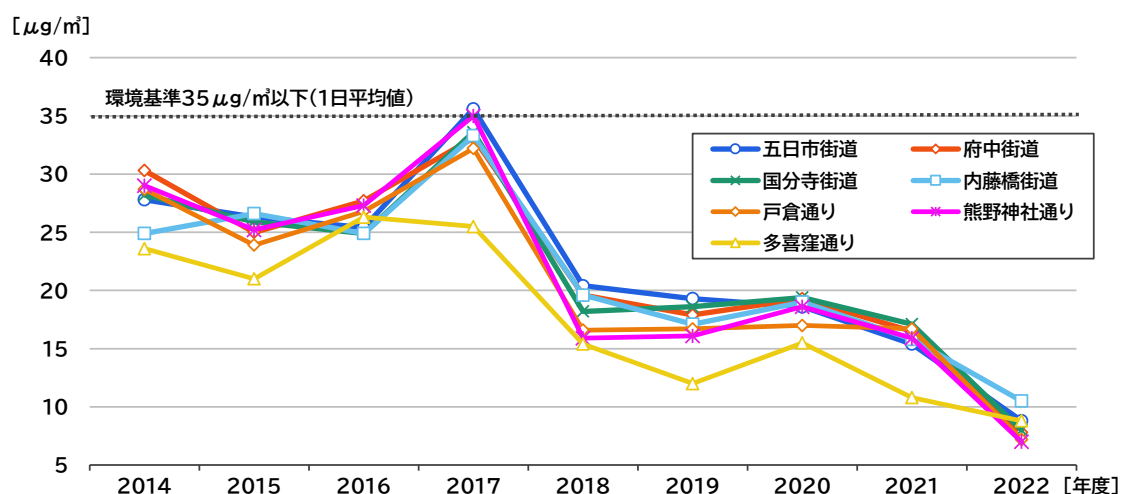
大気調査において二酸化窒素(NO_2)*濃度は、近年減少傾向が続いており、環境基準※1を超過した年はありません。

微小粒子状物質($\text{PM}_{2.5}$)*については、平成29(2017)年度に1地点（五日市街道）で1日平均値の環境基準を超過しましたが、以降は減少傾向が続き、全地点で環境基準を達成しています。



二酸化窒素(NO_2)濃度の経年変化

資料：「国分寺市環境報告書」をもとに作成



微小粒子状物質($\text{PM}_{2.5}$)濃度の経年変化

資料：「国分寺市環境報告書」をもとに作成

※1 環境基準：1年平均値が $15 \mu\text{g}^*/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下（平成21(2009)年9月設定）。本調査では、冬期(12月)7日間の連続測定であり、年間の総有効測定日数が250日に満たないことから、環境基準による大気汚染の評価は参考値となります。

■ 井戸水調査

本市の水道水は、東京都水道局において徹底した水質管理がなされ、定期的に検査が行われています。

地下水については、年1回、市内20か所の観測井戸で以下の9項目について市が調査しています。

調査項目	①トリクロロエチレン*	②テトラクロロエチレン*	③1、1、1-トリクロロエタン*
	④四塩化炭素*	⑤1、2-ジクロロエチレン*	⑥1、1-ジクロロエチレン*
	⑦大腸菌*	⑧ジクロロメタン*	⑨クロロエチレン*

令和5(2023)年2月の調査における環境基準等の達成状況を見ると、都立殿ヶ谷戸庭園、もみじ井戸の2か所でテトラクロロエチレンが環境基準を超過していますが、大腸菌をはじめとするほかの調査項目は全地点で検出されませんでした。

井戸水調査結果(調査日:2023年2月2日)

出典:「令和5年度国分寺市環境報告書(令和4年度実績)」

調査地点	戸倉1丁目 15番	東恋ヶ窪 3丁目 8番	本多5丁目 15番	本町3丁目 13番	都立殿ヶ 谷戸庭園 南町2丁目 16番	東元町 1丁目 21番	東元町 3丁目 2番	西元町 1丁目 13番	内藤橋 井戸 内藤1丁目 28番	戸倉公園 戸倉4丁目 8番	環境基準 (参考基準) ※
調査項目	時間 単位	14:02	8:45	9:12	8:59	9:37	10:10	10:03	9:56	14:33	13:13
トリクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	0.0010	0.0021	0.0009	0.093	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01以下
1、1、1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
1、2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04以下
1、1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1以下
大腸菌	-	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.02以下
クロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下

調査地点	光町1丁目 44番	もみじ 井戸 光町1丁目 15番	90度井戸 富士本 3丁目 19番	つつじ 井戸 西町2丁目 22番	西町4丁目 17番	西町3丁目 14番	北町2丁目 7番	東恋ヶ窪 かしの木 公園 東恋ヶ窪 6丁目 17番	西恋ヶ窪 1丁目 40番	たきくぼ 井戸 泉町3丁目 5番	環境基準 (参考基準) ※
調査項目	時間 単位	11:02	11:14	13:30	11:25	11:45	11:39	12:01	12:18	10:29	14:20
トリクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	0.011	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0015	0.01以下
1、1、1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
1、2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04以下
1、1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1以下
大腸菌	-	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.02以下
クロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下

注) 水温～臭気は環境測定項目

注) 0.011 : 基準値超過

※ 地下水の環境基準との比較を行っています。なお、大腸菌については、地下水の環境基準が定められていないため、水道水質基準を参考基準としています。

また、市立公園に設置された「むかしの井戸*」24か所において、井戸水中の有機フッ素化合物(PFOS・PFOA)*の調査を実施し、市ホームページで情報提供しています。令和6(2024)年2月に実施した調査では、令和2(2020)年の調査と同様に6か所において暫定目標値※150ng*/Lを超過しています。

※1 暫定目標値：水質管理目標設定項目として給水栓水(蛇口)において、暫定目標値(合算で50ng/L)が設定されています。
50ng/Lは体重50kgの人が一生涯にわたりこの濃度の水を1日当たり2Lの量を摂取したとしても、健康に対する有害な影響が現れないと考えられる値とされています。

「むかしの井戸」の井戸水における有機フッ素化合物調査結果(超過箇所を着色)

出典：「国分寺市ホームページ」

調査地点所在地		深さ(m)	PFOS・PFOA 合計値(ng/L)			
			令和6年2月	令和5年2月	令和3年3月	令和2年2月
1	なかよし井戸 日吉町3-10-3	20	13	12	-	7
2	もみじ井戸 光町1-15-4	20	11	10	-	7
3	つつじ井戸 西町2-22-40	20	13	17	-	11
4	カメ井戸 西町4-25-1	13	25	29	-	23
5	90度井戸 富士本3-19-11	17	2	5	-	3
6	ぐるぐる井戸 新町2-2-69	16	12	11	-	13
7	室内プール前井戸 西恋ヶ窪3-33-3	16	12	12	-	6
8	たきくぼ井戸 泉町3-5-18	19	12	14	-	11
9	ポプラ井戸 日吉町4-2-41	50	9	12	-	10
10	内藤橋井戸 内藤1-28-20	26	11	12	-	15
11	かしの木井戸 東恋ヶ窪6-17-48	43	120	200	120	71
12	けやき井戸 小平市上水本町6-22-2	39	120	200	採水できず	65
13	わかば井戸 本多5-20-9	43	120	250	99	59
14	武蔵国分寺井戸 西元町1-10	17	14	30	-	9
15	高木井戸 高木町3-25-60	41	27	45	-	41
16	北町公園井戸 北町5-24	65	250	410	260	150
17	戸倉井戸 戸倉4-34	16	7	24	-	6
18	ふれあい井戸 西町2-21-5	21	7	11	-	5
19	戸倉公園井戸 戸倉4-8-4	18	6	6	-	7
20	南町ひだまり公園井戸 南町1-14-6	32	84	110	75	93
21	東元町一丁目井戸 東元町1-28-3	20	14	23	-	8
22	東恋ヶ窪でんしゃ公園井戸 東恋ヶ窪1-280-5	50	4	6	-	採水なし
23	さつき井戸 内藤1-20-19	48	150	230	110	99
24	新町ひばり公園井戸 新町3-1-24	50	9	20	(令和4年度新設)	

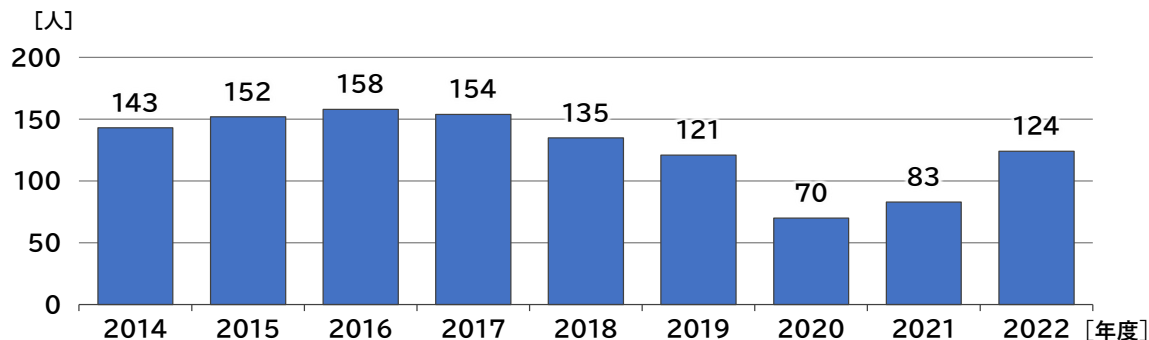
※令和5(2023)年11月「真姿の池」湧水(西元町1-13)13ng/L

※むかしの井戸は、災害時等に生活用水として利用するものであり、飲料水ではありません。

(6) 環境教育・行動変容

■ 環境ひろば

本市では、国分寺市環境基本条例に基づき、市民・事業者・市が環境をテーマに自由に意見交換する場として「環境ひろば」を毎月開催しています。新型コロナウイルス感染症*拡大の影響により開催を中止した月もありますが、近年は、各回10人前後の参加で推移しています。



環境ひろばの参加者(年間延べ人数)の推移

資料:「国分寺市環境報告書」をもとに作成

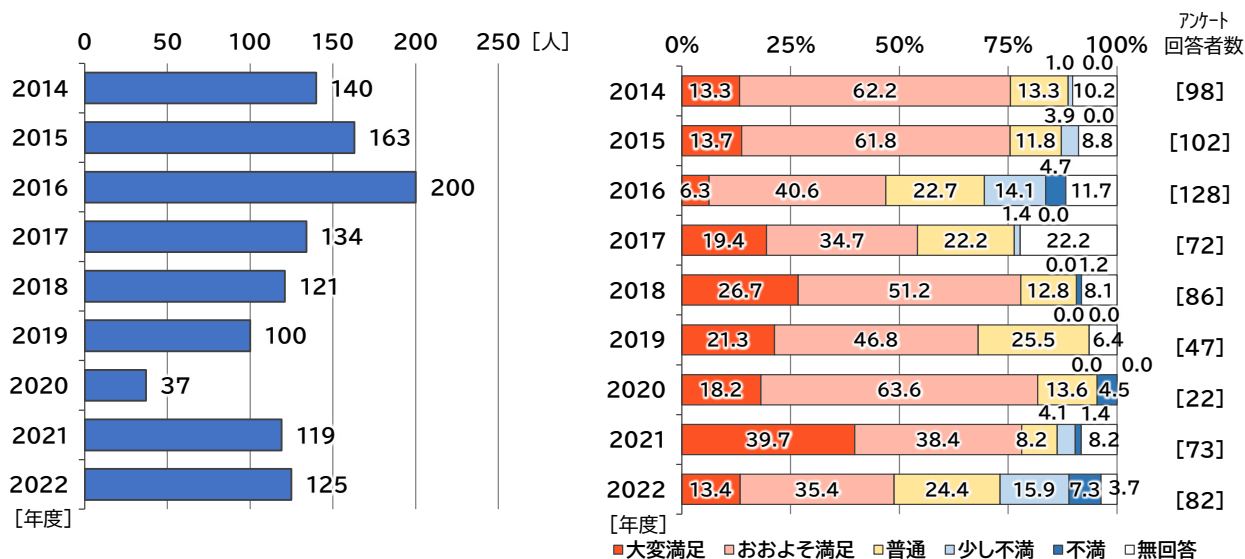
※2019～2021年度においては、新型コロナウイルス感染症対策のため開催を中止した月があります。

■ 環境シンポジウム

本市では、環境問題について考える機会を創出するため、「環境ひろば」と協働*で、環境をテーマにしたシンポジウムを毎年開催しています。

令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、オンラインに限定して開催したこともあり、参加人数が減少しましたが、以降は会場とオンライン同時開催とし、120人前後の参加で推移しています。

満足度についてはテーマ等により変化しています。近年、「大変満足」と評価が高かった令和3(2021)年度は、「プラスチック依存社会からの脱却と持続可能社会～マイクロプラスチック*の脅威～」をテーマに開催しました。



環境シンポジウム参加者数

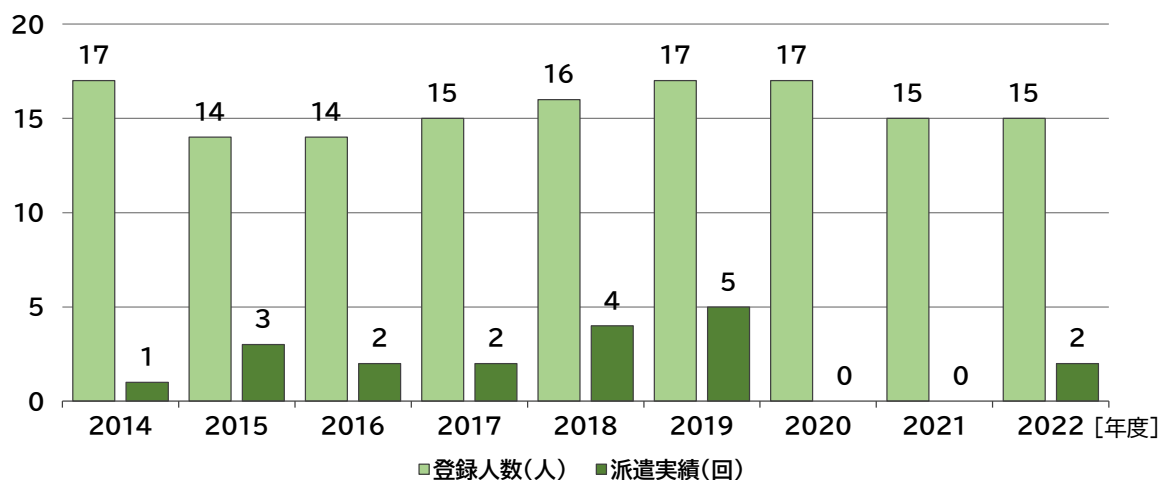
環境シンポジウム満足度

※2020年度はオンライン開催のみ。以降は会場とオンライン同時開催。

■ 環境アドバイザー*派遣

本市では、環境に関する各分野の専門家を環境アドバイザーとして登録し、市内の団体が行う環境学習会にアドバイザーを講師として派遣する事業を行っています。

新型コロナウイルス感染症*拡大の影響により、派遣依頼のなかった年もありますが、最も多かった年で年間5回派遣しています。



環境アドバイザーの登録人数と派遣実績



親子でいっしょに生きもの観察会
(未就学児対象)



姿見の池アメリカザリガニ捕獲大作戦
(小学生対象)

※環境アドバイザーを講師に迎えて環境学習会を開催しました。

3 市民意識・市民意見

(1) アンケート調査

「環境に関する次世代アンケート調査」、「令和5年度国分寺市市民アンケート調査」及び「地球温暖化対策に関するアンケート調査」の結果から、環境に関する市民意識について整理しました。

アンケート調査の結果概要

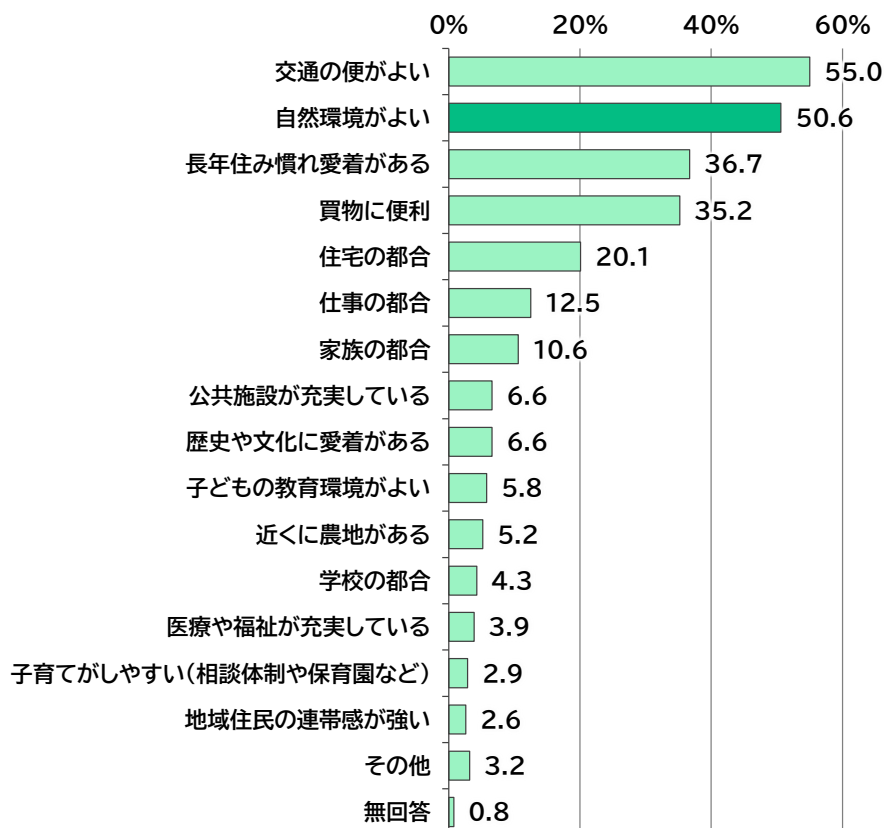
		環境に関する 次世代アンケート調査	令和5年度国分寺市 市民アンケート調査	地球温暖化対策に関する アンケート調査
調査期間		令和5(2023)年 10月6日～31日	令和5(2023)年 4月1日～28日	令和4(2022)年 11月18日～12月12日
調査対象		満13歳～満18歳の市民	満18歳以上の市民	満18歳以上の市民
回収状況	配布数	3,000	3,000	3,000
	回収数	613	1,081	1,051
	回収率	20.4%	36.0%	35.0%

1) 満足度

■ 住み続けたい理由(令和5年度国分寺市市民アンケート調査)

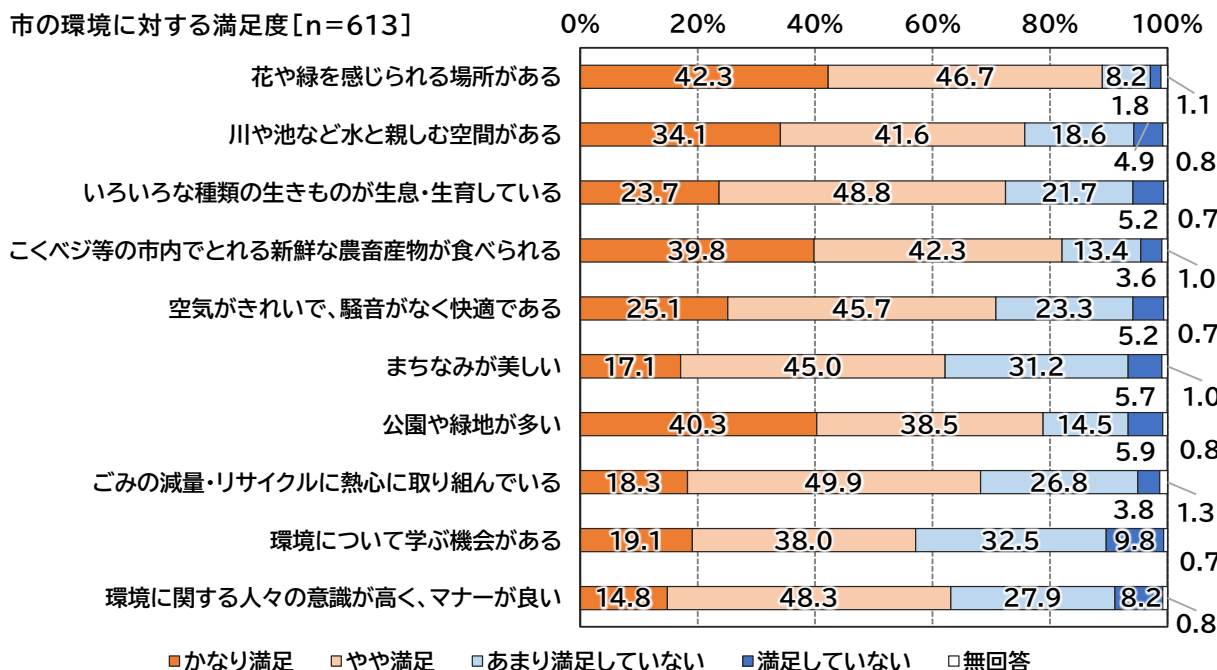
定住意向のある回答者の住み続けたい理由については、「交通の便がよい(55.0%)」に次いで、「自然環境がよい(50.6%)」が高い結果となっており、本市の自然環境が評価されていると考えられます。

住み続けたい理由 [n=979](複数回答)



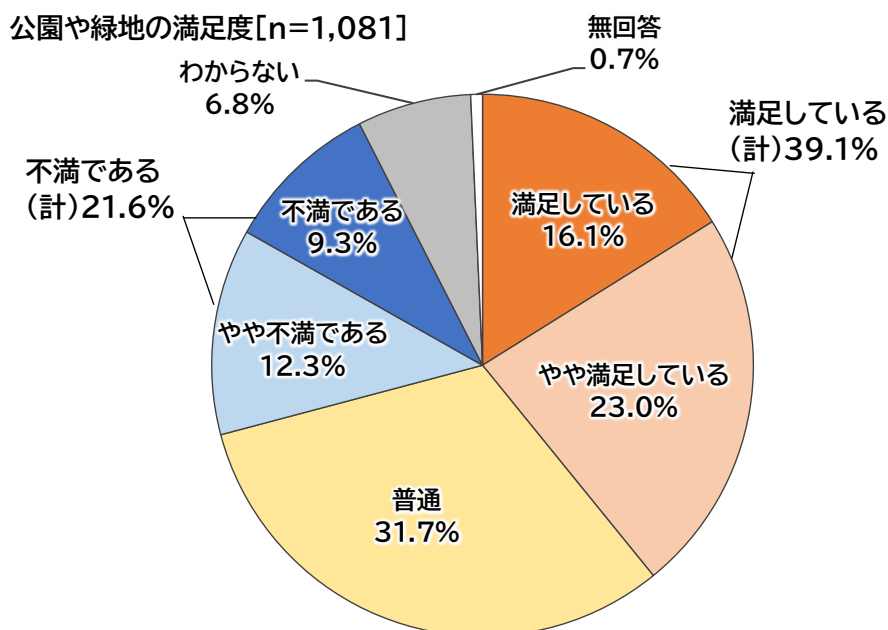
■ 市の環境に関する満足度（環境に関する次世代アンケート調査）

環境に関する満足度については、「かなり満足」と「やや満足」の評価を合計すると、「花や緑を感じられる場所がある（89.0%）」が最も高く、次いで「こくベジ等の市内でとれる新鮮な農畜産物が食べられる（82.1%）」、「公園や緑地が多い（78.8%）」となっています。その他の項目を見ても「満足している」との評価が5割以上となっており、全体的に若者世代による肯定的な評価を得ています。



■ 公園や緑地の満足度（令和5年度国分寺市市民アンケート）

市内の公園や緑地の満足度については、「満足している（16.1%）」と「やや満足している（23.0%）」を合わせた『満足している（計）』は約4割となっています。一方、「やや不満である（12.3%）」と「不満である（9.3%）」を合わせた『不満である（計）』は約2割となっています。



2) 認知度

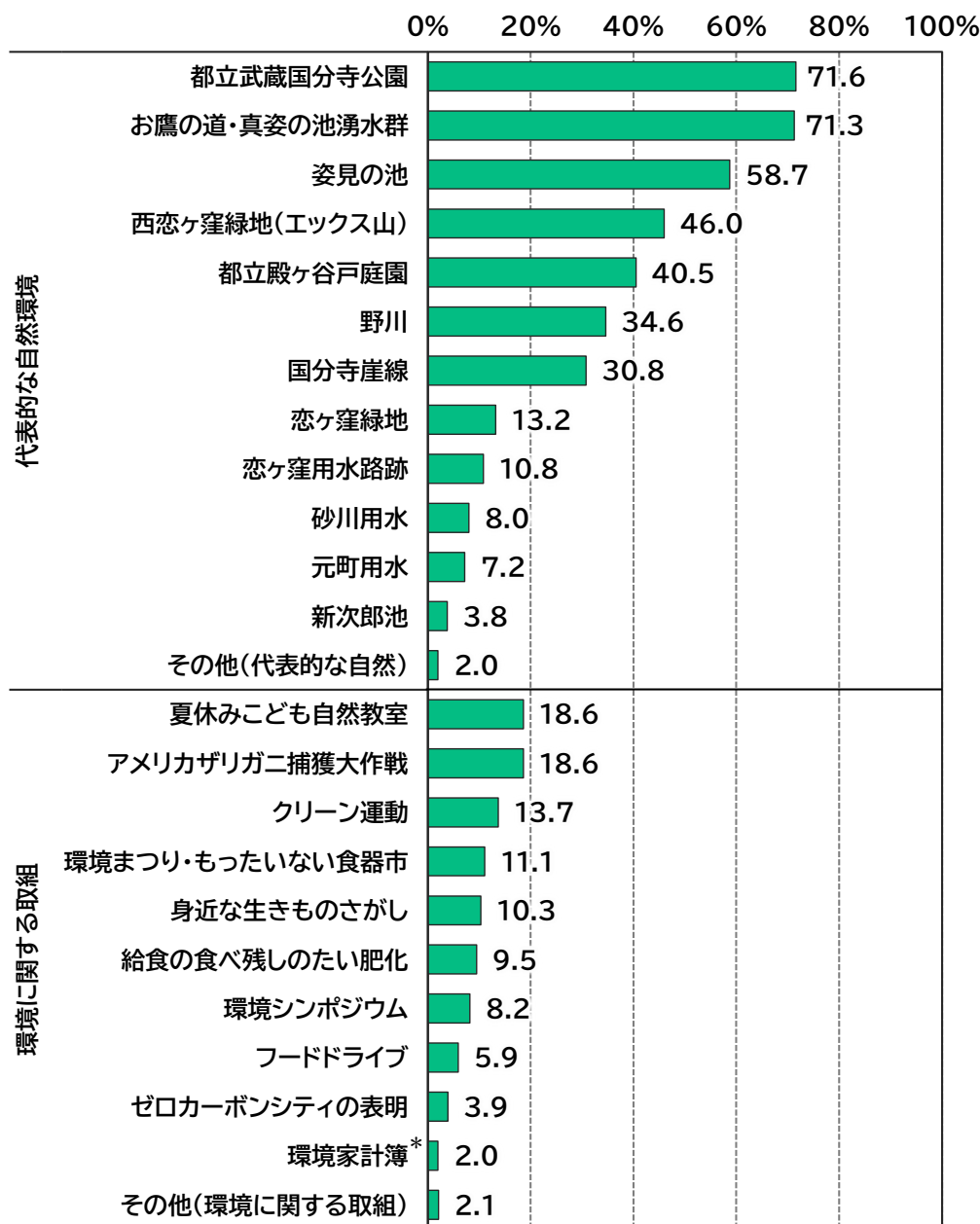
■ 市の自然環境・環境に関する取組の認知度(環境に関する次世代アンケート調査)

市の代表的な自然環境については、半数以上が知っているという回答したものは、「都立武蔵国分寺公園(71.6%)」が最も高く、次いで「お鷹の道・真姿の池湧水群(71.3%)」、「姿見の池(58.7%)」となっています。その一方で、本市を象徴する緑である「国分寺崖線^{がいせん}*」や、国分寺崖線下の湧水を集めて流れる「野川」、かつて人の暮らしと密接に関わってきた用水(砂川用水、元町用水)などの認知度は低い結果になっています。

また自然環境と比べ、市の環境の取組に関する認知度は、全体的に低い結果となっています。

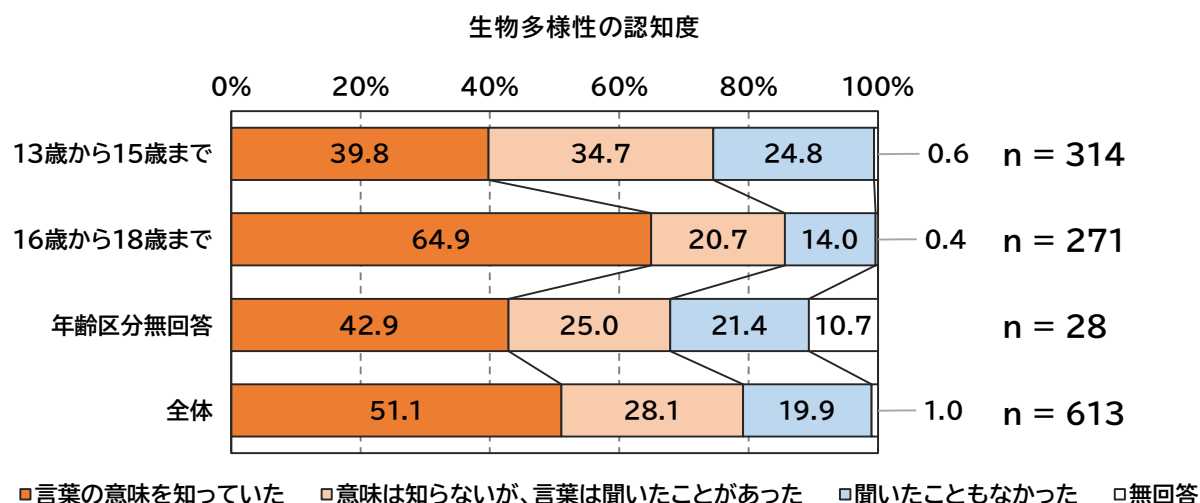
自然にふれる機会を創出するとともに、国分寺崖線の成立ちや生態系の特性など自然環境に関する学びを深める仕組みについても検討する必要があります。

市の自然環境・環境に関する取組の認知度[n=613](複数回答)



■ 生物多様性の認知度(環境に関する次世代アンケート調査)

生物多様性については、全体の約5割が「言葉の意味を知っていた」と回答していますが、年齢区分別で見ると、「13歳から15歳まで」は約4割という結果になっています。

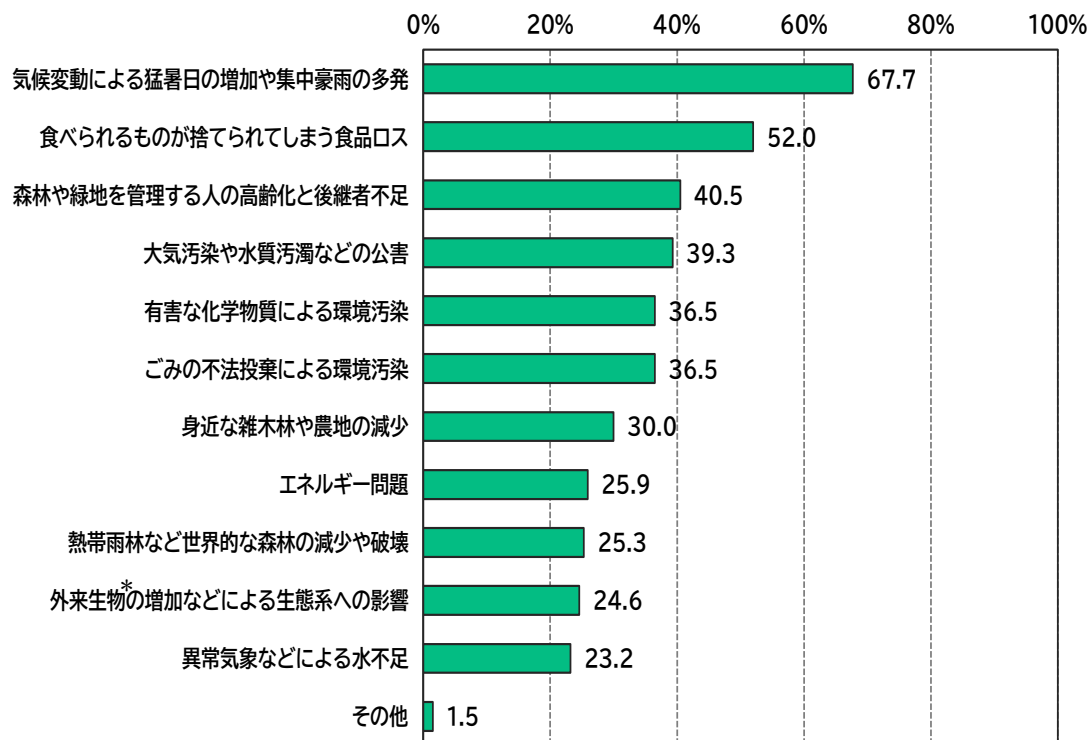


3) 関心のあるテーマ

■ 環境問題で特に心配なこと(環境に関する次世代アンケート調査)

環境問題で特に心配なことについては、「気候変動*による猛暑日の増加や集中豪雨の多発(67.7%)」が最も多く、次いで「食べられるものが捨てられてしまう食品ロス*(52.0%)」、「森林や緑地を管理する人の高齢化と後継者不足(40.5%)」となっています。

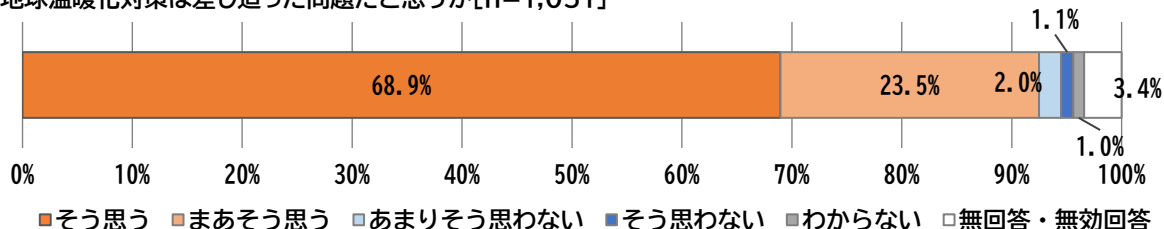
環境問題で特に心配なこと[n=613](複数回答)



■ 地球温暖化対策の緊急性(地球温暖化対策に関するアンケート調査)

環境に関する次世代アンケート調査において関心の高かった「気候変動*・地球温暖化」については、地球温暖化対策に関するアンケート調査においても、「そう思う(68.9%)」と「まあそう思う(23.5%)」を合わせて9割以上の人々が差し迫った問題だと感じています。

地球温暖化対策は差し迫った問題だと思うか[n=1,051]

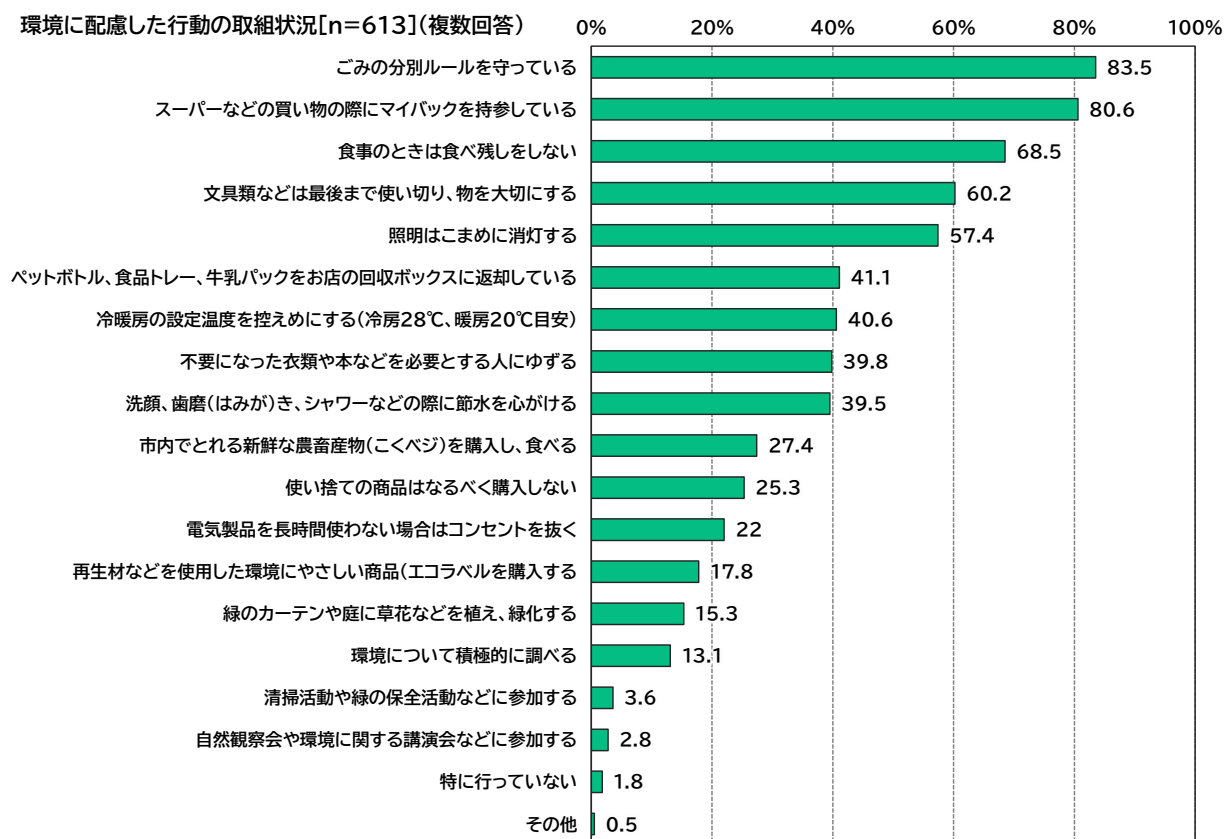


4) 環境に配慮した行動の取組状況

■ 環境に配慮した行動(環境に関する次世代アンケート調査)

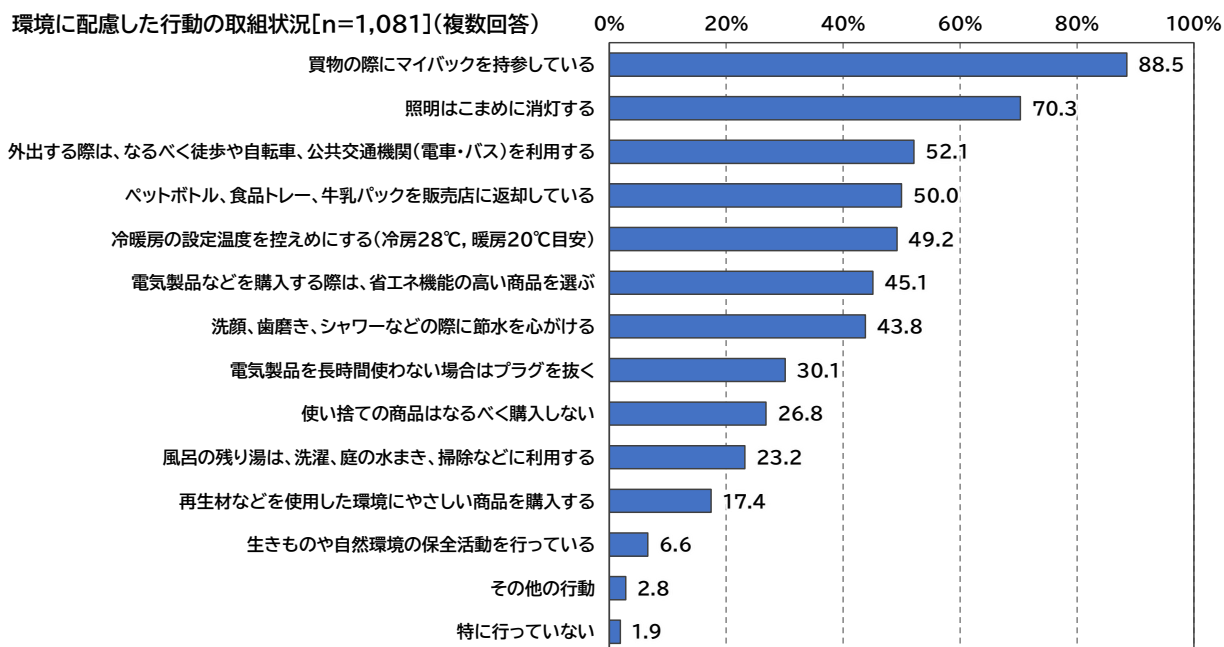
「ごみの分別ルールを守っている(83.5%)」が最も高く、次いで「スーパーなどの買い物の際にマイバックを持参している(80.6%)」、「食事のときは食べ残しをしない(68.5%)」となっています。

環境に配慮した行動の取組状況[n=613](複数回答)



■ 環境に配慮した行動(令和5年度国分寺市市民アンケート調査)

環境に配慮した行動については、「買物の際にマイバックを持参している(88.5%)」が最も多く、次いで「照明はこまめに消灯する(70.3%)」、「外出する際は、なるべく徒歩や自転車、公共交通機関(電車・バス)を利用する(52.1%)」となっています。



5) 環境学習・環境活動の経験及び参加意向

■ 環境学習・環境活動の経験(環境に関する次世代アンケート調査)

環境学習・環境活動の経験については、全項目にわたり、学校以外の活動(「②家族や友達に誘われて学んだ、参加・経験した」、「③自ら進んで学んだ、参加・経験した」)を経験している割合が2割未満と低く、学校の授業が主体となっている状況が明らかになりました。学校以外での環境学習・環境活動の機会の創出についても検討する必要があります。

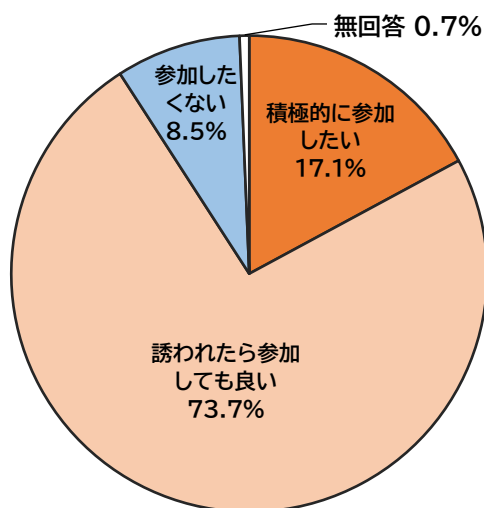
環境学習・環境活動の経験[n=613](複数回答)

No.	項目	①学校の授業の中で経験した	学校以外の活動		④経験していない
			②家族や友達に誘われて学んだ、参加・経験した	③自ら進んで学んだ、参加・経験した	
1	地球温暖化や野生生物の減少など環境問題に関する学習会	67.9%	4.6%	4.4%	26.1%
2	生きもの観察会など地域の自然にふれあう体験学習	47.1%	16.8%	5.9%	36.2%
3	農作物の収穫体験	65.4%	17.6%	9.5%	18.4%
4	ごみ拾いなどの清掃活動	36.4%	4.6%	4.4%	19.6%
5	公園や道路などの緑化活動	15.2%	4.1%	2.1%	76.3%
6	その他	0.5%	0.5%	0.3%	

■ 環境学習・環境活動への参加意向（環境に関する次世代アンケート調査）

環境学習・環境活動への参加意向については、「積極的に参加したい（17.1%）」と「誘われたら参加しても良い（73.7%）」と合わせて、約9割の人が参加意向を持っている結果となりました。

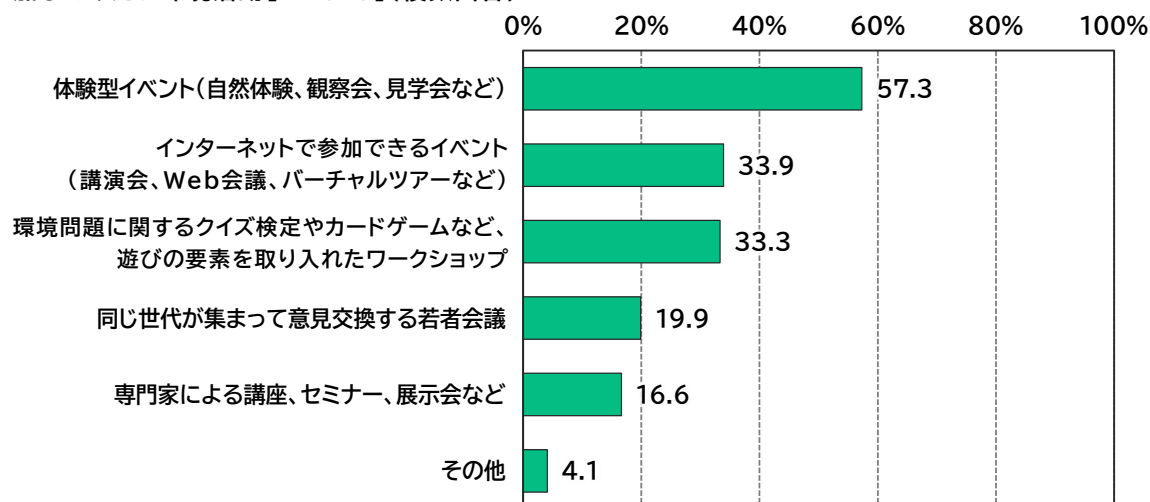
環境学習・環境活動への参加意向[n=613]



■ 参加してみたい環境活動（環境に関する次世代アンケート調査）

参加してみたい環境活動については、「体験型イベント（自然体験、観察会、見学会など）（57.3%）」が最も高く、「インターネットで参加できるイベント（講演会、Web会議、バーチャルツアーなど）（33.9%）」、「環境問題に関するクイズ検定やカードゲームなど、遊びの要素を取り入れたワークショップ（33.3%）」と比べて20ポイント以上上回る結果となりました。

参加してみたい環境活動[n=613]（複数回答）



(2) 市民ワークショップ等

本計画の各検討段階において、ワークショップ等を開催し、広く市民意見を聴取しました。

■ 国分寺市脱炭素まちづくり未来ワークショップ

	開催日・会場	参加者	内 容
1	令和5年5月21日(日) 市役所書庫棟会議室	14人	■未来市長になって考える2050年のまちづくり 千葉大学オポッサム研究グループが開発した「未来シミュレーター」を用いて未来の国分寺市の状態や課題を把握し、グループワークを通じて2050年の未来市長として、将来世代の立場から政策提案を行いました。(同一テーマで対象を変更し3回開催/①市内環境活動団体②市民(公募)③市内中学生(公募))
2	令和5年5月21日(日) リオンホールA	23人	
3	令和5年7月22日(土) ひかりプラザ203・204会議室	5人	

■ 国分寺市環境基本計画市民ワークショップ

	開催日・会場	参加者	内 容
1	令和5年8月19日(土) リオンホールA	20人	■現状の課題整理・アイデア出し① 「自然環境」と「循環型社会*」をテーマに現状の課題整理及びアイデア出しを行いました。
2	令和5年10月1日(日) 市役所第1・第2委員会室	21人	■現状の課題整理・アイデア出し② 「生活環境」と「環境教育・環境学習」をテーマに現状の課題整理とアイデア出しを行いました。
3	令和5年11月25日(土) 市役所書庫棟会議室	27人	■課題の整理 ■国分寺の未来の環境の姿(分野ごと) これまでのワークショップで出された意見を振り返りながら、分野ごとの「2050年のありたい姿」と、そこからバックキャストで考えた「2030年のあるべき姿」について意見交換を行いました。
4	令和6年6月2日(日) リオンホールB	20人	■2030年の国分寺の環境のためにできること・すべきこと(基本方針・施策) 基本戦略(案)について意見交換を行い、実現のための基本方針・施策などについて掘り下げました。
5	令和6年8月17日(土) 市役所第1・第2委員会室	28人	■具体的な取組・目標 ■国分寺の未来の環境の姿(全体) これまでのワークショップを振り返りながら、基本戦略(修正案)及び取組・目標(案)、国分寺の未来の環境の姿(全体)について、意見交換を行いました。

■ 国分寺市環境ひろば(意見交換)

会場：市役所書庫棟会議室

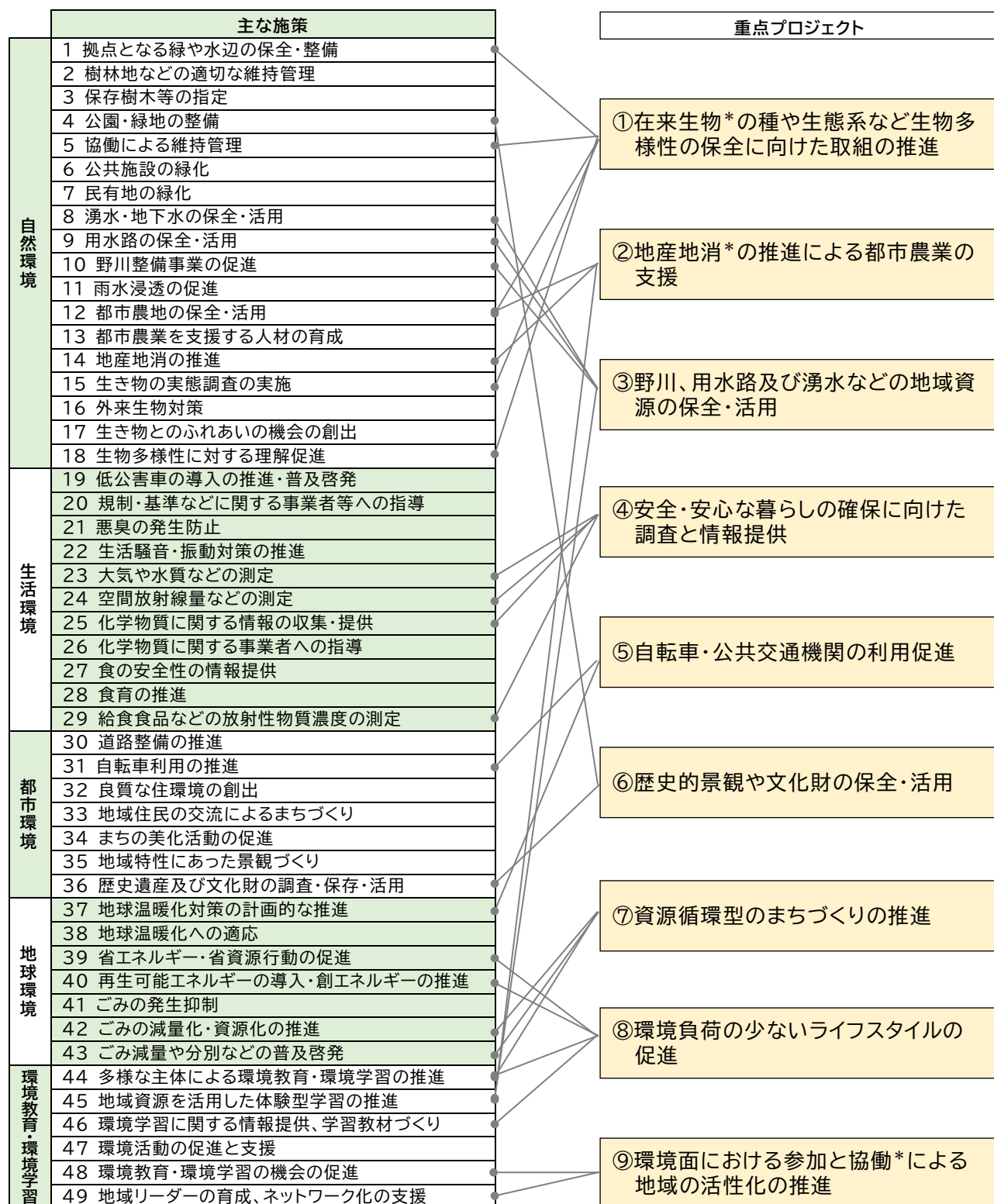
	開催日	参加者	内 容
1	令和5年11月19日(日)	10人	■現状の課題整理・アイデア出し
2	令和5年12月17日(日)	10人	■国分寺の未来の環境の姿(分野ごと)
3	令和6年6月16日(日)	13人	■2030年の国分寺の環境のためにできること・すべきこと(基本方針・施策)
4	令和6年8月18日(日)	11人	■具体的な取組・目標 ■国分寺の未来の環境の姿(全体)

※なお、環境ひろばでは令和5年4月～8月までの間、前計画の課題について意見交換しました。

4 前計画の総括評価と第三次環境基本計画に向けた取組の方向性

第二次環境基本計画は、望ましい将来像として「未来の子どもたちへ引き継ぐ こくぶんじの豊かな環境」を掲げ、5つの環境分野による施策体系と、分野横断的な重点プロジェクトを設定し、計画の進捗状況については、環境推進管理委員会において、重点プロジェクトごとに評価を行ってきました。

ここでは、環境推進管理委員会における「第二次環境基本計画実施計画の総括評価」(令和5年5月)を踏まえた、第三次環境基本計画に向けた取組の方向性を整理します。



第二次環境基本計画の施策と重点プロジェクトの関係

重点プロジェクト① 在来生物*の種や生態系など生物多様性の保全に向けた取組の推進

■ 環境推進管理委員会における総括評価

公園や緑地等を協働*により維持管理する団体の数は増加の傾向にあり、また、新型コロナウイルス感染症*による影響はあったものの、市民農業大学*や野菜収穫体験、動植物の観察会などの普及啓発事業に継続して取り組まれています。

しかしながら、生産緑地*は年々減少しており、生きものの生息空間となる市内の緑は減少の一途をたどっています。担当課では、生産緑地の追加指定の募集や都市農地貸借円滑化法*に関する周知を行っているとのことですが、大きな効果を発揮しているとは言えません。農業委員会やJA、経済課と連携を図り、市を挙げて周知以上のより踏み込んだ積極的な取組を行い、農地及び緑の保全、創出につなげていくよう要望します。あわせて第三次環境基本計画において、生物多様性地域戦略を策定し、動植物調査の継続実施、普及啓発等に取り組むことによって、生物多様性の保全及び持続可能な利用が推進されるよう要望します。

■ 第三次環境基本計画に向けた取組の方向性

【農地及び緑の保全・創出】

農地及び緑の保全・創出については、地球温暖化対策、生物多様性の保全の側面からも重要性が高いことから、引き続き施策の一つとして位置付けます。

【生産緑地の減少】

今後も人口の増加傾向が予想されており、相続等に伴う生産緑地の減少を止めることは難しいですが、追加指定に向けた取組（周知、説明会など）をはじめ、生産緑地の賃貸借に係る都市農地貸借円滑化法に関する情報提供を継続して行います。また、その他の都市農地の維持保全の仕組み（農の風景育成地区*など）についても研究していきます。

【生物多様性の保全・回復及び持続可能な利用】

生物多様性の保全と回復については、2030年までの行動が極めて重要であるとの認識のもと、第三次環境基本計画に包含して生物多様性地域戦略を策定し、施策を展開していきます。

重点プロジェクト② 地産地消*の推進による都市農業の支援

■ 環境推進管理委員会における総括評価

地場産農畜産物のブランド「こくベジ」が立ち上げられ、こくベジを使用したオリジナルメニュー提供店の増加に取り組むとともに、飲食店と提携したイベントや産直マルシェ、民間事業者と連携したこくベジの収穫体験など、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものの、対策や開催方法を工夫し、地産地消の推進による農業支援に継続して取り組まれています。

一方で、小学校給食における市内産農産物の割合は、近年は25%を超える水準で推移しているものの、目標に掲げている30%を達成することができていません。子どもたちが市内産農

産物を身近に感じる重要な機会として小学校給食を位置付け、地産地消*をより一層推進していくため、今後も市内農家やJAと連携し、小学校給食における市内産農産物の使用割合向上に、取り組んでいくよう要望します。

■ 第三次環境基本計画に向けた取組の方向性

【地産地消の推進】

地場産農畜産物の消費拡大は、農地の保全や地域経済の活性化とともに、輸送に伴う温室効果ガス*の排出削減にもつながることから、引き続き施策の一つとして位置付け、小学校給食等における地場産農畜産物の利用推進、地場産農畜産物販売の支援、地場産農畜産物を生かした食の普及などの取組をより一層推進していきます。

重点プロジェクト③ 野川、用水路及び湧水などの地域資源の保全・活用

■ 環境推進管理委員会における総括評価

野川や用水路などの親水性の向上に配慮した保全の取組の一環として、姿見の池緑地内の水路に隣接している西恋ヶ窪若松公園において親水化が検討され、親水空間の整備が行われました。

野川については、東京都が実施する野川整備事業を促進するため、東京都への要望を行うとともに、市民の気運を高めるため、「まちづくりと野川に関する懇談会」に取り組まれてきました。

しかしながら、本事業の促進のためには、これらの取組では不十分であることを本委員会では継続して指摘してきました。市議会において「野川流域河川整備計画早期実施に向けた気運醸成と取組を求める決議」が全会一致で可決されました。このことも踏まえ、第三次環境基本計画の策定においては、令和4年度から実施されている「野川源流スクール*」や、その成果の活用による「まちづくりと野川に関する懇談会」の拡大実施など、野川整備事業の早期実施に向け、着実に前進するような気運醸成の取組内容の充実及び強化を図るとともに、成果目標を明確にするよう要望します。

■ 第三次環境基本計画に向けた取組の方向性

【野川】

野川流域河川整備計画は、東京都の事業ですが、整備により自然体験学習の場、生物多様性の保全・回復、気候変動*への適応など多様な機能を発揮することが期待されます。このことからグリーンインフラ*の1つと捉え、本事業の早期実施に向けた気運醸成等に引き続き取り組んでいきます。

■ 環境推進管理委員会における総括評価

継続的な大気や水質等の定期測定に加え、東日本大震災に伴う原子力発電所の事故を契機に各施設における空間放射線量の測定や給食食材の放射性物質濃度の測定が行われ、各取組は順調に実施されてきました。

また、本計画外のことでありますが、令和元年度には東京都の水道水源からPFAS（有機フッ素化合物*）が検出されたことにより、市内の浄水所において地下水の取水が一部停止されました。市民の不安も強いことから国際的な動向を注視しつつ、国や東京都と連携しながら、市として積極的な対応を図っていくことが望まれます。水道事業については東京都の所管事業ではありますが、市民の健康をはじめ、安全・安心に暮らせる生活環境を確保するため、市として市民等への不安解消に向けた積極的な情報発信等の取組を行っていくことを要望します。

■ 第三次環境基本計画に向けた取組の方向性

【生活環境への不安解消に向けた積極的な情報発信】

有機フッ素化合物については、市ホームページに特設ページを設け、有機フッ素化合物の解説をはじめ、国や東京都の動向、水道水の安全性及び有機フッ素化合物に関する東京都の相談先等を掲載するとともに、井戸水や湧水について市が独自で調査した結果についても公表しています。

市民の安心の第一歩は、欲しい情報が手に入ることであることを認識し、引き続き安全・安心につながる情報提供を施策の一つに位置付け、取組を展開します。

■ 環境推進管理委員会における総括評価

自転車の利用促進に向け、交通安全教室の実施などによる自転車利用のルールの周知に継続的に取り組まれていますが、市民全体に周知されたとは言えません。また、環境整備として自転車駐車場の整備も進められてきましたが、その効果について検証ができていません。

自転車の利用促進に向けて、より踏み込んだ取組目標が必要であり、更なる取組の努力を要望します。あわせて、市内の道路は、安全で安心して自転車利用ができる環境とは言い難いことから、自転車利用を促進するためにも、都市計画道路を整備するに当たっては、自転車利用者が安全に走行できるような取組が遅滞なく進むことを要望します。

■ 第三次環境基本計画に向けた取組の方向性

【自転車・公共交通機関の利用促進】

自転車・公共交通機関の利用促進については、自動車から排出される温室効果ガス*の削減や大気汚染防止などを目的とした取組です。地球温暖化対策、生活環境の保全の面からも重要性が高いことから、施策の一つとして位置付け、引き続き取り組んでいきます。

なお、自転車利用のルールのお知らせについては、「国分寺市交通安全計画」の中で取組を展開することとし、安全な自転車通行空間については、都市計画道路等の整備計画の中で検討を進めています。

重点プロジェクト⑥ 歴史的景観や文化財の保全・活用

■ 環境推進管理委員会における総括評価

市内の歴史遺産や文化財について、市内総合文化財調査の継続実施や歴史公園の整備、文化財めぐりなど文化財への理解を促進するイベントなどの実施により、市民の文化財とのふれあいや学びが推進されてきましたが、歴史公園については十分に周知がされているとは言えません。

また、「(仮称)郷土博物館」について、取組の具体化に進展が見られません。第三次環境基本計画の策定においては、本取組の必要性や実現性を改めて精査した上で、環境基本計画への位置付けについて再検討するよう要望します。

■ 第三次環境基本計画に向けた取組の方向性

【歴史公園の整備・周知及び「(仮称)郷土博物館」の整備】

歴史公園の整備・周知及び「(仮称)郷土博物館」の整備については、歴史・文化の振興が主な目的であることから、「国分寺市文化振興計画*」などの中で検討を行っていきます。

なお、第三次環境基本計画において、国分寺崖線^{がいせん}*や湧水、新田開発など、本市の成り立ちや歴史を踏まえた生物多様性地域戦略を策定し、歴史公園を含めた市内の公園・緑地をフィールドとした自然体験・学習の取組を推進していきます。

重点プロジェクト⑦ 資源循環型のまちづくりの推進

■ 環境推進管理委員会における総括評価

市内のもやせるごみの排出量は、新型コロナウイルス感染症*拡大防止による外出自粛などの影響を受けて増加した年度もありましたが、年々減少傾向にあります。市民の協力により一人1日当たりのもやせるごみ排出量は、令和3年実績では多摩26市においても2番目の少なさとなりました。また、資源化率においても年々増加しており、ごみ減量・資源化への市民意識が根付いていることが伺えます。

市では、ごみの減量化・資源化を進めるため、生ごみ処理機器購入費の助成を行っています。市が推奨する「ごみけしくん*」の助成件数はここ数年1桁台で推移しています。第三次環境基本計画の策定においては、本取組の継続や必要性和ともに資源循環型まちづくりの実現に向けた施策及び成果指標について再検討し、食品ロス*等を含めた広い視点での施策体系の見直しを要望します。

ごみの発生抑制、減量化・資源化については、各取組の実績が着実に成果につながっており評価します。しかしながら、現状に甘んじることはできないことから、より一層、ごみの発生抑制、減量化・資源化を推進していくことを要望します。

■ 第三次環境基本計画に向けた取組の方向性

【ごみ減量・資源化】

市民意識の高まりにより、ごみ排出量は減少傾向にあり、資源化率も向上しています。今後も循環型社会*の形成に向けて、さらなる取組の展開が必要です。

このため、循環型社会の形成を基本方針の一つに位置付け、ごみの発生抑制、減量化・再利用・資源化の視点で目的達成に向けた取組を再構成し、推進していきます。

重点プロジェクト⑧ 環境負荷の少ないライフスタイルの促進

■ 環境推進管理委員会における総括評価

市内の温室効果ガス*の排出状況は、電力の排出係数の影響を大きく受けながら、平成24年度以降は減少傾向で推移しています。

市では、市内の二酸化炭素排出量を削減するため、太陽光発電*機器や家庭用燃料電池*の住宅への設置費用の一部を助成する住宅用太陽光発電機器等設置助成制度に継続的に取り組まれています。

また、令和4年2月には、ゼロカーボンシティ*として2050年までに市内の温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すことが表明され、現在「国分寺市地球温暖化防止行動計画（市域版）」の策定に向けた検討が進められています。これらを踏まえ、明確な削減目標とあわせて再生可能エネルギー*の導入目標についても位置付け、公共施設への再生可能エネルギー導入をはじめ、より一層、市域全体の温室効果ガス排出量削減に寄与する効果的な取組を行っていくことを要望します。

あわせて環境教育や環境学習は、次世代を担う子どもたちをはじめ、誰もが持続可能な循環型社会を形成する上で必要な取組です。ライフスタイルやライフステージに応じたニーズの多様化を踏まえた上で、多くの市民が環境への取組に興味を持ち、関与できる仕組み作りや啓発等を行っていくことを要望します。

■ 第三次環境基本計画に向けた取組の方向性

【ゼロカーボンシティの実現に向けた取組の加速化】

ゼロカーボンシティの実現に向けては、市民・事業者・市が、それぞれ自分事として捉え、日常での行動を見直し、脱炭素型スタイル*へ転換することが重要です。このことから、「国分寺市ゼロカーボン行動計画*」において、脱炭素型スタイルへの転換を施策の一つに位置付け、市民の行動変容を促す環境教育・環境学習の推進などの取組を展開しています。

なお、地球温暖化は喫緊の課題であるため、「国分寺市ゼロカーボン行動計画」の内容を第三次環境基本計画の戦略の1つに位置付け、取組を加速化していきます。

■ 環境推進管理委員会における総括評価

市は、環境ひろばなどを継続して市民の環境教育・環境学習に取り組み、また、青少年地域リーダー*の育成やわんぱく学校*においても、地域を学ぶ機会を通して、環境学習に取り組まれています。

環境教育・環境学習の取組の一つである市の環境アドバイザー*制度は、小中学校、自治会・町内会、市民活動団体等からの要請により講師を派遣し、環境学習を支援するものですが、近年は新型コロナウイルス感染症*の影響もあり派遣実績が停滞しています。現状では、環境アドバイザー制度が十分に活用されているとは言えません。アドバイザーと利用者をつなぐ窓口や、環境アドバイザーを周知する機能が十分に働いていないことが原因であり、より踏み込んだ取組が必要だと考えます。環境アドバイザーの活躍の場の確保をはじめ、市からアドバイザーに対するフォローアップの仕組みを作り、相互に情報共有ができる関係性を構築する必要があります。また、市民や各団体等からの派遣要請を待つばかりではなく、市から積極的に環境アドバイザー制度の利用促進を喚起する取組を行い、地域における環境学習がより一層推進されることを要望します。

■ 第三次環境基本計画に向けた取組の方向性

【環境アドバイザー制度の利用促進】

若者世代を対象に実施した次世代アンケート調査では、本市を象徴する緑であり、湧水の源となる国分寺崖線*の認知度が低く、また、学校以外の環境学習・環境活動の経験が非常に少ないという現状が明らかになりました。この結果に強い危機感を持ち、本市においては、全ての取組を下支えする環境学習・環境教育及び環境活動の基盤づくりを戦略の1つに位置付け、環境アドバイザーの利用促進をはじめとする環境学習の取組を充実させていきます。

5 国分寺市の環境の現状と課題の整理

市の概況	地勢・気候	人口・世帯数	土地利用・交通	産業
	- 市域の北西端から南東端まで連続している国分寺崖線*が市の地形的な特徴。 - 夏季は高温多湿、冬季は乾燥した晴天が多い関東平野南部の一般的な気候だが、近年は、地球温暖化等の影響により、気温が上昇傾向。	- 全国の人口は減少局面に入っているのに対し、本市の人口・世帯数は令和22（2040）年まで増加傾向と予想。 - 単身世帯が増加傾向。	- 農地・樹林地等の減少と住宅用地の増加傾向が継続。人口・世帯数の増加傾向を踏まえると、宅地化の進行も当面継続することが想定。 - パーソントリップ調査における本市の代表的な交通手段は、自動車の割合が低く、鉄道・自転車・徒歩の割合が高い。	- 第3次産業が9割、中小規模事業所が約75%。 - 都市農業が盛んであり、市の面積に占める農地面積の割合は11.2%で、多摩26市では3番目に高いが、農家数、農地面積は減少傾向。

第二次環境基本計画実施計画
画総括評価報告書
次期（第三次）環境基本計画
のあり方に係る意見書

環境をめぐる国内外の動向

【喫緊の課題として注目】

深刻化する地球温暖化と脱炭素社会*への転換

加速する生物多様性の損失とネイチャーポジティブ（自然再興）への移行

循環型社会*の形成（プラスチック資源循環）

環境と経済の共生

ESG*金融
環境・社会・企業統治情報を考慮した投融資行動

循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行
環境活動としての3R*から経済活動としての循環経済への転換

GX（グリーントランスフォーメーション）*
脱炭素を経済成長の機会と捉え、経済と環境及び社会の好循環を生み出す

2050 年のあるべき姿
（長期目標）の実現に向けて

2030 年までの行動
が極めて重要

	地球環境	自然環境	循環型社会	生活環境	環境学習・行動変容
前計画の進捗・環境の変化	- 令和5（2023）年度に「国分寺市ゼロカーボン行動計画*」及び「国分寺市役所ゼロカーボン行動計画*」を策定。 - 温室効果ガス*排出量は減少傾向。太陽光発電*導入量も増加傾向。 - しかし、令和32（2050）年ゼロカーボンシティ*の実現には脱炭素の取組の加速が必要。	- 公園面積は増加傾向だが、みどり率*は減少傾向。相続等に伴う農地の減少の影響は大きい。 - 湧水の流量に大きな経年変化はなし。 - 動植物調査の結果、確認種は増加する一方で外来種も増加。 - 活動の担い手不足。 - 生物多様性に配慮した公園・緑地等の維持管理が必要。	- 一人1日当たりのごみ排出量は減少傾向にあり、ごみ減量・資源化への市民意識が根付いている。 - 特にペットボトルやせん定枝・落ち葉・下草の戸別収集の実施により資源化が進み、総資源化率*は多摩26市中第1位（令和3・4年度）。	- 大気、騒音・振動の数値は改善傾向。 - 地下水に関しては新たな課題（有機フッ素化合物*）が発生。 - 自動車保有台数は減少傾向。 - 代表的な交通手段の割合では、公共交通・徒歩が増加し自動車は減少。事故発生件数・放置自転車数ともに減少傾向。	- 環境ひろば参加人数、環境アドバイザー*派遣実績は低調で推移。 - 学童体験農園数減少。仕組自体の見直しが必要。 - 体系的な学習プログラムや学習教材が少ない。 - 魅力的な情報発信が少ない。
市民意識（アンケート調査）	9割以上が地球温暖化を差し迫った問題だと感じている。（温暖化対策アンケート） - 日常的に省エネに取り組んでいる。（温暖化対策アンケート） - 外出する際は、徒歩、自転車、公共交通機関を利用している。（市民アンケート・次世代アンケート）	- 本市の自然環境に対する評価は肯定的であり住み続けたい理由の第2位。（市民アンケート） - 国分寺崖線・生物多様性についての認知度は高くない。（次世代アンケート） - 公園・緑地の満足度は、市民アンケートでは「満足」「やや満足」をあわせて約4割。次世代アンケートでは約8割。	- ごみの分別ルールを守る、マイバックの持参、資源物回収などに日頃から取り組んでいる。（市民アンケート・次世代アンケート） - 使い捨ての商品は、なるべく購入しない。（市民アンケート・次世代アンケート）	- 空気のきれいさ・騒音については「満足」「やや満足」あわせて約7割。「大気汚染や水質汚濁などの公害」「有害な化学物質による環境汚染」については4割弱が関心を持っている。（次世代アンケート） - 清掃活動や緑の保全活動に参加する割合は、1割未満。（次世代アンケート）	- 環境教育は学校の授業が主体。市の環境イベントや取組の認知度は低い。（次世代アンケート） - 受動的な回答も含めると若者世代の約9割は環境学習・環境活動への参加意向あり。体験型を志向。（次世代アンケート）
市民意見（ワークショップ等）	〔脱炭素未来ワークショップ〕 - 家庭部門の排出量が5割以上を占めている（対策が必須）。 - 情報不足。何をしたら良いかわからない。 - 省エネ・再エネ機器が経済的に負担。 - 食料自給率が低い（フードマイレージの問題）。 - 交通による環境負荷の軽減。EV化。 - 酷暑や豪雨への対策。	〔環境基本計画ワークショップ〕 - 湧水や用水、農地や樹林地が残っている。保全したい。 - 地産地消を普及・拡大したい。 - 子どもたちに「こくベジ」を広める（食育）。 - 生きものの減少・生態系の変化を感じる。 - 暮らしと緑のバランスの良さが国分寺の魅力。 - ふれあい・体験の場の充実。	〔環境基本計画ワークショップ〕 - プラスチックの使用削減。 - リユースの手助けが必要。 - ごみ資源物の分別方法が分かりにくい。 - 生ごみのたい肥化を促進したい。 - ごみ処理・リサイクルの社会科見学が行われていない。 3Rの効果が見える化して意識向上。	〔環境基本計画ワークショップ〕 - 生活環境での大きな課題が少ないまち。 - 有機フッ素化合物が心配。 - 歩行者や自転車が利用しづらいまち。 - 不法投棄は減少したが、ポイ捨てが多く見られる。 - 雨水浸透などの機能を持つグリーンインフラ*を積極的に展開。 - 野川の整備。	〔環境基本計画ワークショップ〕 - 欲しい情報が届かない。情報発信の工夫が必要。 - 参加しにくい。興味がない。 - 楽しみながら学べる工夫。 - 環境教育が根付いていない。 - 学校と連携した取組が必要。 - 市民活動団体と市との協働*。 - 市民活動団体の高齢化・参加者の減少。 - 環境活動の体系化・見える化。
課題	- 脱炭素型スタイル*への転換。 - 省エネ化と再エネ導入の加速化。 - 資源循環、地産地消*の推進。 - 緑の保全・創出。 - 脱炭素の視点でのまちづくり。 - 気候変動への適応。	- 自然環境（湧水や用水、樹林地など）の保全・利活用。 - 地場産農畜産物の消費拡大による営農支援。 - 生物多様性の保全・回復。 - 希少種保護及び外来種*防除対策。 - 自然と暮らしの共生の継続。 - 自然に親しむ場・学びの場の創出、人材育成。	3Rの更なる推進。 - 多様な手段による分かりやすい分別方法の情報発信。 - 資源循環や3Rを学ぶ機会の創出。 - 効果の見える化による意識向上。	- モニタリングと情報提供。 - まちの美化活動の促進。 - 歩きたくなるまち。 - グリーンインフラの整備推進。	- 戦略的な情報発信、コンテンツの充実。 - 参加したくなる学習プログラムの提供。 - 子ども若者世代の環境教育。 - 学校や地域等との多様な連携による持続可能な環境学習の仕組みの構築。 - 多様なふれあい・学びの機会の創出。 - 市民活動団体と市との連携・協働。

第三次環境基本計画の検討

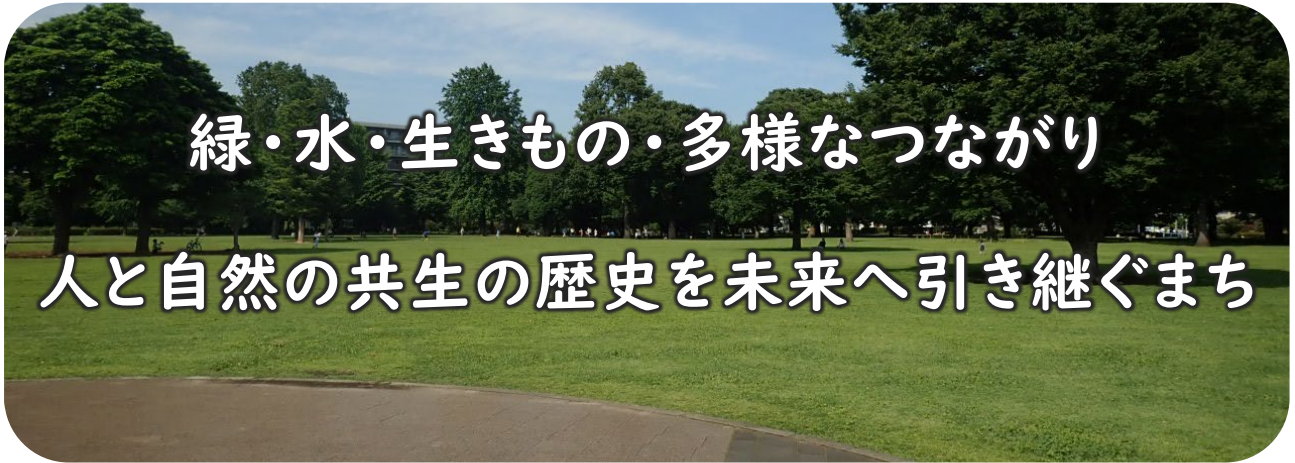
※市民意見（ワークショップ等）は、市民ワークショップ及び環境ひろばの意見を整理したものです。

第4章 第三次環境基本計画が目指すもの

1 国分寺市が目指す環境像2050

環境をめぐる国内外の動向、本市の環境の現況と課題、市民ワークショップの意見などを踏まえ、長期目標とする2050年の環境像を設定しました。

〈環境像2050〉



本市は、都心から電車で1時間程度に位置する住宅都市ですが、国分寺崖線^{がいせん}*やお鷹の道・真姿の池湧水群をはじめ、西恋ヶ窪緑地、砂川用水、姿見の池などの自然が豊かで、緑と水を身近に感じ、安らぎ、ふれあいを楽しむことができるまちです。農地も多く残っており、新鮮でおいしい地場産農畜産物を食べることができます。

このように本市の自然の多くは、人の手が入ることにより維持されてきた二次的自然であり、人と自然の共生の歴史であると言えます。

一方で、本市でも都市化の進展により、農地や樹林地は減少しており、深刻な地球温暖化によって気候変動*や生態系に影響が生じています。また、市内の湧水に源を発し、国分寺崖線下を流れる、市内唯一の河川である野川は、コンクリート三面張りの護岸になっており、生きものの生息環境や親水性の乏しい状況になっています。加えて、若者世代を中心とした身近な自然や生きものへの興味・関心の希薄化、自然にふれあう機会の減少、これらを背景とする環境活動の担い手不足などの問題が顕在化しています。

今、大切なことは、私たち市民一人ひとりが、身近な自然や生きものに興味・関心を持ち、深刻化する地球温暖化や生物多様性の危機などの環境問題を自分事として考え、行動しなければならないということです。

先人から受け継いだ自然にふれあい、愛着を持ち、楽しみながら人とつながって環境を守り、誇りを持って次世代に引き継ぐために、「緑・水・生きもの・多様なつながり人と自然の共生の歴史を未来へ引き継ぐまち」を長期目標とする2050年の環境像に掲げ、市民・事業者・市が一丸となり、「オール国分寺」で実現することを目指します。

2 目指す環境像を実現するための基本戦略2030

(1) 4つの基本戦略

これまで環境問題については、自然環境や生活環境、地球環境などの分野を基軸に捉え、対策を検討して取り組んできました。しかしながら、地球温暖化による気候変動*や生物多様性の損失をはじめとする今日の環境問題は、背景や要因が相互に関連し合い、複雑化するとともに、加速化・深刻化しています。

これらの問題は、2030年までに回復軌道に転じなければ、転換点を超え、劇的な損失や不可逆的な変化が起こる可能性があると言われています。

また、全ての環境施策の基盤であり原点となる環境教育・環境活動については、これまでも継続して取組を推進してきましたが、自然や環境への興味・関心の希薄化、環境活動の担い手不足などの問題が顕在化しており、早急かつ体系的な取組を講じる必要があります。

一方で、公害を防止し、安全・安心に暮らせる生活環境を保全していくことは、市民生活を支える普遍的な取組であり、継続していくことが重要となります。

これらを踏まえ、本計画においては、本市が目指す令和32(2050)年の環境像の実現に向け、令和12(2030)年までの計画期間で達成しなければならない目標を見据え、選択と集中の視点を持ち、分野を横断する3つの戦略と、3つの戦略全ての基盤であり原点となる環境学習・環境活動を推進するための「戦略0 国分寺の環境を次世代につなぐ基盤の形成」を定め、施策を体系化し、取組を展開していきます。

【戦略1から戦略3の全ての基盤であり原点となる戦略】

戦略0 国分寺の環境を次世代につなぐ基盤の形成

【基本戦略】

戦略1 脱炭素化と循環型社会*の形成によるゼロカーボンシティ*の実現

戦略2 人と自然と多様な生きものが共生するまちの実現

戦略3 誰もが安全・安心で健康に生活できる住みやすいまちの実現

(2) 基本戦略の構造

4つの基本戦略に基づく基本方針及び施策と、環境の分野との関連性について整理します。

基本戦略	2030年度目標	関連する環境の分野			
		環境学習・行動変容			
【戦略1から戦略3の全ての基盤であり原点となる戦略】 戦略0(ゼロ) 国分寺の環境を次世代につなぐ基盤の形成	多くの市民が学びや体験の場に参加し、自ら行動することによって、環境活動の輪が広がっている	基本方針0-1 知識・理解・関心の底上げ (見る・知る) 施策0-1-1 国分寺の環境に関する情報の効果的な発信 施策0-1-2 はじめの一步を後押しする情報提供	基本方針0-2 学びを通じた自分事化 (気付く) 施策0-2-1 学びの場・体験の場の創出 施策0-2-2 学びの体系化	基本方針0-3 自発的な活動 (行動する) 施策0-3-1 学びの場・体験の場を通じた人材育成とつながりづくり 施策0-3-2 環境活動の支援	基本方針0-4 多様な主体によるパートナーシップの充実・強化(つながる・広がる) 施策0-4-1 多様な主体と連携した環境活動及び魅力のある地域づくりの推進

基本戦略	2030年度目標	関連する環境の分野				
		環境学習・行動変容	地球環境	自然環境	循環型社会	生活環境
戦略1 脱炭素化と循環型社会*の形成によるゼロカーボンシティ*の実現 国分寺市ゼロカーボン行動計画*	市域の温室効果ガス*排出量を50%削減し、さらなる高みを目指し60%削減に向けて意欲的に取組を推進している(2013年度比)	基本方針1-1 脱炭素ムーブメント*の創出 施策1-1-1 脱炭素型スタイル*への転換 施策1-1-2 連携・協働*による脱炭素社会*の実現	基本方針1-2 省エネ化と再エネ導入の推進 施策1-2-1 住まい・建物、設備・機器の省エネ化の普及促進 施策1-2-2 再エネ導入の促進	基本方針1-3 緑の保全・創出 施策1-3-1 市域の緑の保全・創出 施策1-3-2 広域連携による緑の保全・創出 基本方針1-6 気候変動*への適応 施策1-6-3 自然生態系の変化の把握・対応その他適応策	基本方針1-4 循環型社会の形成 施策1-4-1 資源循環の推進 施策1-4-2 地域経済循環の推進	基本方針1-5 脱炭素の視点でのまちづくり 施策1-5-1 ウォーカブル*シティの形成 施策1-5-2 環境に負荷をかけない移動手段の促進 施策1-5-3 都市整備等の機を捉えたまちの脱炭素化の促進 基本方針1-6 気候変動への適応 施策1-6-1 猛暑・熱中症への対策 施策1-6-2 自然災害による被害の防止・軽減
戦略2 人と自然と多様な生きものが共生するまちの実現 国分寺市生物多様性地域戦略	生物多様性の重要性が認識され、生物多様性の保全と自然共生の取組が進んでいる	基本方針2-1 国分寺の自然と生物多様性への愛着の形成 施策2-1-1 国分寺の自然と生きものの魅力の情報発信 施策2-1-2 生物多様性の理解と浸透	基本方針1-6(関連) 気候変動への適応	基本方針2-2 自然環境及び生物多様性の保全と回復 施策2-2-1 生きものの生息状況に関する情報の収集・活用 施策2-2-2 生きものの生息・生育環境の質の向上 施策2-2-3 水環境の保全・回復 施策2-2-4 適切な手入れと利用による樹林地などの持続可能な維持・保全 施策1-3-1(関連) 市域の緑の保全・創出	基本方針2-3 生物多様性の視点でのまちづくり 施策2-3-1 エコロジカル・ネットワーク*の形成 施策2-3-2 都市整備における生物多様性への配慮	
戦略3 誰もが安全・安心で健康に生活できる住みやすいまちの実現	環境目標値を達成した安全・安心で健康な生活環境が実現している	基本方針3-1 安全・安心につながる情報提供 施策3-1-1 生活環境に関する情報提供の充実	基本方針1-6(関連) 気候変動への適応	基本方針2-3(関連) 生物多様性の視点でのまちづくり	基本方針3-2 まちの美化の推進 施策3-2-1 清潔で快適なまちの保持	基本方針3-3 健康な生活環境の実現 施策3-3-1 モニタリングや適正管理による環境負荷の低減

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

戦略0 国分寺の環境を次世代につなぐ基盤の形成

本市に残る自然の多くは、人の手が入ることにより維持されてきた自然であり、自然と人の共生の歴史であると言えます。こうした自然環境をはじめ、地球環境、循環型社会*、生活環境など、全ての環境は、人間活動の影響と切り離せないものであり、私たち一人ひとりの意識と行動によって変化していきます。しかしながら、市民一人ひとりの意識と行動が、全ての環境施策の基盤であるにもかかわらず、自然や環境への関心の希薄化、活動の担い手不足などの問題が顕在化しています。

このため、本計画においては、自然や環境への興味・関心を高め、学びを通じた自発的な行動につなげ、多様な主体との連携・協働*による環境活動の輪を広げていくプラットフォームづくりに取り組むための戦略を、戦略1～戦略3の全ての基盤であり原点となる戦略0として位置付けます。本戦略に基づき、2030年度に達成すべき状態目標として「多くの市民が学びや体験の場に参加し、自ら行動することによって、環境活動の輪が広がっている」を掲げ、目標達成に向けて施策を展開していきます。

2030年度目標

多くの市民が学びや体験の場に参加し、自ら行動することによって、環境活動の輪が広がっている

成果指標	指標の説明	現状値		2030年度目標
環境を学ぶ機会に関する満足度	国分寺市市民アンケート調査の数値（「満足」、「やや満足」と回答した割合）	— 新規調査項目のため現状値なし	➡	40.0%
生きものや自然環境の保全活動を行っている市民の割合	国分寺市市民アンケート調査の数値（「生きものや自然環境の保全活動を行っている」と回答した割合）	6.6% （令和5(2023)年度）	➡	10.0%

施策体系

戦略0 国分寺の環境を次世代につなぐ基盤の形成

基本方針0-1 知識・理解・関心の底上げ（見る・知る）

施策0-1-1 国分寺の環境に関する情報の効果的な発信
施策0-1-2 はじめの一步を後押しする情報提供

基本方針0-2 学びを通じた自分事化（気付く）

施策0-2-1 学びの場・体験の場の創出
施策0-2-2 学びの体系化

基本方針0-3 自発的な活動（行動する）

施策0-3-1 学びの場・体験の場を通じた人材育成とつながりづくり
施策0-3-2 環境活動の支援

基本方針0-4 多様な主体によるパートナーシップの充実・強化（つながる・広がる）

施策0-4-1 多様な主体と連携した環境活動及び魅力のある地域づくりの推進

基本方針0-1 知識・理解・関心の底上げ（見る・知る）

環境に関する意識や行動を変容させるはじめの一步は「見る・知る」ことです。この第一歩を後押しするためには、環境に関する興味や関心を促す情報提供ができるかが重要となります。

このため、情報の一元化や体系化、環境配慮の取組の効果の見える化、動画、写真などを用いたイメージしやすい情報発信を行い、市民一人ひとりの「知識・理解・関心の底上げ（見る・知る）」を図ります。

【進捗管理の指標】

指標	指標の説明	現状値		2030年度目標
環境学習に関する情報提供の充実に向けた進捗状況	市ホームページにおける環境に関するデータや環境学習会、イベント、講師派遣などの情報の充実及び検索性の改善状況	— 参加者募集と開催後記を 情報掲載		環境学習に関する情報の整理・充実・一元化
環境に関する市ホームページのアクセス数	環境に関する市ホームページの年間アクセス数	2,848回 (令和5(2023)年度)		5,000回

施策 0-1-1 国分寺の環境に関する情報の効果的な発信

情報の効果的な発信を行うため、市ホームページで環境に関する情報の一元化・体系化を行い、環境配慮の取組の効果などが見える化します。また、情報を届けたいターゲットに応じた多様な発信手法を検討し、取り組みます。

【取組】

- ① 環境に関する情報の一元化・体系化
- ② 環境配慮の取組の効果や環境の変化の見える化
- ③ 欲しい情報が届く情報発信手法の検討（SNS*、スマートフォンアプリ、プッシュ通知等）

施策 0-1-2 はじめの一步を後押しする情報提供

体験型イベントに参加してみたいと思えるよう、イベントの対象年齢や分野、所要時間などのプログラム概要を分かりやすく情報提供し、動画や写真、イラスト等を活用しながら、はじめの一步を後押しする情報提供を行います。

【取組】

- ① 対象年齢、分野、所要時間別等による体験学習の分かりやすい情報提供
- ② 動画や写真、イラスト、参加者の声等を積極的に活用したイメージしやすい情報提供

基本方針0-2 学びを通じた自分事化（気付く）

「知識・理解・関心の底上げ（見る・知る）」から一歩踏み出し、体験や学習の場に参加することによって、知識や経験を得て、環境問題を自分事として捉えることが、行動変容につなげる上で重要となります。

このため、小中学校の総合的な学習などにおける環境学習の支援をはじめ、子どもから大人まで幅広い世代を対象にした体験学習を提供し、すそ野を広げていきます。また、学びを深め、実践につなげる学習プログラムを作成し、体系化することで深度化を図ります。

【進捗管理の指標】

指標	指標の説明	現状値		2030年度目標
環境に関する学びや体験の場への参加人数	シンポジウム、セミナー、学習会、観察会等の年間参加人数	3,071人 (令和5(2023)年度)		3,200人※1

※1 「第2次国分寺市総合ビジョン*前期実行計画」に掲げる令和10(2028)年度目標値。本計画改定の際に、2030年度目標値の見直しを行います。

施策 0-2-1 学びの場・体験の場の創出

小中学校における環境学習を支援し、また、地域をフィールドにした体験学習の機会の充実を図るなど、幅広い世代を対象にした体験学習を提供します。

【取組】

- ① 小中学校における環境学習の支援
- ② 地域をフィールドにした体験学習の機会の充実
- ③ 各世代に向けた体験学習の機会の提供

施策 0-2-2 学びの体系化

学びの深度別や連続講座を用意し、学習プログラムの充実を図るとともに、子どもから大人まで、それぞれのステージに応じた学習の機会や教材の提供を行い、学びを実践行動につなげる学習プログラムを作成します。

【取組】

- ① 学びの深度別や連続講座などによるプログラムの充実
- ② 学びを実践行動につなげるプログラムの検討・作成

基本方針0-3 自発的な活動（行動する）

顕在化する環境の維持保全活動などの担い手不足の問題については、早急かつ体系的な取組を講ずる必要があります。

「学びを通じた自分事化(気付く)」で終わることなく、自発的な活動(行動する)へつなげるために、体験学習の場による参加者同士の交流や市民活動団体とのマッチング、環境アドバイザー*制度による人材育成・活用などにより自発的な行動を促進するとともに、市民や事業者の自主的な環境活動を支援します。

【進捗管理の指標】

指標	指標の説明	現状値		2030年度目標
環境アドバイザー登録人数	市の環境アドバイザー派遣事業に登録する講師の数	19人 (令和6(2024)年度)		30人
環境の保全活動を行う市民活動団体の会員数	こくぶんじ市民活動センター登録団体情報における環境の保全を活動分野として登録している団体の会員数	986人 (令和6(2024)年度)		1,000人

施策 0-3-1 学びの場・体験の場を通じた人材育成とつながりづくり

イベントや体験学習などの機会を通じ、参加者同士や市民活動団体との交流を促し、新たな環境活動の芽吹きにつなげます。

【取組】

- ① イベント参加者や受講生などと市民活動団体のマッチングの促進
- ② 学びの場・体験の場から発生した環境活動の支援
- ③ 環境アドバイザー制度による人材育成と人材活用の推進

施策 0-3-2 環境活動の支援

市民や事業者による自主的な環境学習や環境活動を支援するため、出前講座の実施や、環境アドバイザーを派遣します。

【取組】

- ① 出前講座や環境アドバイザー派遣による市民の自主的な活動支援
- ② 事業者等による環境活動の支援

基本方針0-4 多様な主体によるパートナーシップの充実・強化（つながる・広がる）

「自発的な活動（行動する）」から、多様な主体による環境活動のつながり、広がり発展させていく必要があります。

このため、市民活動団体、事業者など多様な主体との連携・協働*により、体験学習プログラムを実施するとともに、近隣自治体等との連携により、環境の保全活動を広げていきます。また、本市の環境をより良くするための情報交換や、活動などのためのプラットフォームづくりに取り組みます。

【進捗管理の指標】

指標	指標の説明	現状値		2030年度目標
連携・協働による取組数	市民活動団体や事業者、近隣自治体等との連携・協働により実施した環境に関する取組の数（累計）	14 （令和6(2024)年度）		20

施策 0-4-1 多様な主体と連携した環境活動及び魅力のある地域づくりの推進

市民活動団体、事業者、近隣自治体等との連携・協働による環境保全活動を行うとともに、多様な主体による環境活動の支援、情報交換などのプラットフォームづくりによって、魅力のある地域づくりを推進します。

【取組】

- ① 樹林地等の保全や間伐材等の利活用、体験学習プログラムにおける市民活動団体、事業者等との協働・連携による事業の推進
- ② 環境保全活動における近隣自治体等との連携
- ③ 環境に関する情報交換や活動を発展させるためのプラットフォームづくり



コラム 05 環境アドバイザー派遣事業

本市では、地域の環境学習を支援するため、市民が自主的に行う環境学習会や自然観察会に対し、市の環境アドバイザーを派遣しています。

令和7年3月1日現在、19人のアドバイザーが登録しています。公害防止管理者、技術士（環境部門）（化学部門）、ピオトップ管理士、環境教育インストラクター、エコアクション21審査人、環境漫才師など多様な人材の方がいます。「地球温暖化に伴う気候変動と温暖化の緩和策や対応策」、「エコロジカルフットプリント（地球一個分の暮らしを目指して）」、「自然観察会や植生調査、ツアーガイド」「省エネや騒音・振動などの公害防止の対策技術」などを学習することができます。

市が主催する「親子でいっしょに生きもの観察会」、「アメリカザリガニ捕獲大作戦」などにも環境アドバイザーを講師に迎えて体験型イベントを実施しています。



戦略1 脱炭素化と循環型社会の形成によるゼロカーボンシティの実現（国分寺市ゼロカーボン行動計画）

近年、深刻化する地球温暖化の影響を踏まえ、本市では、地球温暖化対策推進法に基づく「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」及び気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画*」として、令和6(2024)年3月に「国分寺市ゼロカーボン行動計画*」を策定しました。

本計画においては、「国分寺市ゼロカーボン行動計画」と整合を図るため、本行動計画に基づく施策を戦略1に位置付けて施策を展開していきます。

2030年度目標

市域の温室効果ガス*排出量を 50%削減し、さらなる高みを目指し 60%削減に向けて意欲的に取組を推進している(2013 年度比)

成果指標	指標の説明	現状値		2030年度目標
市域の温室効果ガス排出量の削減割合	基準年*度となる平成25(2013)年度の市域の温室効果ガス排出量(376千t-CO ₂)に対する削減割合	7.7% (令和3(2021)年度)		50.0%

施策体系

戦略1 脱炭素化と循環型社会*の形成によるゼロカーボンシティ*の実現

基本方針1-1 脱炭素ムーブメント*の創出	施策1-1-1 脱炭素型スタイル*への転換 施策1-1-2 連携・協働*による脱炭素社会*の実現
基本方針1-2 省エネ化と再エネ導入の推進	施策1-2-1 住まい・建物、設備・機器の省エネ化の普及促進 施策1-2-2 再エネ導入の促進
基本方針1-3 緑の保全・創出	施策1-3-1 市域の緑の保全・創出 施策1-3-2 広域連携による緑の保全・創出
基本方針1-4 循環型社会*の形成	施策1-4-1 資源循環の推進 施策1-4-2 地域経済循環の推進
基本方針1-5 脱炭素の視点でのまちづくり	施策1-5-1 ウォーカブル*シティの形成 施策1-5-2 環境に負荷をかけない移動手段の促進 施策1-5-3 都市整備等の機を捉えたまちの脱炭素化の促進
基本方針1-6 気候変動*への適応	施策1-6-1 猛暑・熱中症への対策 施策1-6-2 自然災害による被害の防止・軽減 施策1-6-3 自然生態系の変化の把握・対応その他適応策

基本方針1-1 脱炭素ムーブメント*の創出

温室効果ガス*排出量を削減するためには、使用するエネルギーを減らすことや、使用するエネルギーを太陽光、風力、水力などに代表される再生可能エネルギー*に変えることが重要です。

市民一人ひとりが脱炭素行動への意識を高め、家庭や事業所において省エネ行動を実践し、再生可能エネルギーの導入・利用が拡大されるよう、普及啓発や取組の支援を行い、脱炭素型スタイル*への転換のムーブメントを創出します。

【進捗管理の指標】

指標	指標の説明	現状値		2030年度目標
市内のエネルギー消費量の削減割合	基準年*度となる平成25(2013)年度の市内のエネルギー消費量(3,526TJ _{※1})に対する削減割合	0.6% _{※1} (令和3(2021)年度)		50.0%

※1 出典：みどり東京温暖化防止プロジェクト「多摩地域の温室効果ガス排出量(1990～2021年度)」

施策 1-1-1 脱炭素型スタイルへの転換

ゼロカーボンシティ*の実現には、一人ひとりが日常生活の中で当たり前に脱炭素型スタイルを選択・実践していくことが大切です。

そのため、一人ひとりが脱炭素行動の大切さを認識し、脱炭素型スタイルを選択・実践ができるよう、脱炭素型スタイルへの転換につながる情報発信や普及啓発、学校教育との連携等も視野に含めた環境教育・環境学習に取り組めます。

【取組】

- ① 脱炭素型スタイルの普及啓発(地球温暖化、省エネ行動、再生可能エネルギー利用等)
- ② 効果の見える化の推進(簡易型電力表示器、環境家計簿*、脱炭素アプリ等)
- ③ 市民の行動変容を促す環境教育・環境学習の推進

施策 1-1-2 連携・協働*による脱炭素社会*の実現

国では、気候変動*による環境問題の深刻化を背景に脱炭素社会の形成を目指した取組を推進し、その取組を経済成長の機会と捉えて経済社会システム全体を変革するGX*に取り組んでいます。

本市でもGXの視点により、様々な主体と連携を図りながら、脱炭素社会の形成を推進するとともに、地域の課題解決と更なる地域の魅力創出、地域の一層の発展につなげていきます。

【取組】

- ① 産学官民連携のプラットフォーム整備によるGX推進
- ② 脱炭素分野の市内事業者の起業及びイノベーション*支援

基本方針1-2 省エネ化と再エネ導入の推進

日々の省エネ行動が更に大きな効果を発揮するためには、住まいや事業所などの建物の断熱性能を高めることや、使用する設備・機器を省エネ性能の高いものに転換すること、エネルギーの使用を見える化し、エネルギーマネジメントを行うなど、エネルギー効率を高め、建物・設備の省エネルギー化を進める必要があります。

また、使用するエネルギーを、温室効果ガス*を排出しない、再生可能エネルギー*に転換していくことも重要です。

【進捗管理の指標】

指標	指標の説明	現状値		2030年度目標
市内の再生可能エネルギー導入量	市内の再生可能エネルギー導入容量の合計値	7,572kW ^{※1} (令和3(2021)年度)		16,042kW

※1 出典：環境省「自治体排出量カルテ」

施策 1-2-1 住まい・建物、設備・機器の省エネ化の普及促進

家庭や事業所からの温室効果ガス排出量の多くは、電気やガスを使用する設備・機器によるものであり、設備・機器をエネルギー効率の高い機器に転換していくことが大切です。また、エネルギー消費は冷暖房・給湯が多くを占めていることから、住宅・建物の断熱性能を向上することや使用エネルギーを見える化し、エネルギーマネジメントを行うことで、エネルギー効率はより一層高まります。

そのため、情報提供や普及啓発等の導入支援を行うことなどにより、住まい・建物、設備機器の省エネルギー化の普及促進を図ります。

【取組】

- ① 既存建築物の断熱化の普及促進
- ② 建築物の省エネルギー化、長期優良*、低炭素*の各種制度に係る認定
- ③ 高効率な家電や給湯器、その他の設備・機器の導入支援
- ④ ZEH*、ZEB*の情報提供
- ⑤ HEMS*、BEMS*等の情報提供

コラム 06 国分寺市新庁舎の環境配慮の取組

令和7年1月6日に開庁しました国分寺市新庁舎では、建築物の内外の環境性能を評価し、格付けする手法の CASBEE において、新庁舎として多摩地域初の最高ランクの S ランクを取得しています。また、標準建物の一次エネルギー消費量と比較して、50%以上の一次エネルギー消費量削減に適合した建築物が取得できる ZEB Ready の認証取得しており、新庁舎は基準値の62%を削減しています(太陽光発電を含めると68%の削減)。

新庁舎屋上には、太陽光発電設備約170kWが設置されるとともに、実質再生可能エネルギー100%の電力とカーボンオフセット都市ガスを導入することにより、温室効果ガス排出量を実質ゼロとしています。



再生可能エネルギー*利用に必要な設備・機器の導入は、家庭や事業所の大きな負担にもつながりますが、近年は、PPAモデル*など、少ない初期費用で太陽光発電*を導入できる契約形態など、設備・機器導入の負担を軽減する手法が増えつつあります。また、小売電気事業者の多くが再エネ電力プランを提供しており、太陽光発電などの設置が難しい家庭でも、電力プランの見直しで再エネ電力を選択することができます。

これらの情報発信などを含め、再生可能エネルギー導入の普及啓発や導入支援を行うことにより、家庭や事業所における再生可能エネルギー導入を促進します。

また、市内での再生可能エネルギーの創出には限りがあります。そのため、姉妹都市・友好都市等の再生可能エネルギー資源の豊富な自治体などと連携し、再生可能エネルギー利用拡大に向けた検討を行います。

そのほか、水素をはじめとした次世代エネルギーや熱利用による再生可能エネルギー等について、技術的開発の進展や先進的取組、国や東京都の支援などの情報収集、市民・事業者への情報発信を行うとともに、本市への導入の検討を行います。

【取組】

- ① 太陽光発電設備や蓄電池*等の普及促進
- ② PPAモデルの情報発信
- ③ 再エネ電力への切替え促進
- ④ 再生可能エネルギー利用の普及啓発
- ⑤ 広域連携による再生可能エネルギー利用促進に向けた検討(地域間融通等)
- ⑥ 熱利用による再生可能エネルギーや水素等次世代エネルギーに係る情報収集・発信、導入検討



コラム 07 カーボンオフセット ～豊かな森林資源のある地域との連携～

カーボンオフセットとは、私たちの活動により排出されるCO₂などの温室効果ガス*をできるだけ減らすように努力をした上で、それでも排出してしまう温室効果ガスを、ほかの場所での削減・吸収活動により埋め合わせようという考え方です。自らの活動に伴い排出するCO₂などの温室効果ガスを認識・削減した上で行うもので、①知って(排出量の算定)、②減らして(削減努力の実施)、③オフセット(埋め合わせ)の3ステップで実施します。



図 カーボンオフセットの考え方 (資料)環境省「カーボン・オフセットガイドライン Ver.2.0」を基に作成

カーボンオフセットの例としては、事業者などがクレジットの購入によって、製品・サービスの提供や会議・イベントの開催、自己の事業活動時に排出される温室効果ガス排出量をオフセットする取組や、事業者やイベント主催者が製品・サービスにクレジットを付し、購入者が日常生活で排出する温室効果ガス排出量のオフセットを支援する取組、自治体間の連携によるカーボンオフセットなどがあります。

自治体間の連携によるカーボンオフセットは、都市部の自治体における温室効果ガス排出量の一部を、他地域における森林整備などによって相殺するもので、多くの自治体で取り組まれています。

基本方針1-3 緑の保全・創出

緑の保全・創出はCO₂の吸収量の拡大につながりますが、本市の緑地で吸収できる量は、CO₂排出量に対し、圧倒的に少ない状況にあります。

しかし、緑は、雨水の貯留・浸透やヒートアイランド現象*の緩和、生物多様性の保全など、多面的な機能を有しており、地球温暖化の適応策としても有効です。

緑の保全・創出に取り組み、緑の多面的な機能を生かした、地球温暖化対策を実施します。

【進捗管理の指標】

指標	指標の説明	現状値		2030年度目標
みどり率* ^{※1}	市域における樹林地や庭、草地、農地、公園、街路樹、河川・水路の面積の割合	34.8% (平成30(2018)年度)	➡	34.8% (現状維持)
市内の公園・緑地の総面積	市立公園条例に基づく公園・緑地の総面積	152,230㎡ (令和6(2024)年度)	↗	157,030㎡ ^{※2}

※1 東京都が5年ごとに実施している「みどり率」の調査結果資料をもとに、独自に本市のみどり率を算定。

※2 「第2次国分寺市総合ビジョン*前期実行計画」に掲げる令和10(2028)年度目標値。本計画改定の際に、2030年度目標値の見直しを行います。

施策 1-3-1 市域の緑の保全・創出

本市には国分寺崖線*、樹林地、農地や屋敷林*など、都市の緑が点在しています。しかしながら、これらの緑は年々減少傾向にあります。緑を確保するため、緑の保全と創出に取り組みます。

また、緑をはじめとした自然環境が持つ多様な機能を生かしたまちづくりを推進します。

【取組】

- ① 保存樹木*の指定及び保存樹林地*制度による保全
- ② 市民活動団体・事業者等との連携・協働*による緑地の維持管理の推進
- ③ 事業所の屋上緑化*や敷地内緑化の普及啓発
- ④ 生け垣造成への支援*
- ⑤ 生産緑地*の追加指定の推進
- ⑥ 農業体験農園*の支援
- ⑦ 援農ボランティア*の推進
- ⑧ 緑をはじめとした自然環境が持つ多様な機能を生かすグリーンインフラ*の整備推進

施策 1-3-2 広域連携による緑の保全・創出

ゼロカーボンシティ*を実現するためには、徹底したエネルギーの脱炭素化を行った上で、それでも残る温室効果ガス*排出量を、森林などによるCO₂吸収量により相殺することが必要です。

本市の緑地には限りがあるため、森林資源が豊富な姉妹都市・友好都市等の他自治体と連携し、カーボンオフセット*事業を通じた森林整備などによって、吸収源対策の推進に取り組みます。

【取組】

- ① 姉妹都市・友好都市等の連携によるカーボンオフセット事業の推進
- ② 建築物の新築・更新時の多摩産材や姉妹都市・友好都市等の木材の利活用推進

基本方針 1-4 循環型社会*の形成

これまでの物質的豊かさの追及に重きを置く考え方や大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動・生活様式等は、今、見直しを求められています。

経済成長を続けつつ、環境への負荷を最小限にとどめた循環型社会を実現し、持続可能な社会を構築する必要があります。

【進捗管理の指標】

指標	指標の説明	現状値		2030年度目標
市民一人1日当たりのごみ排出量	総ごみ量÷人口÷年間日数	606.1g (令和4(2022)年度)		580.4g※1
総資源化率*	(資源ごみからの資源化量＋集団回収量＋収集後資源化量)÷(総ごみ量＋集団回収量)	48.9% (令和4(2022)年度)		49.7%※1
地場産農畜産物の購入率	国分寺市市民アンケート調査の数値(「頻繁に購入した」、「ときどきは購入した」と回答した割合)	75.2% (令和6(2024)年度)		79.2%※2

※1 「国分寺市一般廃棄物処理基本計画(令和6年3月改定)」に掲げる令和10(2028)年度目標値。本計画改定の際に、2030年度目標値の見直しを行います。

※2 「第2次国分寺市総合ビジョン*前期実行計画」に掲げる令和10(2028)年度目標値。本計画改定の際に、2030年度目標値の見直しを行います。

施策 1-4-1 資源循環の推進

私たちの日々の生活や事業活動では大量の資源が利用されており、それらを用いた製品が生産・流通・廃棄される過程で多くのCO₂が排出されています。

本市では、これまで、ごみの収集から処理までの過程で排出される温室効果ガス*を削減するとともに、焼却施設や日の出町にある最終処分場などの稼働の負担を軽減し、延命化を図るため、市民・事業者の協力を得て、ごみの減量・資源化に継続して取り組むことにより、着実にごみ排出量を減少してきました。

脱炭素社会*の形成を推進するため、更なるごみの減量・資源化の推進に取り組めます。

【取組】

- ① ごみ減量・資源化の推進
- ② 3R*講座による地域ボランティアの育成
- ③ ごみ分別アプリやごみ・リサイクルカレンダーによる適切な分別の普及啓発
- ④ リサイクル推進協力店制度*の拡充・普及啓発
- ⑤ 連携による水平リサイクル*の推進(ボトルtoボトル等)
- ⑥ 生ごみの集団回収・たい肥化の推進
- ⑦ 使い捨てプラスチックの削減、バイオプラスチック*製品等の環境配慮製品の選択の推進
- ⑧ 連携による食品ロス*対策の推進

地域の活性化には、地域にある資源を活用し、地域で消費するものを地域で生産する地産地消*と、消費者の消費行動を連動させ、地域に雇用と所得を持続的に生み出す自立的な経済構造である、地域経済循環を構築する必要があります。

本計画では、市内で生産された新鮮な地場産農畜産物の消費拡大と認知度の向上に取り組むことで、輸送に伴うコストや温室効果ガス*の排出を削減するとともに、農地の保全や地域の経済活性化につなげていきます。

【取組】

- ① 学校給食等における地場産農畜産物の利用推進
- ② 地場産農畜産物販売の支援
- ③ 地場産農畜産物を生かした食の普及(野菜等の情報発信、地産地消の推進、イベント出展)
- ④ 農に身近にふれる機会の提供(農ウォーク等)



コラム 08 地域脱炭素と地域循環共生圏

地域循環共生圏は、地域の多様な資源を最大限に活用しながら、環境・社会・経済課題の同時解決を目指すもので、平成30(2018)年に国の第五次環境基本計画で掲げられました。各地域が、環境・経済・社会を良くしていく事業を生み出し続けることで自立した地域をつくるとともに、地域の個性をいかにして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方です。

地球温暖化対策が急務となっている一方で、都市においても地方においても、人口減少・少子高齢化への対応、地域経済の活性化、頻発・激甚化する災害に強い地域づくり、デジタル技術の進歩への対応など、様々な社会経済的な課題に対応することを求められています。

このような課題に直面する中で、地域で脱炭素化の取組を進めることで、地球温暖化対策に貢献すると同時に、地域が抱える様々な課題を解決し、地域経済循環や地方創生を実現する機会として捉えることが重視されています。

本市においても、人やお金、資源・エネルギーなどを、まずは市内で、さらに他の地域と循環することで、お互いに必要としているものを補い合い、支え合っていくことが大切です。



地域循環共生圏の考え方

出典：環境省ポータルサイト「環境省 SDGs 地域循環共生圏づくりプラットフォーム」を一部加工

基本方針1-5 脱炭素の視点でのまちづくり

自動車からの温室効果ガス*排出量を削減するためには、車両からの排出量の抑止に加えて、公共交通や自転車、徒歩で移動しやすい脱炭素の視点でのまちづくりを進める必要があります。また、走行時にCO₂等の排出ガスを出さないZEV(ゼロエミッション・ビークル)*の普及促進、利用環境の整備などを進め、自動車の利用に伴うCO₂排出量を削減する必要があります。

【進捗管理の指標】

指標	指標の説明	現状値		2030年度目標
次世代自動車※1の 所有率	地球温暖化対策に関する市民アンケート調査の数値(「すでに導入している」と回答した割合)	16.2% (令和4(2022)年度)		50.0%
市内の電気自動車 給電設備設置数	市民が利用可能な施設における電気自動車給電設備設置数	6施設 (令和5(2023)年度)		8施設

※1 電気自動車、燃料電池自動車*、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

施策 1-5-1 ウォーカブル*シティの形成

街路空間を“車中心”から“人中心”の空間へと再構築し、沿道と路上を一体的に使って、人々が集い、憩い、多様な活動を繰り広げられる場へとしていく取組が進められています。

利便性の高い公共交通ネットワークの形成とともに、ウォーカブルな空間の形成を進め、市民・事業者などが積極的に利用することで、持続可能で環境負荷の少ないウォーカブルシティの形成を目指します。

【取組】

- ① 鉄道・バス等の公共交通機関及び自転車の利用促進
- ② シェアサイクル*の普及啓発
- ③ ウォーカブルな空間の形成

施策 1-5-2 環境に負荷をかけない移動手段の促進

自動車による温室効果ガス排出量を大幅に削減するためには、自動車をエネルギー効率に優れたZEV等の次世代自動車やカーシェア*などに切り替えていくことが重要です。また、電気自動車は蓄電池*としても利用できるため、災害時の移動型蓄電池としての利用や再エネ電力の有効利用も期待されます。

ZEV等の普及を図るとともに、利用しやすい環境整備を進め、環境に負荷をかけない移動手段の利用を促進します。

【取組】

- ① ZEVの普及促進・情報提供
- ② 電気自動車給電設備設置の促進
- ③ 地域バスのZEV化に向けた検討

施策 1-5-3

都市整備等の機を捉えたまちの脱炭素化の促進

再開発などの機会を捉え、脱炭素型のまちづくりを進めていくことが重要です。再生可能エネルギー*導入や省エネルギー化、エネルギーの面的利用、ICT*の活用などを検討し、まちの脱炭素化に取り組みます。

【取組】

- ① 自治会等の街灯のLED*化更新支援
- ② 再エネ促進区域*の指定に向けた検討
- ③ ICTを活用したまちづくりに向けた検討



コラム 09 ウォーカブルシティ～居心地よく歩きたくなるまちなかの形成～

ウォーカブルシティとは、“人中心”の街路空間を再構築し、多様な活動を繰り広げるまちづくりのことです。高度経済成長を経た現代において、ともすればクルマが優先する通行空間であった街路を、我が国の都市の形成史を踏まえつつ、今日的な我が国ならではのストリートに転換し、人々が行き交い、様々な出会いと交流が生み出されることにより、イノベーションの創出やまちの求心力の根源となるような、居心地が良く歩きたくなる「ウォーカブルな」ストリートとすることが、都市に求められています。

これらを背景として、令和元(2019)年6月の「都市の多様性とイノベーションの創出に関する懇談会」において、“WE DO”～Walkable、Eyelevel、Diversity、Openをキーワードとするこれからのまちづくりの方向性が打ち出されました。

近年、国内でも、このような街路空間の再構築・利活用の先進的な取組が見られるようになりました。本市においても、まちなかウォーカブル推進事業やほこみち(歩行者利便増進道路)等の活用を視野に「居心地よく歩きたくなるまちなか」の形成に向けた調査・研究に取り組んでいます。



Walkable

歩きたくなる

Eye level

まちに開かれた1階

Diversity

多様な人の多様な用途、使い方

Open

開かれた空間が心地よい

まちなかにウォーカブルな公共空間を創造するまちづくりの考え方

出典：国土交通省「ストリートデザインガイドライン」を一部加工

基本方針1-6 気候変動*への適応

温室効果ガス*の排出を抑制しても一定の地球温暖化は避けられず、自然災害などのリスクは今後増加すると予測されています。そのため、地球温暖化の進行を防ぐ「緩和策」に加え、猛暑日の増加、これに伴う熱中症の発生、集中豪雨や大型台風等の極端な気象現象の頻発など、既に現れている気候変動*による影響への「適応策」に取り組み、市民が安心・安全に生活できるまちづくりを進める必要があります。

【進捗管理の指標】

指標	指標の説明	現状値		2030年度目標
涼み処 ^{どころ} *設置数	市内における涼み処（協力商店、公共施設）の合計	70施設 （令和6（2024）年度）	▲	82施設
雨水浸透施設*設置数	平成2（1990）年度からの雨水浸透施設累計設置数（雨水浸透ます事業、公共施設、民間施設自費工事の合計）	59,041施設 （令和4（2022）年度）	▲	75,041施設

施策 1-6-1 猛暑・熱中症への対策

近年の熱中症による死亡者数・緊急搬送者数は著しい増加傾向にあり、今後も熱中症の危険性が高まることが予測されます。また、気候変動による気温上昇は、感染症などのリスク増加や、大気汚染の複合影響による健康被害を増加させるおそれがあります。

市民の健康を守るため、猛暑・熱中症への対策など、気温上昇による健康影響を最小限にするための対策を行っていきます。

【取組】

- ① 市民への熱中症予防に関する注意喚起
- ② 気候変動に伴う感染症に関する情報収集・発信
- ③ 涼み処の拡充・情報発信
- ④ 緑のカーテン*や打ち水等の推進
- ⑤ 保水性・遮熱性舗装*の整備推進



緑のカーテン

施策 1-6-2 自然災害による被害の防止・軽減

近年、集中豪雨や大型台風による災害が頻発していますが、今後は、気候変動*の影響により、リスクが増大化することが予測されています。

本市では、「国分寺市地域防災計画」に基づき、これまで市民と地域の防災力向上や災害に強い都市づくりに取り組んできました。今後も、激甚化する豪雨や台風に伴う洪水、内水氾濫、土砂災害などの自然の脅威に対応するため、ハードとソフトの両面からの防災対策に取り組みます。

【取組】

- ① 地域防災計画に基づく災害発生時の体制整備
- ② ハザードマップ*の周知や訓練の実施等による防災対策の推進
- ③ 防災まちづくり学校*や出前講座等を通じた風水害への備えの普及啓発
- ④ 防災対策の視点による太陽光発電*機器、蓄電池*、家庭用燃料電池*の普及啓発
- ⑤ 雨水浸透施設*の設置推進
- ⑥ 透水性舗装*の整備推進

施策 1-6-3 自然生態系の変化の把握・対応その他適応策

今後、気候変動の影響により、生物季節*の変動、生物の分布域の変化やライフサイクル等の変化、侵略的外来生物*の侵入・定着率が高まることなどが予測されています。

本市で形成されている生物多様性への影響を最小限にするため、動植物調査などによる情報収集や、外来生物*対策、そのほか気候変動の影響に関する最新情報の収集・発信に取り組んでいきます。

【取組】

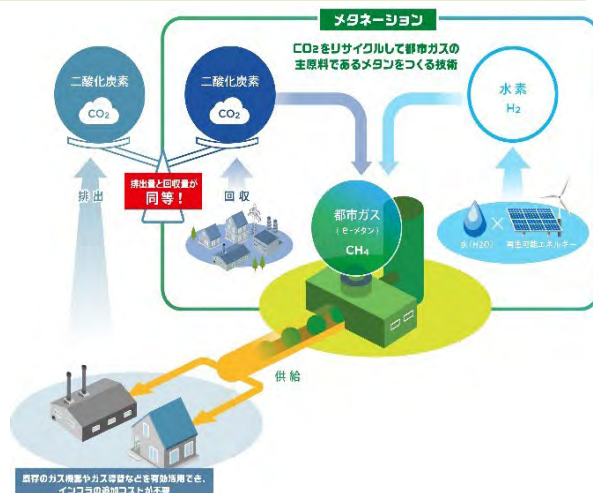
- ① 気候変動の影響に関する情報収集・発信
- ② 動植物調査等による生物季節や生息分布域の変化についての情報収集
- ③ 生物多様性に関する情報収集・発信
- ④ 外来生物に関する情報発信
- ⑤ 外来生物対策の実施

コラム10 エネルギーの脱炭素化 ～これからの都市ガス メタネーション～

メタネーションとは、水素とCO₂から都市ガス原料の主成分であるメタンを合成することを言います。また、メタネーションによって合成したメタンを「カーボンニュートラルメタン」もしくは「合成メタン」と呼びます。

カーボンニュートラルメタンの利用(燃焼)によって排出されるCO₂と回収されたCO₂がオフセット(相殺)されるため、カーボンニュートラルメタンの利用では大気中のCO₂は増加しません。

メタネーションにより合成されるメタンは、都市ガス導管等の既存インフラ・既存設備を有効活用できるため、社会コストの抑制が可能であり、エネルギーの脱炭素化の手段として大きなポテンシャルがあります。



出典：一般社団法人日本ガス協会ホームページ

戦略2 人と自然と多様な生きものが共生するまちの実現 (国分寺市生物多様性地域戦略)

「国分寺市生物多様性地域戦略」は、生物多様性基本法第13条に基づく「市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(生物多様性地域戦略)」として策定するものです。

本地域戦略は、生物多様性の重要性に関する理解を高め、国分寺の自然の恵みが将来にわたって引き継がれるよう、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための戦略です。

2030年度に達成すべき状態目標として「生物多様性の重要性が認識され、生物多様性の保全と自然共生の取組が進んでいる」を掲げ、目標達成に向けて施策を展開していきます。

2030年度目標

生物多様性の重要性が認識され、生物多様性の保全と自然共生の取組が進んでいる

成果指標	指標の説明	現状値		2030 年度目標
生物多様性の重要性の認識	国分寺市市民アンケート調査の数値(「かなり重要だと思う」、「やや重要だと思う」と回答した割合)	— 新規調査項目のため 現状値なし	➡	80.0%
生物多様性に配慮した維持管理を行っている市立公園・緑地等の面積	希少種*の保護、外来種*の駆除、樹木更新などに取り組んでいる市立公園・緑地等の面積	2.37ha (令和6(2024)年度)	➡	2.90ha※1

※1 「第2次国分寺市総合ビジョン*前期実行計画」に掲げる令和10(2028)年度目標値。本計画改定の際に、2030年度目標値の見直しを行います。

施策体系

戦略2 人と自然と多様な生きものが共生するまちの実現

基本方針2-1 国分寺の自然と生物多様性への愛着の形成

施策2-1-1 国分寺の自然と生きものの魅力の情報発信

施策2-1-2 生物多様性の理解と浸透

基本方針2-2 自然環境及び生物多様性の保全と回復

施策2-2-1 生きものの生息状況に関する情報の収集・活用

施策2-2-2 生きものの生息・生育環境の質の向上

施策2-2-3 水環境の保全・回復

施策2-2-4 適切な手入れと利用による樹林地などの持続可能な維持・保全

基本方針2-3 生物多様性の視点でのまちづくり

施策2-3-1 エコロジカル・ネットワークの形成

施策2-3-2 都市整備における生物多様性への配慮

基本方針2-1 国分寺の自然と生物多様性への愛着の形成

自然環境や生物多様性の保全に向けた行動を起こすには、自然や生きものに興味や関心を持ち、理解を深め、愛着を持つことが必要です。

環境に関する次世代アンケート調査では、本市を象徴する緑である「国分寺崖線^{がいせん}*」をはじめ、「野川」、「砂川用水」、「元町用水」などの認知度は、いずれも35%未満の低い結果でした。

このような状況を踏まえ、国分寺の自然や生きものへの興味や関心を高めるために、魅力のある情報発信を行うとともに、理解を深めるための体験や学びの場づくりに取り組みます。

【進捗管理の指標】

指標	指標の説明	現状値		2030年度目標
自然や生きものの魅力に関する情報発信回数	市ホームページやSNS*などによる市内の自然や生きものに関する年間情報発信回数	— 新規取組のため実績なし		12回
自然とのふれあい体験・学習への参加人数	市内の公園・緑地等をフィールドとした自然とのふれあい・学習講座への年間参加人数	109人 (令和5(2023)年度)		150人

施策 2-1-1 国分寺の自然と生きものの魅力の情報発信

国分寺崖線をはじめ、お鷹の道・真姿の池湧水群、西恋ヶ窪緑地、砂川用水、姿見の池、野川など、自然や生物多様性から見た本市を代表するスポットを紹介するとともに、動植物調査の結果などをもとに、生きものへの興味と関心を高めるツール(動画、イベント、マップ、クイズなど)を活用しながら、情報の見える化・一元化を図り、分かりやすく魅力のある情報発信を行います。

【取組】

- ① 生物多様性や自然共生の視点による国分寺の魅力の発信
- ② 国分寺の自然や生物多様性の現況の見える化・一元化

施策 2-1-2 生物多様性の理解と浸透

生物多様性の理解と浸透を図るため、自然の恵み、生物多様性の意義、生物多様性の危機などの理解や、地産地消*やグリーン購入*等の行動変容を促すための普及啓発を行うとともに、子どもから大人まで自然と生きものにふれあい、体験・学習する機会の創出に取り組みます。

【取組】

- ① 生物多様性の理解と行動変容を促すための普及啓発
- ② 生物多様性に関わる体験・学習の場づくり

基本方針 2-2 自然環境及び生物多様性の保全と回復

気候変動*や外来種*の分布拡大、都市化の進展などによって、生きものの生息・生育環境が大きく変化しています。このような中で、緑の量の保全はもとより、生きものの生息・生育環境として機能を発揮できる緑や水環境の質の向上が求められています。

このため、生物多様性の保全と回復に向け、定期的な動植物調査、水環境の調査等により生きものの生息・生育状況を把握するとともに、収集した情報を公園・緑地、用水などの維持管理等に活用し、生物多様性に配慮した緑や水環境の質の向上を図ります。

また、樹林地などの里山的環境や水環境の保全には、これまでのように人の手による継続的な維持管理が必要となります。このことから、市民活動団体や事業者との連携・協働*による持続可能な維持管理を検討し、生物多様性の保全と回復に取り組めます。

【進捗管理の指標】

指標	指標の説明	現状値		2030 年度目標
動植物調査の実施地点数	専門員による動植物調査の実施地点数	7地点 (令和 5(2023)年度 第2回調査)		9 地点 (第3回調査)
生きものの生息環境改善事業実施地点数	令和5(2023)年度に専門員による動植物調査を行った地点のうち、市立公園・緑地における生きものの生息環境改善事業(樹木更新、池のかいぼり*による水質改善等)を実施した地点数(累計)	1か所 (令和 5(2023)年度) (西恋ヶ窪樹林地)		5か所

施策 2-2-1 生きものの生息状況に関する情報の収集・活用

本市に生息・生育する生きものの種類や生息環境を把握するため、専門員による動植物調査を定期的実施し、情報の充実を図ります。また、収集した情報を公表するとともに、市民活動団体等と共有し、生物多様性に配慮した公園・緑地、用水等の維持管理や市民参加型の生きものの調査などに活用します。

【取組】

- ① 専門員による動植物調査の定期的な実施と調査の充実
- ② 生きものの生息状況に関する情報の活用

施策 2-2-2 生きものの生息・生育環境の質の向上

動植物調査を実施した調査地における保全の課題を踏まえ、国分寺崖線^{がいせん}*の緑地の保全や、姿見の池等の生きものの生息環境の改善に、市民活動団体をはじめ、多様な主体と連携・協働*して取り組みます。また、段階的な樹木更新、大径木*の保全や草地の創出など、生物多様性に配慮した公園・緑地、用水等の維持管理方法の研究を進め、希少種*の保護や生態系へ影響を与える外来種*防除に取り組み、生きものの生息・生育環境の質の向上を図ります。

【取組】

- ① 国分寺崖線の緑地の保全と姿見の池のかいぼり*等の生きものの生息環境の改善
- ② 生物多様性に配慮した公園・緑地・用水等の維持管理方法の研究・推進
- ③ 希少種の保護と外来種防除

施策 2-2-3 水環境の保全・回復

環境省選定の名水百選の「お鷹の道・真姿の池湧水群」をはじめとする湧水の周辺では、湿潤な土壌と乾燥した土壌、水辺など多様性に富んだ自然環境が形成され、様々な生きものが生息・生育しています。また、かつて人の暮らしと密接に関わってきた砂川用水、元町用水などは、身近な水辺景観を形成しています。一方で、市内唯一の河川である野川は、コンクリート三面張りの護岸になっており、生きものの生息環境や親水性の乏しい状況になっています。本市の自然や生きものの多様性を支える水の恵みを、誇りをもって次世代に引き継ぐため、水環境の定期的調査を実施するとともに、野川流域河川整備計画の早期実現に向けた取組、用水の維持保全及び親水性の向上など、生きものの生息・生育環境の保全・回復に向けた取組を推進します。

【取組】

- ① 水環境(湧水・用水・野川など)の調査の定期的な実施
- ② 野川流域河川整備計画の早期実現に向けた東京都への要望及び市民の気運醸成
- ③ 市民活動団体との協働による用水の維持保全及び親水性の向上に配慮した整備等の検討

施策 2-2-4 適切な手入れと利用による樹林地などの持続可能な維持・保全

本市に残る自然の多くは二次的自然であり、その保全には、これまでのように人の手による継続的な維持管理が必要となります。このため、市民活動団体や事業者との連携・協働による里山的環境の維持管理を推進するとともに、間伐材や落ち葉等の循環利用や、自然を生かしたレクリエーション等と組み合わせ、楽しみながら継続できる維持管理に向けた企画や検討を進めます。

【取組】

- ① 市民活動団体や事業者との連携・協働による樹林地等の維持管理及び利活用
- ② 手入れで発生する間伐材・落ち葉等の利活用やレクリエーションを組み合わせ、楽しみながら継続できる樹林地等の維持管理方法の検討

基本方針2-3 生物多様性の視点でのまちづくり

生きものの多くは、繁殖や採食等のために緑地や水辺などを移動しながら暮らしています。

本市には、生きものの生息・生育拠点となる国分寺崖線^{がいのせん}、西恋ヶ窪緑地、恋ヶ窪緑地などのまとまった緑地や、砂川用水、姿見の池、元町用水、野川などの水環境があります。これらの間に公共施設や商業施設、事務所、住宅地における植栽、生け垣やプランター、水鉢などを設け、まちなかに小さな生きものの生息空間を創出することで、点と点がつながり、生きものが暮らしやすい環境になります。

このような生きものの生息・生育空間が有機的につながる「エコロジカル・ネットワーク」の視点を持って、人と自然と多様な生きものが共生する持続可能なまちづくりに取り組みます。

【進捗管理の指標】

指標	指標の説明	現状値		2030年度目標
生物多様性の視点でのまちづくりに向けた進捗状況	まちなかに生きものの生息空間の創出及びエコロジカル・ネットワークの形成に向けた普及啓発の進捗状況	— 新規取組のため実績なし	➡	生物多様性に配慮した緑化の手引の作成・普及啓発
都市計画緑地*面積	現存する樹林地等の永続性担保を目的として指定する都市計画法に基づく緑地の面積	23.29ha (令和6(2024)年度)	➡	23.82ha

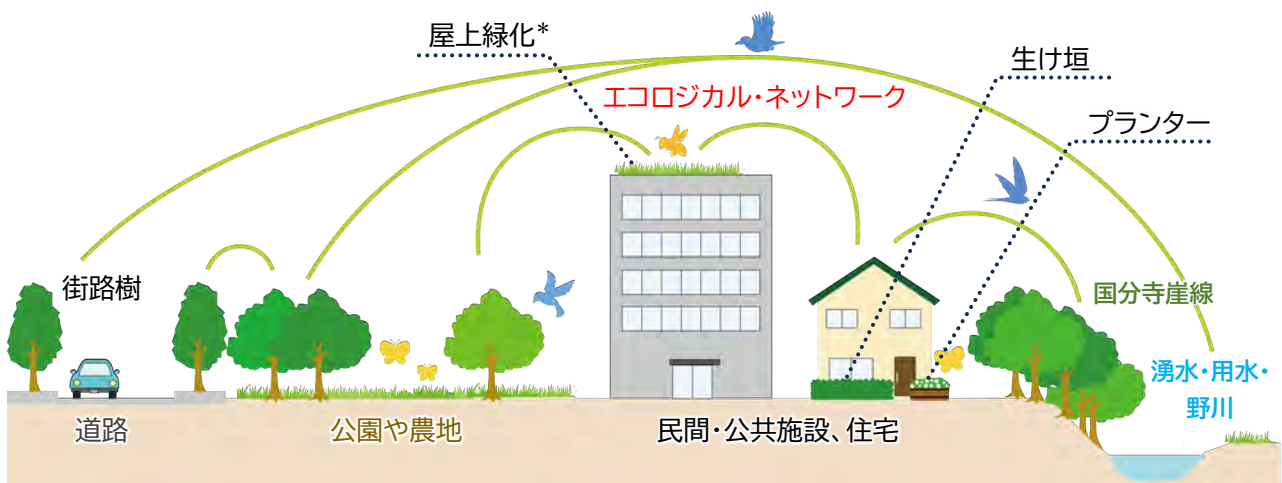
施策 2-3-1

エコロジカル・ネットワークの形成

国分寺崖線や西恋ヶ窪緑地、姿見の池などの生きものの生息・生育拠点の間をつなぐ、まちなかの小さな生きものの生息空間づくりを促進するため、生物多様性に配慮した緑化の手引を作成し、本手引を活用した普及啓発に取り組みます。また、都市計画緑地の指定などにより、まとまりのある緑地を担保し、生きものの生息・生育空間が有機的につながるエコロジカル・ネットワークの形成を図ります。

【取組】

- ① エコロジカル・ネットワークを形成するための生物多様性に配慮した緑化の手引の作成と普及啓発
- ② 公園・緑地等の拠点の間をつなぐまちなかの小さな生きものの生息空間づくりの促進
- ③ 樹林地等の永続性担保のための都市計画緑地の指定の検討



エコロジカル・ネットワークのイメージ

公共施設等の整備、改修などの機会を捉え、可能な限り既存樹木を保存しながら、在来種*をはじめ、四季の変化を感じる樹種や草花を植栽し、水辺空間を創出するなど、生物多様性に配慮した緑化を推進します。また、国分寺崖線*の緑地の保全をはじめ、都市計画道路 国3・2・8号線の環境施設帯などの広域的な連続性のある緑の形成に向け、東京都や関係自治体等と協議・連携をしていきます。あわせて、生物多様性に配慮した緑化の取組を市民・事業者等に普及啓発することにより、生物多様性に配慮したまちづくりを推進します。

【取組】

- ① 生物多様性に配慮した公共施設の緑化推進
- ② 東京都や関係自治体等との協議・連携による国分寺崖線の緑地の保全や都市計画道路などの広域的な連続性のある緑の形成
- ③ 生物多様性に配慮した民有地の緑化促進



コラム 11 身近な自然も対象に「自然共生サイト」

ネイチャーポジティブの実現に向けた取組の一つとして、環境省では、令和5年度から「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト」に認定しています。

令和6年度時点で全国に328か所の認定サイトがあり、都道府県別で最も認定サイト数が多いのは、東京都(29サイト)となっています。



杉並区立遅野井川親水施設
東京都杉並区 0.1ha
申請者：東京都杉並区・遅野井川
かっぱの会



清水建設「再生の杜」
東京都江東区 0.2ha
申請者：清水建設株式会社



おおはし里の社
東京都目黒区 0.09ha
申請者：首都高速道路株式会社



東京学芸大学環境教育研究
センター附属教材植物園
東京都小金井市 1.5ha
申請者：国立大学法人東京学芸大学



多摩平の森 団地内緑地
東京都日野市 4.5ha
申請者：独立行政法人都市再生機構



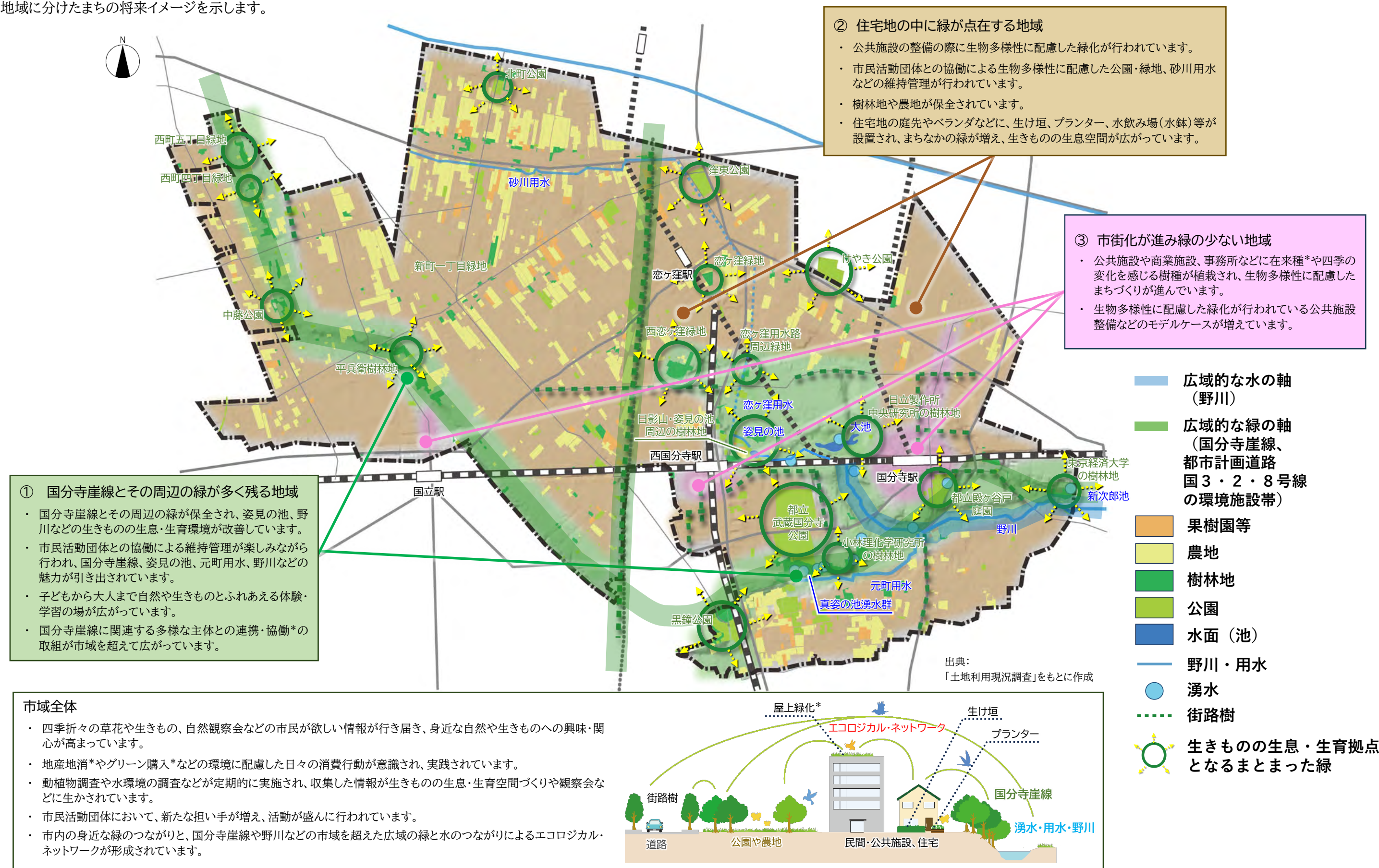
九段会館テラス
東京都千代田区 0.1ha
申請者：九段会館テラス管理組合

出典：「環境省ホームページ」を一部加工

戦略2 生物多様性地域戦略に基づく施策の展開図（将来の緑と水のネットワークのイメージ）

本市における生物多様性は、国分寺崖線^{がいのせん}*をはじめ、樹林地、農地、公園・緑地、街路樹、湧水、用水、野川、池など、様々な生態系によって成り立っています。

戦略2の「人と自然と多様な生きものが共生するまちの実現」を目指し、本市の緑の分布の特徴から、①国分寺崖線とその周辺の緑が多く残る地域、②住宅地の中に緑地が点在する地域、③市街化が進み緑の少ない地域、の3つの地域に分けたまちの将来イメージを示します。



戦略3 誰もが安全・安心で健康に生活できる住みやすいまちの実現

環境施策において、公害を防止し、安全・安心で健康に暮らせる生活環境を保全していくことは、市民生活を支える普遍的な取組です。また、有機フッ素化合物*をはじめとする有害化学物質が健康に与えるリスクや影響は未解明な部分が多く、国や東京都から収集した情報を市民に提供することが市民の安心につながります。

定期的なモニタリング調査や情報提供、市民活動団体との協働*によるまちの美化活動などを継続していくことも重要な取組です。

このため、2030年度に達成すべき状態目標として「環境目標値※1を達成した安全・安心で健康な生活環境が実現している」を掲げ、目標達成に向けて施策を展開していきます。

※1 環境目標値とは、本計画において、大気や水質などに係わる環境基準と、騒音及び振動などに係わる要請限度を合わせた基準のことを指します。

2030年度目標

環境目標値を達成した安全・安心で健康な生活環境が実現している

成果指標	指標の説明	現状値		2030年度目標
生活環境に関する相談件数	騒音・振動、悪臭などの生活環境に関する年間相談件数	105件 (令和5(2023)年度)		74件※2
生活環境の満足度	国分寺市市民アンケート調査の数値(「満足」、「やや満足」と回答した割合)	19.7% (令和5(2023)年度)		40.0%

※2 「第2次国分寺市総合ビジョン*前期実行計画」に掲げる令和10(2028)年度目標値。本計画改定の際に、2030年度目標値の見直しを行います。

施策体系

戦略3 誰もが安全・安心で健康に生活できる住みやすいまちの実現

基本方針3-1 安全・安心につながる情報提供

施策3-1-1 生活環境に関する情報提供の充実

基本方針3-2 まちの美化の推進

施策3-2-1 清潔で快適なまちの保持

基本方針3-3 健康な生活環境の実現

施策3-3-1 モニタリングや適正管理による環境負荷の低減

基本方針3-1 安全・安心につながる情報提供

市民の安全・安心な生活環境を確保するため、大気、水質、騒音・振動等におけるモニタリング調査を実施し、その結果を情報提供します。また、有機フッ素化合物*などの有害化学物質に関する情報や、生活騒音に関する相談先など、生活環境に関する情報について、見やすくアクセスしやすい情報提供に努め、一元管理を行います。

【進捗管理の指標】

指標	指標の説明	現状値		2030年度目標
生活環境に関する情報提供の充実に向けた進捗状況	市ホームページにおける大気、水質、騒音・振動等のモニタリング結果や相談先などの情報の充実及び検索性の改善状況	— 各情報を新着順に提供		生活環境に関する情報の整理・充実・一元化

施策 3-1-1 生活環境に関する情報提供の充実

大気、水質、騒音・振動等におけるモニタリング調査結果、有害化学物質や生活騒音に関する相談先、身近な環境問題など、情報提供の充実を図ります。

【取組】

- ① 大気、水質、騒音・振動等に関する調査結果の情報提供
- ② 市民活動団体との協働*による防災用井戸(むかしの井戸*)の簡易水質検査(pH、亜鉛、鉄、大腸菌*、一般細菌の5項目)の実施
- ③ 有害化学物質の適正な管理等に関する情報提供
- ④ 生活騒音に関する相談先や身近な環境問題に関する情報提供

コラム 12 市民活動団体との協働による防災用井戸(むかしの井戸)の維持管理

市立公園に設置された「むかしの井戸」(災害用井戸)25か所のうち、令和7年3月1日現在12か所(右下図:①②④⑥⑦⑨⑩⑪⑬⑮⑲⑳)において、地域住民や市民防災推進委員が中心となって、毎月1回井戸端会議が開催されています。井戸端会議では、簡易水質検査や井戸の清掃、ポンプの手入れなどを行っています。水を汲み上げながら、井戸や地下水の話に加え、防災・防犯、地域の情報などについて、情報交換しています。



※ 「むかしの井戸」は、災害時の生活用水を確保することを目的の一つとして整備している井戸であり、飲用はできません。

出典: 「わたしたちのむかしの井戸」「国分寺市ホームページ」をもとに作成

基本方針 3-2 まちの美化の推進

不法投棄やポイ捨てによるごみがなく、美しく清潔なまちを保全し、誰もが快適に暮らせる生活環境の確保につなげていくためには、市民のマナーの向上等が不可欠です。

市民活動団体や事業者との連携・協働*により、市内一斉清掃のクリーン運動*や不法投棄防止のパトロール、路上喫煙などのマナーアップキャンペーンなどを通じて、清潔で快適なまちの美化の推進に取り組みます。

【進捗管理の指標】

指標	指標の説明	現状値		2030年度目標
国分寺市民クリーン運動の参加人数	市内一斉清掃の国分寺市民クリーン運動の参加人数	2,951人 (令和5(2023)年度)	▲	3,315人
不法投棄された廃家電の処理点数	不法投棄された廃家電(「家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)」に基づく6品目を対象)の処理点数	12点 (令和5(2023)年度)	▲	6点

施策 3-2-1

清潔で快適なまちの保持

市民活動団体や事業者と連携・協働して、市内一斉清掃のクリーン運動をはじめ、不法投棄防止パトロールや路上喫煙のマナーアップの指導・啓発などを行い、清潔で快適なまちの保持を推進します。

【取組】

- ① まちの美化活動の推進
- ② 不法投棄やポイ捨ての防止の啓発
- ③ 受動喫煙防止対策の推進



コラム 13 国分寺市民クリーン運動

国分寺市民クリーン運動とは、実行委員会を主体に、自治会、老人会、各種団体と連携し、ボランティア精神に基づいて自主的に清掃活動を行い、地域環境の向上を図ることを目的としている協働事業です。

昭和 51(1976)年に始まったこの事業は、市民の間に定着し、毎年 11 月に公共の場所での一斉清掃を実施しています。

平成 27(2015)年度からは、一人でも多くの市民に参加してもらうため、自治会・町内会など団体に加えて、各種団体に加入していない方や、マンションの管理組合などに対しても参加を呼びかけています。



クリーン運動の様子

基本方針3-3 健康な生活環境の実現

市民の安全・安心で健康な生活環境を確保するため、大気、水質、騒音・振動等に関するモニタリング調査を実施し、公害を未然に防止します。また、有害化学物質の適正な使用に関する事業者や騒音・振動、悪臭の原因者への指導・要請の対応を行います。

【進捗管理の指標】

指標	指標の説明	現状値		2030年度目標
環境目標値達成度	定期測定地点のうち、環境目標値※1を達成している地点数	大気 7/7地点達成 騒音・振動 7/7地点達成 水質(井戸水) 18/20地点達成 (令和5(2023)年度)		全分野・全地点 目標値達成

※1 大気(環境基準)、騒音・振動(要請限度)及び水質(井戸水)(環境基準)

施策3-3-1 モニタリングや適正管理による環境負荷の低減

公害防止のための環境のモニタリング調査による監視を継続するとともに、騒音・振動、悪臭の発生源者や化学物質等の適正な管理に関する事業者への指導・要請を行い、生活騒音・振動対策を推進します。

【取組】

- ① 公害防止に関する環境のモニタリング調査の継続
- ② 騒音・振動、化学物質等の適正な管理に関する事業者への指導・要請
- ③ 悪臭の発生防止
- ④ 生活騒音・振動対策の推進

コラム14 国分寺市環境報告書

環境基本計画実施計画に基づき実施される施策の進捗状況については、国分寺市環境推進管理委員会により、年度ごとに点検・評価が行われています。

国分寺市環境報告書では、これらの環境施策の進捗状況及び評価の結果とともに、大気や騒音・振動、水質などのモニタリング調査の結果や、環境学習・啓発活動等の取組状況をまとめ、毎年市ホームページなどで公表しています。



第6章 計画の推進

1 推進体制

本計画の戦略で掲げている施策については、国や東京都をはじめ、市民、市民活動団体、事業者などと連携・協働*しながら、総合的かつ計画的に推進していきます。

また、本施策の進捗状況については、環境推進管理委員会へ報告し、委員会の点検及び評価を踏まえ、取組の改善などに生かして計画を着実に推進します。

あわせて、社会情勢の変化などで本計画の見直しが必要になった場合は、環境審議会の審議を経て、計画を改定します。

本計画の推進に当たっては、各主体が相互に連携しながら、それぞれの役割を果たします。

(1) 環境審議会

環境審議会は、国分寺市環境基本条例第30条の規定に基づき、公募により選出された市民、識見を有する者、事業者の代表者、関係行政機関の職員で構成される組織です。市長の諮問に応じて、環境基本計画等や、環境の保全、回復及び創造に関する基本的事項に関して審議、答申を行うとともに、必要に応じて市長に建議を行います。

(2) 環境推進管理委員会

環境推進管理委員会は、国分寺市環境基本条例第27条の規定に基づき、公募により選出された市民、事業者の代表者、識見を有する者、環境ひろばから選出された参加者、市の職員で構成される組織です。環境基本計画実施計画に基づく施策・事業の進捗状況の管理・評価を行います。

(3) 庁内推進体制

環境基本計画及び実施計画に基づく施策・事業の総合的かつ計画的な推進を図るため、国分寺市グリーントランスフォーメーション推進本部(以下「GX*推進本部」と言います。)及び国分寺市グリーントランスフォーメーション推進本部検討部会(以下「GX検討部会」と言います。)を中心に、関係課が連携・調整を図りながら施策を推進します。

(4) 環境ひろば

国分寺市環境基本条例第28条の規定に基づき、市民及び事業者が、環境の保全、回復及び創造に関する意見を自由に交換することを目的として、環境ひろばを設置しています。環境の保全・回復及び創造に関する事項について、市長へ意見を述べることができ、また、市との協働で市民への啓発活動、環境イベントなどにも取り組んでいます。

(5) 国・東京都・関係自治体との連携

地球温暖化対策、生物多様性の保全・回復など、広域的な対応が必要となる取組については、国や東京都、関係自治体と情報を共有し、連携・協力しながら取組を進めていきます。

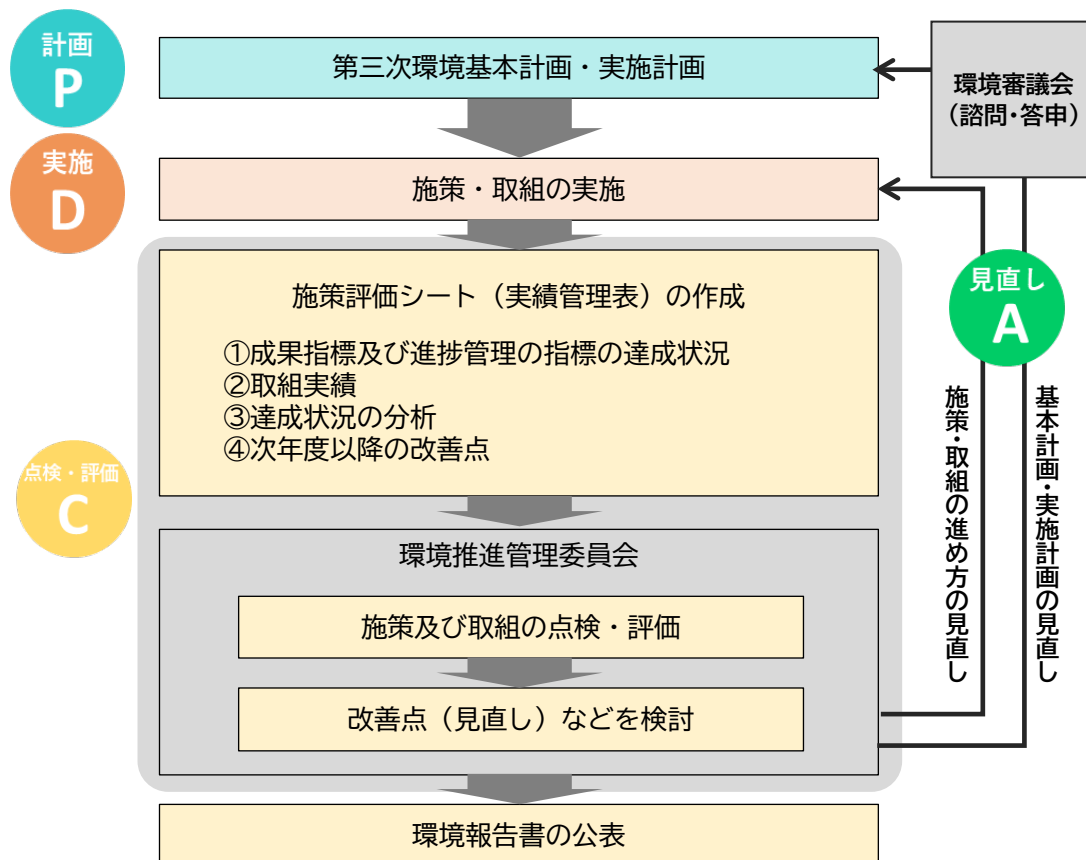
2 進行管理

本計画を実効性のあるものとするため、戦略ごとに設定した成果指標及び施策の進捗管理の指標(活動指標)により、施策の点検・評価を行います。

進行管理は、環境基本計画実施計画に基づき、以下のP(計画)→D(実施)→C(点検・評価)→A(見直し)のサイクルにより毎年度実施します。

環境推進管理委員会によるC(点検・評価)によって、取組内容、目標値などの見直しが必要であると判明した事項は、次年度以降の施策に反映させることとします。なお、基本方針や施策体系等、計画自体の見直しが必要な場合は、市民意見を収集しながら、環境審議会の審議を経て、環境基本計画や実施計画の見直しを行います。

また、本計画に基づく環境施策の取組状況については、毎年度本市が発行する国分寺市環境報告書や市ホームページ等で公表します。



進行管理のイメージ

資料編

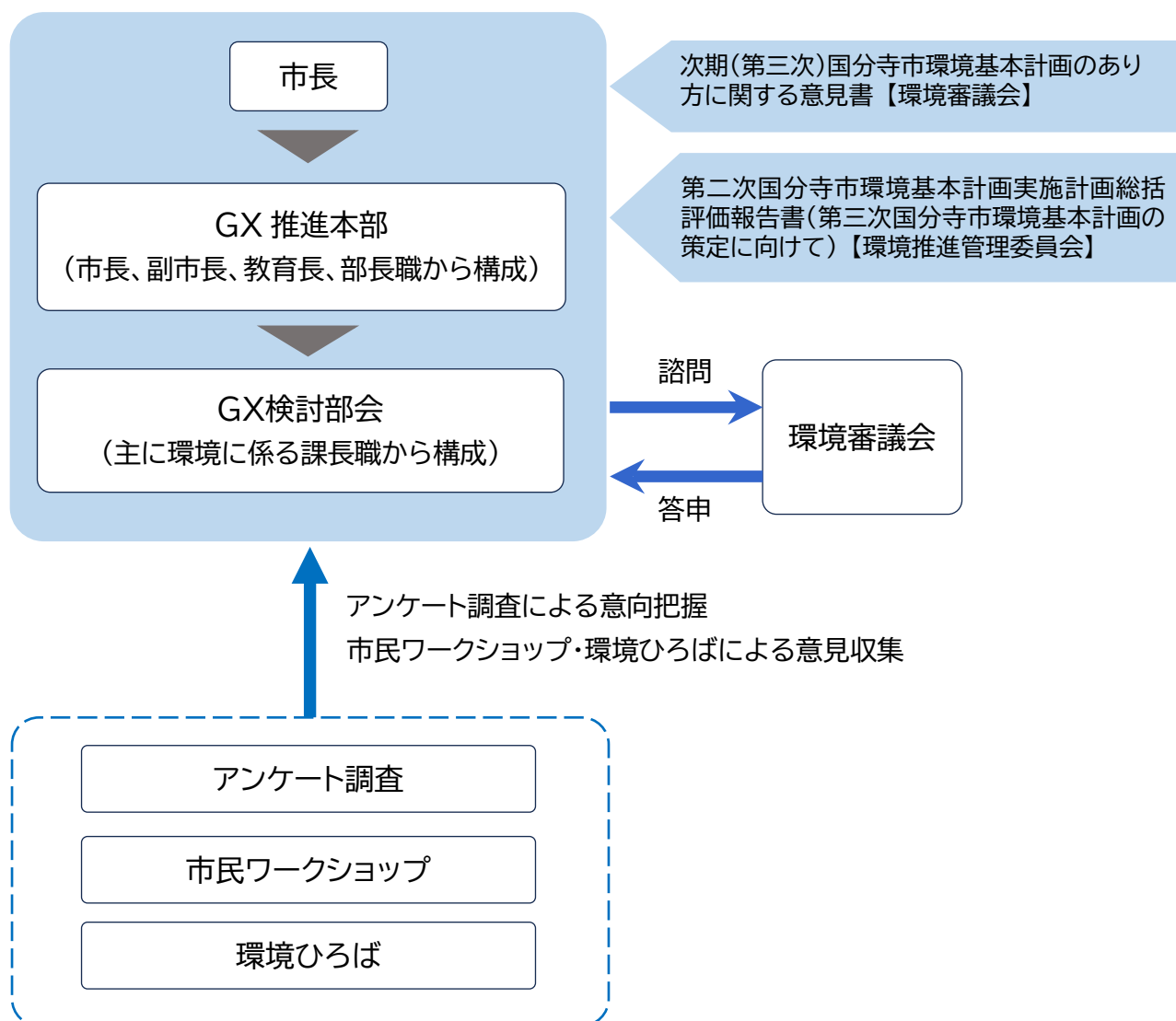
1 計画策定の経緯

(1) 検討体制

本計画の策定に当たっては、環境審議会による「次期(第三次)国分寺市環境基本計画のあり方に関する意見書」及び環境推進管理委員会による「第二次国分寺市環境基本計画実施計画総括評価報告書(第三次国分寺市環境基本計画の策定に向けて)」を踏まえて検討に着手しました。

また、次世代を担う若者を対象とした環境に関する意識調査(次世代アンケート調査)を行うとともに、検討の各段階で、環境ひろばや環境基本計画市民ワークショップ等を開催し、市民意見を収集しました。

これらの市民意見を踏まえ、GX推進本部及びGX検討部会において庁内での検討を行いました。



(2) 検討の経緯

時 期			会議等の名称	内 容
令和4年度	3月	23日	環 境 審 議 会	次期環境基本計画のあり方に関する意見について
令和5年度	4月	16日	環 境 ひ ろ ば	前計画の課題(生活環境)
	4月	17日	環境推進管理委員会	前計画の総括について①
	5月	21日	脱炭素まちづくり 未来ワークショップ	未来市長になって考える 2050 年のまちづくり①
	5月	21日	脱炭素まちづくり 未来ワークショップ	未来市長になって考える 2050 年のまちづくり②
	5月	23日	環境推進管理委員会	前計画の総括について②
	5月	26日	G X 推 進 本 部	計画の検討について
	5月	30日	G X 検 討 部 会	計画の検討について
	5月	31日	環境推進管理委員会	第二次環境基本計画実施計画総括評価報告書
	6月	18日	環 境 ひ ろ ば	前計画の課題(都市環境)
	7月	4日	環 境 審 議 会	計画の策定について(諮問)
	7月	9日	環 境 ひ ろ ば	前計画の課題(地球環境)
	7月	22日	脱炭素まちづくり 未来ワークショップ	未来市長になって考える 2050 年のまちづくり③
	8月	19日	環 境 基 本 計 画 市 民 ワ ー ク シ ョ ッ プ	現状の課題整理①
	8月	20日	環 境 ひ ろ ば	前計画の課題(環境教育・環境学習)
	8月	22日	G X 検 討 部 会	計画の検討について
	8月	30日	環境推進管理委員会	計画の検討状況について(報告)
	9月	13日	環 境 審 議 会	計画の検討について
	10月	1日	環 境 基 本 計 画 市 民 ワ ー ク シ ョ ッ プ	現状の課題整理②
	10月	6日	次世代アンケート調査	環境に関するアンケート(～10/31)
	11月	19日	環 境 ひ ろ ば	次期計画の検討について①
	11月	25日	環 境 基 本 計 画 市 民 ワ ー ク シ ョ ッ プ	国分寺の未来の環境の姿
	12月	17日	環 境 ひ ろ ば	次期計画の検討について②
	12月	20日	環 境 審 議 会	計画の検討について
	1月	22日	環境推進管理委員会	計画の検討状況について(報告)

時 期		会議等の名称	内 容
令和6年度	5月 21日	G X 検 討 部 会	計画の検討について
	5月 27日	G X 推 進 本 部	計画の検討について
	6月 2日	環 境 基 本 計 画 市 民 ワ ー ク シ ョ ッ プ	基本方針・施策について
	6月 16日	環 境 ひ ろ ば	次期計画の検討について③
	7月 1日	環 境 審 議 会	計画の検討について
	7月 16日	環境推進管理委員会	計画の検討状況について(報告)
	8月 9日	G X 検 討 部 会	計画の検討について
	8月 16日	G X 推 進 本 部	計画の検討について
	8月 17日	環 境 基 本 計 画 市 民 ワ ー ク シ ョ ッ プ	取組・指標・目標について
	8月 18日	環 境 ひ ろ ば	次期計画の検討について④
	8月 28日	環 境 審 議 会	計画の検討について
	10月 8日	G X 検 討 部 会	計画の検討について
	10月 22日	G X 推 進 本 部	計画の検討について
	11月 7日	環 境 審 議 会	計画の検討について
	11月 13日	G X 検 討 部 会	計画の検討について
	11月 20日	G X 推 進 本 部	計画の検討について
	12月 15日	環 境 ひ ろ ば	第三次環境基本計画(案)について①
	1月 13日	環 境 ひ ろ ば	第三次環境基本計画(案)について②
	1月 14日	環境推進管理委員会	計画の検討状況について(報告)
	1月 27日	G X 推 進 本 部	パブリック・コメント意見概要について
	1月 27日	G X 検 討 部 会	パブリック・コメント意見概要について
	1月 28日	環 境 審 議 会	計画の検討について
	2月 13日	G X 推 進 本 部	計画の検討について
	2月 19日	環 境 審 議 会	計画の策定について(答申)
	2月 20日	G X 検 討 部 会	計画の検討について
	2月 28日	G X 推 進 本 部	計画の決定について
	3月 18日	庁 議	

(3) 国分寺市環境審議会委員

第9期（令和3（2021）年8月1日～令和5（2023）年7月31日）（敬称略）

役職・区分	氏 名	所 属
会長	中 西 由 美 子	国分寺市環境アドバイザー
副会長	佐 藤 敬 臣	公募市民
市民	青 山 温 彦	公募市民
	山 岸 信 雄	公募市民
	和 田 淳	公募市民
有識者	野 澤 淳 史	東京経済大学
	六 車 貴 美 子	国分寺市環境アドバイザー
事業者	荒 井 雄 一	リオン株式会社
	市 川 修	東京ガスネットワーク株式会社
	巻 田 清	東京ガスネットワーク株式会社※令和4年4月1日より
関係行政機関	渡 邊 博 史	東京都多摩立川保健所
	内 藤 義 和	東京都多摩立川保健所※令和4年4月1日より
	伊 藤 皓 子	東京都多摩立川保健所※令和5年4月1日より
	藤 井 達 男	東京都多摩環境事務所※令和3年12月1日より
	近 藤 豊	東京都多摩環境事務所※令和4年9月1日より

第10期（令和5（2023）年8月1日～令和7（2025）年7月31日）（敬称略）

役職・区分	氏 名	所 属
会長	中 西 由 美 子	国分寺市環境アドバイザー
副会長	大 野 政 智	公募市民
市民	大 友 美 輪	公募市民
	益 子 美 賀	公募市民
	和 田 淳	公募市民
有識者	竹 内 大 悟	早稲田大学
	野 澤 淳 史	東京経済大学
	六 車 貴 美 子	国分寺市環境アドバイザー
事業者	荒 井 雄 一	リオン株式会社
	巻 田 清	東京ガス株式会社
	藤 井 恭 子	東京ガス株式会社※令和6年4月1日より
	古 後 康 之	東京ガス株式会社※令和6年12月19日より
関係行政機関	伊 藤 皓 子	東京都多摩立川保健所
	三 浦 貞 夫	東京都多摩環境事務所
	奥 津 隆 彦	東京都多摩環境事務所※令和6年4月1日より
	田 中 貴 浩	東京都多摩環境事務所※令和6年8月6日より

（区分ごと五十音順、令和7(2024)年3月1日時点）

次期(第三次)国分寺市環境基本計画のあり方に関する意見書

別紙

次期(第三次)国分寺市環境基本計画のあり方について

国分寺市環境基本計画は、環境の保全、回復及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とし、国分寺市環境基本条例(平成16年条例第21号)第7条に基づき策定するものである。

また、環境基本計画の適正な進行管理を行うため、計画に基づく施策の実施状況を環境推進管理委員会において点検・評価を行い、環境報告書として取りまとめ、公表している。

令和4年度、本審議会では、『第二次国分寺市環境基本計画』(以下、「第二次環境基本計画」という。)の計画期間が令和6年度で終了することを見据え、環境報告書を基礎資料として、現行計画及び推進体制について、改善の方向性を協議してきたところである。

協議の中で「市民にとって分かりやすい計画」、「社会環境、市の環境課題の変化への柔軟な対応」、「マネジメントシステム」といった視点での課題が見えてきた。

これらを踏まえ、本審議会では、計画内容の検討に入る前に、環境基本計画のあり方について、以下の4項目について、指摘要望するものである。

- 1 次期計画のフレーム・構成について
- 2 次期計画の策定プロセスについて
- 3 次期計画の運用(マネジメントシステム)について
- 4 次期計画における取組の公表(環境報告書)について

1

1 次期計画のフレーム・構成について

第二次環境基本計画の構成について、以下を課題として指摘する。

- ・現行計画の将来ビジョンは目標としてはあいまいである。目標を明確にした上で、バックキャストで施策を考えていく必要がある。
- ・これまでの環境基本計画は市民意見の集約であり総花的である。計画において位置付けるにはなじまない、日常的な取組も多く計画に含まれており、整理する必要がある。
- ・重点プロジェクトが計画においてどのように機能しているのか分かりづらい。むしろ、取組は施策目標を達成するためのものであることから、重点プロジェクトとして組み上げる必要はない。
- ・第二次環境基本計画は11年を計画期間とした長期計画であるが、時代の変化やそれに伴う環境状況・市民意識の変化に対応できていない。

上記の課題を踏まえ、次期計画において以下を検討することを要望する。

- (1) 総花的な計画を見直し、環境に関する社会的要請や市の環境課題、市の特性などを中心とした計画とするとともに、市の将来ビジョンに対し実効的な施策・取組により構成される計画とすること。あわせて、第二次環境基本計画における計画の対象分野や重点プロジェクトについて、再考すること。
- (2) 現状把握、市民の意識の把握を踏まえた課題が提示され、そこから導かれる市の将来ビジョン、施策の方向性が明示される必要がある。また、それに対し、どのような成果を出すことができたのか理解しやすい目標と指標の設定を行うこと。
- (3) 変化する環境課題や環境に関する社会的要請等に柔軟に対応することができるよう、計画期間中における施策の見直しや追加に対応できる仕

2

組みを構築すること。

- (4) 市民が計画の内容を理解しやすいよう、概要版の作成について検討すること。

2 次期計画の策定プロセスについて

次期計画の策定にあたっては、以下の点を踏まえ、次ページ図1のプロセスにより検討を進めることを提案する。

- ・計画策定に対する環境審議会、環境推進管理委員会、環境ひろばの関わり方の明確化
- ・各検討段階における市民意見の聴取
- ・意識調査に若者世代を取り込むこと等、若者世代に関わってもらうことを含め、市内大学と連携した新たな手法の活用

3 次期計画の運用(マネジメントシステム)について

第二次環境基本計画の運用について、以下を課題として指摘する。

- ・環境推進管理委員会の所掌である「評価」のプロセスに、一部、環境審議会の役割が記載されており、プロセスの重複といった弊害を生じている。
- ・第二次環境基本計画実施計画の取組の指標や評価の手法では、指標の達成や評価が数値上は順調であっても、取組と施策の目指す姿、将来ビジョンとの関連性が不明瞭なものが少なくない。

上記の課題を踏まえ、次期計画において以下を検討することを要望する。

- (1) マネジメントサイクルにおける、環境審議会、環境推進管理委員会の役割を明確にし、5ページ図2のとおりマネジメントシステムを構築すること。
- (2) 取組や施策の目指す姿、将来ビジョンに対してどの程度達成できたのか等

3

【諮問文】

諮問第1号
令和5年7月4日

国分寺市環境審議会
会長 中西 由美子 様

国分寺市長 井澤 邦夫

国分寺市環境基本計画及び国分寺市環境基本計画実施計画について
(諮問)

国分寺市環境基本条例（以下「基本条例」といいます。）第30条第2項の規定に基づき、下記事項について諮問します。

記

1 諮問事項
第三次国分寺市環境基本計画及び第三次国分寺市環境基本計画実施計画の策定について

2 諮問理由
国分寺市では、基本条例第7条第1項及び第6項の規定に基づき、平成26年3月に、平成26年度から令和6年度までの11年間を計画期間とする第二次国分寺市環境基本計画（以下「基本計画」といいます。）及び国分寺市環境基本計画実施計画（以下「実施計画」といいます。）を策定し、環境の保全、回復及び創造に関する施策を推進しています。

1

この間、環境施策を取り巻く状況は大きく変化し、深刻化する地球温暖化とこれに伴う気候変動への適応、食品ロスの削減やプラスチックごみの削減・資源化や生物多様性の保全など、新たな課題への対応が迫られています。

これらの状況を踏まえ、現行の基本計画及び実施計画が令和6年度で計画期間を満了することを契機として、環境分野における施策を総合的かつ計画的に推進していくため、生物多様性基本戦略を加えた新たな基本計画及び実施計画を策定するに当たり、貴審議会の意見を求めます。

なお、計画策定に当たっては、令和5年3月23日付けで貴審議会から提出のありました、別紙「次期（第三次）国分寺市環境基本計画のあり方に係る意見書」を踏まえて検討を進めていきます。

2

【答申文】

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

国環審収第1号
令和7年2月19日

国分寺市長 井 澤 邦 夫 様

国分寺市環境審議会
会長 中 西 由 美 子

国分寺市環境基本計画及び国分寺市環境基本計画実施計画について
(答申)

令和5年7月4日付け諮問第1号により諮問のあった下記事項について、
審議の結果、別添「第三次国分寺市環境基本計画」及び「第三次国分寺市環境基本計画実施計画」のとおりとすることが適当であるとの結論を得たので、
国分寺市環境基本条例（平成16年条例21号）第30条（環境審議会の設置及び組織）第2項の規定に基づき、答申します。

記

1 諮問事項

第三次国分寺市環境基本計画及び第三次国分寺市環境基本計画実施計画の策定について

1

答申に当たって

本計画について、以下のとおり取り組むことにより、深刻化する地球温暖化や生物多様性の損失など、多様で複雑化した環境問題に対応し、市民・事業者・市が一体となって「オール国分寺」として、目指す環境像2050「緑・水・生きもの・多様なつながり 人と自然の共生の歴史を未来へ引き継ぐまち」が実現されるよう期待いたします。

1 取組の推進について

(1) 戦略1から3の全ての基盤であり原点となる戦略0は、市民一人ひとりの意識と行動の変容を促す重要な戦略である。については、知識・理解・関心の底上げとして、市の自然の魅力や環境の取組をもっと多くの人に知ってもらえるよう情報の可視化・体系化を行い、また、ブッシュ型情報配信を検討するなど、戦略的かつ効果的な情報発信を行うこと。また、多様な世代が気軽に参加し、楽しく学ぶことができる環境学習・イベントの機会の充実を図り、自発的な行動を促し、多様な主体による環境活動のつながりと広がりを促進すること。

2 計画の推進について

(1) 各戦略における2030年度の状態目標及び成果指標並びに進捗管理の指標を着実に達成するため、国分寺市環境推進管理委員会の点検・評価を踏まえ、次年度以降の施策の改善に生かして取り組むこと。
また、基本方針や施策体系などの計画の見直しが必要になった場合は、市民意見を収集しながら、本審議会の意見を踏まえ、計画改定を行い、

2

実効性のある計画とすること。

(2) SDGsにおいては、「誰一人取り残さない」という理念のもと、17のゴールが示されている。それぞれのゴールは密接に関連し、すべての土台となる環境と、社会、経済の三つの側面のバランスのとれた推進が重要とされている。したがって、持続可能な社会の土台は環境であり、継続した調査と情報提供は、市民の暮らしにおいても非常に重要であると考え。大気、水質、騒音・振動、緑、動植物の生息・生育状況等の環境に関するモニタリング調査を継続して行うとともに、それらの結果と本計画に基づく環境施策の進捗状況を、グラフや写真などを効果的に活用して見える化し、分かりやすく情報発信を行うこと。

(3) 環境施策の実施に当たっては、担当部署だけでなく、全庁挙げて横断的な連携を図り、総合的かつ計画的に施策・取組を推進し、市民・事業者の規範となるよう、市が率先して環境施策に取り組むこと。

3

（４）国分寺市環境推進管理委員会委員

第９期（令和３（２０２１）年６月１日～令和５（２０２３）年５月３１日）（敬称略）

役職・区分	氏 名	所 属
委員長	渡 邊 泉	東京農工大学
副委員長	龍 神 瑞 穂	国分寺市環境ひろば
市民	チ 一 千 晴	公募市民
	堀 田 滉 樹	公募市民
事業者	布 袋 和 博	日立製作所中央研究所
	森 田 芳 子	国分寺市商工会
有識者	一 條 美 智 子	国分寺市環境アドバイザー
	奥 真 美	東京都立大学
環境ひろば	村 瀬 鈴 代	国分寺市環境ひろば
行政機関	小 川 恵 一 郎	市民生活部長
	沢 柳 和 彦	市民生活部長 ※令和４年４月１日より
	加 藤 政 幸	まちづくり部長
	島 崎 進 一	まちづくり部長※令和４年４月１日より
	梶 田 満	建設環境部長
	塩 野 目 龍 一	建設環境部長 ※令和４年４月１日より

第10期（令和５（２０２３）年６月１日～令和７（２０２５）年５月３１日）（敬称略）

役職・区分	氏 名	所 属
委員長	渡 邊 泉	東京農工大学
副委員長	龍 神 瑞 穂	国分寺市環境ひろば
市民	大 柴 圭 子	公募市民
	島 田 裕 子	公募市民
事業者	森 田 芳 子	国分寺市商工会
	白 木 智 子	国分寺市商工会 ※令和６年７月１日より
	布 袋 和 博	日立製作所中央研究所
有識者	泉 浩 二	国分寺市環境アドバイザー
	奥 真 美	東京都立大学
環境ひろば	鈴 木 ま き 子	国分寺市環境ひろば
行政機関	杉 本 守 啓	市民生活部長
	島 崎 進 一	まちづくり部長
	加 藤 政 幸	まちづくり部長※令和６年４月１日より
	塩 野 目 龍 一	建設環境部長
	島 崎 進 一	建設環境部長 ※令和６年４月１日より

（区分ごと五十音順、令和７（２０２５）年３月１日時点）

第二次国分寺市環境基本計画実施計画総括評価報告書 (第三次国分寺市環境基本計画の策定に向けて)

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

令和5年5月31日

国分寺市長
井澤邦夫様

国分寺市環境推進管理委員会
委員長 渡邊 泉

第二次国分寺市環境基本計画実施計画総括評価報告書 (第三次国分寺市環境基本計画の策定に向けて)

令和6年度に第三次国分寺市環境基本計画(以下「第三次環境基本計画」という。)の策定が予定されていることから、本委員会では、国分寺市環境基本条例(平成16年条例第21号)第27条に基づき環境施策等に関する進捗状況の管理及び評価を行う立場から、第二次国分寺市環境基本計画実施計画を総括します。

総括に当たっては、各年度の実績報告(平成26年度から令和3年度までを対象)をもとに、計画の構成等のほか、重点プロジェクトごとに評価しています。

第三次環境基本計画の策定に当たっては、本総括を踏まえた検討を行い、国分寺市の環境の保全・回復・創造に向けて、本質的な成果が市民に見える計画及び実績報告となることを要望します。

1

1 第二次環境基本計画全体総括について

(1) 計画の構成について

第二次国分寺市環境基本計画(平成26年3月)(以下「第二次環境基本計画」という)策定から約10年が経過し、その間に環境政策を取り巻く動向は大きく変化しています。第三次環境基本計画を検討される際には、改めて環境に係る社会状況や課題を整理・分析し、国分寺市の未来を見据えた計画に改定されることを要望します。

また、第二次環境基本計画の構造について分野横断的に相乗効果を発揮するという視点で重点プロジェクトを設定し、施策を紐づけていますが、結果として構造的に分かりにくく、施策体系を複雑にしています。将来像の実現及び目標を達成するために、どのような道筋で何をすべきか、バックキャストにより、戦略的に施策体系を構築することを要望します。

(2) 取組の目標設定について

実施計画の取組の目標の中には、取組の手段や方法が目標となっているものが各所に見られ、達成指標についても、活動指標と成果指標が混在して分かりにくく、また、取組目標の設定が低いものがあります。

第三次環境基本計画実施計画の策定においては、将来像の実現のための取組目標の内容について改めて検討し、取組の進捗管理においては、アウトプットとアウトカムを意識し、活動指標と成果指標の両面から評価・分析できるように目標設定を行うことを要望します。

(3) 取組実績の報告及び評価について

進捗状況が、「停滞さみ」又は「停滞」の評価になっている取組については、原因究明と対策が分からないものがあります。この2つは、目標達成に向けて必要不可欠なものであり、実績報告の際には、原因究明と対策を踏まえた次年度以降の改善策が第三者にも分かるよう示されることを要望します。

また、各取組は実施主体が誰で、事業の対象は何で、その結果がどのような効果を及ぼすのか、最終成果に至るロードマップを踏まえた上で、毎年の実績を評価・分析して報告することを要望します。

(4) その他(社会情勢の変化への対応)

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、令和2年4月から令和5年5月まで社会経済活動が大きく制限されました。その間においても、市は感染症対策を講じながら継続して環境施策に取り組まれており、その取組実績に対して評価します。

2

でいくよう要望します

重点プロジェクト3: 野川、用水路及び湧水などの地域資源の保全・活用

野川や用水路などの親水性の向上に配慮した保全の取組の一環として、姿見の池緑地内の水路に隣接している西荻ヶ窪若松公園において親水化が検討され、親水空間の整備が行われました。

野川については、東京都が実施する野川整備事業を促進するため、東京都への要望を行うとともに、市民の気運を高めるため、「まちづくりと野川に関する懇談会」に取り組まれてきました。しかしながら、本事業の促進のためには、これらの取組では不十分であることを本委員会では継続して指摘してきました。市議会において「野川流域河川整備計画早期実施に向けた気運醸成と取組を求める決議」が全会一致で可決されました。このことも踏まえ、第三次環境基本計画の策定においては、令和4年度から実施されている「野川源流スクール」や、その成果の活用による「まちづくりと野川に関する懇談会」の拡大実施など、野川整備事業の早期実施に向け、着実に前進するような気運醸成の取組内容の充実及び強化を図るとともに、成果目標を明確にするよう要望します。

重点プロジェクト4: 安全・安心な暮らしの確保に向けた調査と情報提供

継続的な大気や水質等の定期測定に加え、東日本震災に伴う原子力発電所の事故を契機に各施設における空間放射線量の測定や給食食材の放射性物質濃度の測定が行われ、各取組は順調に実施されてきました。

また、本計画外のことでありますが、令和元年度には東京都の水道水源からPFAS(有機フッ素化合物)が検出されたことにより、市内の浄水所において地下水の取水が一部停止されました。市民の不安も強いことから国際的な動向を注視しつつ、国や東京都と連携しながら、市として積極的な対応を図っていくことが望まれます。水道事業については東京都の所管事業ではありますが、市民の健康をはじめ、安全・安心に暮らせる生活環境を確保するため、市として市民等への不安解消に向けた積極的な情報発信等の取組を行っていくことを要望します。

重点プロジェクト5: 自転車・公共交通機関の利用促進

自転車の利用促進に向け、交通安全教室の実施などによる自転車利用のルールの周知に継続的に取り組まれているが、市民全体に周知されたとはい

4

第二次環境基本計画の計画期間においては、新型コロナウイルス感染症の拡大をはじめ、PFAS(有機フッ素化合物の総称)汚染、地球温暖化を主な要因とする気候変動、ロシアのウクライナ侵略による世界的なエネルギー価格の高騰など、想定しえなかった社会経済環境の大きな変化が起きています。

第三次環境基本計画の策定においては、このような著しく変化する社会経済環境に対応できるよう、目標設定や取組実施において柔軟に対応し、評価ができるような計画の組立てとなることを要望します。

2 重点プロジェクトに対する総括

重点プロジェクト1: 在来生物の種や生態系など生物多様性の保全に向けた取組の推進

公園や緑地等を協働により維持管理する団体の数は増加の傾向にあり、また、新型コロナウイルス感染症による影響はあったものの、市民農業大学や野菜収穫体験、動植物の観察会などの普及啓発事業に継続して取り組まれています。

しかしながら、生産緑地は年々減少しており、生きものの生息空間となる市内の緑は減少の一途を辿っています。担当課では、生産緑地の追加指定の募集や都市農地貸借円滑法に関する周知を行っているとのことですが、大きな効果を発揮しているとは言えません。農業委員会やJA、経済課と連携を図り、市を挙げて周知以上のより踏み込んだ積極的な取組を行い、農地及び緑の保全、創出につなげていくよう要望します。あわせて第三次環境基本計画において、生物多様性地域戦略を策定し、動植物調査の継続実施、普及啓発等に取り組むことによって、生物多様性の保全及び持続可能な利用が推進されるよう要望します。

重点プロジェクト2: 地産地消の推進による都市農業の支援

地産地消産物のブランド「こくベジ」が立ち上げられ、こくベジを使用したオリジナルメニュー提供店の増加に取り組むとともに、飲食店と提携したイベントや産直マルシェ、民間事業者と連携したこくベジの収穫体験など、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものの、対策や開催方法を工夫し、地産地消の推進による農業支援に継続して取り組まれています。

一方で、学校給食における市内産農産物の割合は、近年は25%を超える水準で推移しているものの、目標に掲げている30%を達成することができていません。子どもたちが、市内産農産物を身近に感じる重要な機会として学校給食を位置づけ、地産地消をより一層推進していくため、今後も市内農家やJAと連携し、学校給食における市内産農産物の使用割合向上に、取り組ん

3

えません。また、環境整備として自転車駐車場の整備も進められてきましたが、その効果について検証ができていません。自転車の利用促進に向けて、より踏み込んだ取組目標が必要であり、更なる取組努力を要望します。

あわせて、市内の道路は、安全で安心して自転車利用ができる環境とは言い難いことから、自転車利用を促進するためにも、都市計画道路を整備するに当たっては、自転車利用者が安全に走行できるような取組が遅滞なく進むことを要望します。

重点プロジェクト6： 歴史的景観や文化財の保全・活用

市内の歴史遺産や文化財について、市内総合文化財調査の継続実施や歴史公園の整備、文化財めぐりなど文化財への理解を促進するイベントなどの実施により、市民の文化財とのふれあいや学びが推進されてきましたが、歴史公園については十分に周知がされているとは言えません。

また、(仮称)郷土博物館について、取組の具体化に進展が見られません。第三次環境基本計画の策定においては、本取組の必要性や実現性を改めて精査した上で、環境基本計画への位置付けについて再検討するよう要望します。

重点プロジェクト7： 資源循環型のまちづくりの推進

市内のもやせるごみの排出量は、新型コロナウイルス感染症拡大防止による外出自粛などの影響を受け増加した年度もありましたが、年々減少傾向にあります。市民の協力により1人1日当たりのもやせるごみ排出量は、令和3年実績では多摩26市においても2番目の少なさとなりました。また、資源化率においても年々増加しており、ごみ減量・資源化への市民意識が根付いていることが伺えます。

市では、ごみの減量化・資源化を進めるため、生ごみ処理機器購入費の助成を行っています。市が推奨する「ごみけしくん」の助成件数はここ数年1桁台で推移しています。第三次環境基本計画の策定においては、本取組の継続や必要性とともに資源循環型まちづくりの実現に向けた施策及び成果指標について再検討し、食品ロス等を含めた広い視点での施策体系の見直しを要望します。

ごみの発生抑制、減量化・資源化については、各取組の実績が着実に成果につながっており評価します。しかしながら、現状に甘んじることはできないことから、より一層、ごみの発生抑制、減量化・資源化を推進していくことを要望します。

5

重点プロジェクト8： 環境負荷の少ないライフスタイルの促進

市内の温室効果ガスの排出状況は電力の排出係数の影響を大きく受けながら平成24年度以降は減少傾向で推移しています。

市では、市内の二酸化炭素排出量を削減するため、太陽光発電機器やエネファームの住宅への設置費用の一部を助成する住宅用太陽光発電機器等設置助成制度に継続的に取り組まれています。

令和4年2月には、ゼロカーボンシティとして2050年までに市内の温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すことを表明され、現在、地球温暖化防止行動計画（市域版）策定に向けた検討が進められています。これらを踏まえ、明確な削減目標とあわせて再生可能エネルギーの導入目標についても位置付け、公共施設への再生可能エネルギー導入をはじめ、より一層、市域全体の温室効果ガス排出量削減に寄与する効果的な取組を行っていくことを要望します。

あわせて環境教育や環境学習は、次世代を担う子どもたちをはじめ、誰もが持続可能な循環型社会を形成する上で必要な取組です。ライフスタイルやライフステージに応じたニーズの多様化を踏まえた上で、多くの市民が環境への取組に興味を持ち、関与できる仕組み作りや啓発等を行っていくことを要望します。

重点プロジェクト9： 環境面における参加と協働による地域の活性化の推進

市は、環境ひろばなどを継続して市民の環境学習・教育に取り組み、また、青少年地域リーダーの育成やわんぱく学校においても、地域を学ぶ機会を通して、環境学習に取り組まれています。

環境教育・環境学習の取組の一つである市の環境アドバイザー制度は、小中学校、自治会・町内会、市民団体等からの要請により講師を派遣し、環境学習を支援するものですが、近年は新型コロナウイルス感染症の影響もあり派遣実績が停滞しています。現状では、環境アドバイザー制度が十分に活用されているとは言えません。アドバイザーと利用者をつなぐ窓口や、環境アドバイザーを周知する機能が十分に働いていないことが原因であり、より踏み込んだ取組が必要だと考えます。環境アドバイザーの活躍の場の確保をはじめ、市からアドバイザーに対するフォローアップの仕組みを作り、相互が情報共有できる関係性を構築する必要があります。また、市民や各団体等からの派遣要請を待つばかりではなく、市から積極的に環境アドバイザー制度の利用促進を喚起する取組を行い、地域における環境学習がより一層推進されることを要望します。

6

令和5年度開催状況

	日程	主な内容
第1回	令和5年4月17日	・第三次環境計画策定に向けた第二次環境基本計画実施計画の総括について
第2回	令和5年5月23日	・第三次環境計画策定に向けた第二次環境基本計画実施計画の総括について

第9期国分寺市環境推進管理委員会名簿

任期：令和3年6月1日から令和5年5月31日まで

	委員氏名	選出区分	備考
1	チー 千晴	1号委員 公募市民	令和3年7月1日～
2	堀田 晃樹	1号委員 公募市民	令和3年7月1日～
3	布袋 和博	2号委員 株式会社日立製作所中央研究所	
4	森田 芳子	2号委員 国分寺市商工会	
5	一條 美智子	3号委員 国分寺市環境アドバイザー	
6	奥 真美	3号委員 東京都立大学	
7	渡邊 泉	3号委員 東京農工大学農学研究院	
8	村瀬 鈴代	4号委員 国分寺市環境ひろば	
9	龍神 瑞穂	4号委員 国分寺市環境ひろば	
10	杉本 守啓	5号委員 市民生活部長	令和5年4月1日～
11	島崎 進一	5号委員 まちづくり部長	令和4年4月1日～
12	塩野目 龍一	5号委員 建設環境部長	令和4年4月1日～

(敬称略 選出区分ごとに50音順で掲載(市の職員は組織表示順))

※ 1号委員：公募により選出された市民 2号委員：事業者の代表
3号委員：意見を有する者 4号委員：国分寺市環境ひろばから選出された参加者
5号委員：市の職員

7

2 市民ワークショップの実施結果

(1) 国分寺市環境基本計画市民ワークショップ開催概要

第三次環境基本計画の策定に向け、現状と課題の整理、未来の環境の姿、基本方針などを検討する各段階において、市民ワークショップを開催し、広く意見を収集しました。

第1回	開催日・会場	テーマ	参加者
	令和5年8月19日(土) リオンホールA	現状の課題整理・アイデア出し①	20人
第2回	(自然環境) ・ まちなかの緑を増やす方法として、植樹キャンペーンはどうか。 ・ 市の自然環境の魅力を、動画配信などもっとPRすると良い。 ・ 自然が豊かなので小さい頃から自然を学ぶことができる。 ・ 自然は多いが日常生活で自然にふれる機会や空間が少ない。 ・ 地元の野菜の「こくベジ」があり、消費を増やすべきである。 ・ ワクワクできる体験型のイベントが少ない。 (循環型社会*) ・ スマートフォンの写真や、ごみ収集袋の二次元コードから、ごみ・資源物の分別方法 ・ 分かるアプリがあると良い。 ・ 不用品をインターネットで売買できるよう操作説明会などの啓発活動。 ・ 生ごみのたい肥化を促進したい。 ・ 3R*の効果を見える化すると意識向上を図ることができる。		
	開催日・会場	テーマ	参加者
第2回	令和5年10月1日(日) 市役所第一・二委員会室	現状の課題整理・アイデア出し②	21人
	(生活環境) ・ 自然環境に恵まれており、生活環境での大きな課題が少ないまちである。 ・ PFAS(有機フッ素化合物*)が心配である。 ・ 幹線道路やバス通りの道路が狭く、歩行者や自転車が利用しづらい。 ・ 雨水浸透などの機能を持つグリーンインフラ*を積極的に展開する。 ・ 野川の整備が必要である。 (環境教育・環境学習) ・ 環境教育・学習の情報が入ってこない。体験型のイベントが少ない。 ・ 学校と連携した取組が必要である。 ・ 環境イベントでは、同年代(特に若者)の参加者が少なそうである。 ・ ホームページに年代別や環境問題の分野別などの学習カリキュラムを掲載する。 ・ 音楽などのアートと連携した環境イベントを開催する。 ・ 年代別などのターゲットに合わせて、様々なツールやコンテンツを用意する。		

	開催日・会場	テーマ	参加者
	令和5年11月25日(土) 市役所書庫棟会議室	課題の整理 国分寺の未来の環境の姿(分野ごと)	27人
第3回	(自然環境) キーワード≫「水と緑、生きもの」「農地、農業」「ふれあい学習体験」 ・水と樹木でむすぶネットワークのある国分寺。 ・「こくベジ」のある国分寺。 ・国分寺学を学べるまち。		
	(循環型社会*) キーワード≫「リデュース」「リユース」「リサイクル」その他 ・ごみゼロでクリーンなまち。 ・生ごみからモノができるまち。		
	(生活環境) キーワード≫「公害」「住環境」「食」「緑」その他 ・おいしい水の国分寺。 ・誰でも安全に移動できるまち。 ・「こくベジ」でつながりがひろがる。		
	(環境教育・環境学習) キーワード≫「教育を通じた情報発信」「地産地消*」その他 ・子育てしやすい国分寺。 ・子どもたちが誇れる楽しい国分寺。		
	開催日・会場	テーマ	参加者
	令和6年6月2日(日) リオンホール B	2030年の国分寺の環境のためにできること・すべきこと(基本方針・施策)	20人
第4回	【戦略2 生物多様性の保全と自然共生の実現】 (基本方針1 生物多様性の保全と自然共生) ・樹林地・崖線・湧水・地下水・用水・農地の保全。 ・居住×緑のバランスの良さ＝国分寺の良さをアピール。 ・公園や街路樹の落ち葉の活用。		
	(基本方針2 都市のエコロジカル・ネットワークの形成) ・点(緑)をつなぐ線(川・街路樹)の整備。 ・公園・遊歩道・駅前などを緑化し、つなぐ。		
	(基本方針3 生物多様性の理解と浸透) ・湧水などを使うスポットを作る。 ・中学・高校との連携(学生がポスターづくり)。大学との協働*(サークル活動など)。 ・スマートフォン公告やのぼりなど、公告が重要。		
	【戦略0 国分寺市の環境を次世代につなぐ基盤の形成】 (基本方針1 知識・理解・関心の底上げ) ・効果的な情報発信手法の検討。 ・見える化の推進(目標値に対する進捗状況、環境アクションカタログ)。 ・ふれあうきっかけを増やす。緑地などでの規制緩和(禁止をなくす)。		
	(基本方針2 学びを通じた自分事化) ・オンラインなどを活用した気軽に参加できる場。 ・体験することが重要。		

第5回	・ 学校での啓発の実施(出前授業、啓発ポスターを学校に貼る)。 (基本方針3 自発的な活動) ・ 環境に関心の薄い人へのイベント実施(意識せず参加した結果、環境も学べるイベントご近所草むしり隊、音楽イベントとのコラボなど)。 ・ 子どもが大人へ国分寺の良いところを教える(気づき)。親から子供へつなげていく(伝承)。 (基本方針4 多様な主体によるパートナーシップの充実・強化) ・ 環境教育における地域間連携。 ・ 民間企業が有する緑地の評価・保全。事業者研修の受け入れ。 ・ 大学、公民館、農家、企業など多様な主体のそれぞれの活動の連携。		
	開催日・会場	テーマ	参加者
	令和6年8月17日(土) 市役所第一・二委員会室	具体的な取組・目標 国分寺の未来の環境の姿(全体)	28人
第5回	(1)基本戦略及び施策の展開について <u>戦略1:脱炭素化と循環型社会*の形成によるゼロカーボンシティ*の実現</u> ・ 生ごみのたい肥化をもっと進めるべき。進捗が分からない。 ・ 緑の保全・創出についての具体策がない。 ・ 見える化(簡易型電力表示器など)は早急に進めて欲しい。 ・ 市民がカーボンニュートラル*の理解を深め、脱炭素型のライフスタイルを取り込むことが重要である。そのためには、行動変容を促す教育や情報提供を行う必要がある。 <u>戦略2:人と自然と多様な生きものが共生するまちの実現</u> ・ 生物多様性とは、どんな生きものをターゲットにしているのか。増えると困るもいる。 ・ 自然共生をどのように実現するのか。他市との違い、国分寺市の特性は何か。 ・ 生きものの生息・生育環境の“質の向上”を目指す上での具体策が必要ではないか。 ・ 国分寺の誇りである野川の復元、緑化の促進に取り組むべき。 <u>戦略3:誰もが安全・安心で健康に生活できる住みやすいまちの実現</u> ・ 市民にモニタリング調査結果は伝わりにくい。情報を届けることは難しいのではない - か。 ・ 「現状維持」という目標設定はやめた方が良い。 ・ 有機フッ素化合物*以外の有害化学物質、海洋プラスチックなどの問題もある。有機フッ素化合物だけを議論するのではなく、もっと様々な問題があることも考えるべき。 <u>戦略0:国分寺の環境を次世代につなぐ基盤の形成</u> ・ 写真や動画を見る、投稿する、トークするSNS*を活用してイベントや取組の情報発信。 ・ インセンティブを付けると参加者が増える。(市内で使えるポイント、地域通貨など) ・ 児童、生徒達の関心を深めるため、大気・水・緑などをテーマにした探求学習の機会を ・ 親が自然体験をしていないため、子どもに知識や自然学習に関する情報が伝わらない。 ・ ボランティアだけでなく、環境保全に取り組む企業とのコラボ事業が必要ではないか。		

(2)国分寺の未来の環境の姿(将来像)

「緑と水にふれあう楽しさを実感し、仲間とともに、国分寺の自然や環境の取組を誇れるまち」について意見交換

- ・「緑と水」に野川などの具体的表現や、文化の視点を。また、「仲間」だけでなく、世代や職業を超えてエリアを広げ、好きになるまちも加えてほしい。
- ・ 緑と水とやすらぎのある国分寺が大好き。
- ・ 「市と市民が同じ想いを持って 緑と水とさわやか大気を生み出す 国分寺」。
- ・ 「市民一人ひとりが緑と水、生きものにふれあうまちづくり！」。
- ・ 「緑と水、生きものとともに“たのしい”“おいしい”があふれるところ(こくぶんじ)」。

ワークショップの様子

国分寺市
Kokubunji City

第1回環境基本計画 市民ワークショップ

むぶん × 未来 × ぶんじ

～自分ごととして考える未来の国分寺の環境～

参加者を募集します

いまの国分寺の環境を知り
これからの国分寺の環境を話し合いませんか

第1回のテーマは「自然環境」と「循環型社会」(詳しくは裏面に記載)。
新たな環境基本計画の策定に向けて、未来の国分寺の環境のために
何が出来るのか、ワークショップで一緒に考えてみませんか？
※循環型社会：リサイクルや資源利用などで資源を循環させる持続可能な社会

国分寺の自然の
ここが好きだな

日時
令和5年 8月19日(土)
10:00～12:30(9:45開場)

場所
リオンホール A
(国分寺駅北口 cocobunji WEST 5階)

定員
30人(申込多数の場合は抽選)

参加費
無料

申込方法
8月16日(水)までに申込フォーム(QRコード)
またはお電話にてお申込みください
TEL: 042-314-9005 (受付 8:30～17:00 (土日祝日8時))

申込締切
8月16日
(水)

会場案内図
cocobunji WEST
5階リオンホールA

ごみを減らすために
何かできるだろう

QRコード



(2) 国分寺市脱炭素まちづくり未来ワークショップ開催概要

2050年ゼロカーボンシティ*の実現に向けて、国分寺市環境基本計画市民ワークショップとは別に、「2050年の望ましい国分寺市の姿」について市民意見を収集するため、脱炭素まちづくり未来ワークショップを開催しました。

第1回	開催日・会場	対象	参加者
	令和5年5月21日(日) 市役所書庫棟会議室	市内環境団体	14人
第2回	(再エネ・省エネ等) ・ 建物の長寿命化、耐震化、耐火、リフォームへの補助。 ・ 建物のゼロエミ化への補助。 ・ 新エネルギーの利用促進。 ・ シェアサイクル*・カーシェア*リングの普及。 (緑地・吸収源対策) ・ 既存緑地の保全推進。 ・ 援農ボランティア*との連携・働き手を集めやすい制度。 ・ 農地の法人化・賃貸化。 ・ 「こくベジ」の普及・地元野菜の販売支援。 ・ 高齢者が緑の保全に参加できる仕組み。 (情報提供・環境教育) ・ 環境教育、情報提供の機会を増やす。 ・ 子どもへの教育が重要。 (気候変動適応策) ・ 雨水を吸収するアスファルト道路(透水性舗装*)による地下水^{かん}涵養。 (気候変動適応策) ・ 環境税の導入。 ・ 人口が増えないと税収も増えない。		
	開催日・会場	対象	参加者
第2回	令和5年5月21日(日) リオンホール A	公募市民	23人
	(再エネ・省エネ等) ・ エネルギーの地産地消*(市民発電所、自治体新電力)。 ・ ZEB*・ZEH*、再エネ、断熱改修推進(補助の拡充)。 ・ 乗り物のシェア化を推進。 (緑地・吸収源対策) ・ 緑地^{がいせん}・崖線の保全。 ・ 都市農業を推進。 ・ 市内で作られた農産物・食品を買うとポイントを貰える仕組み。 ・ ないものねだりではなくあるもの(自然・人)を生かす。		

第3回	(循環型社会*) ・ 食品ロス*削減(市内飲食店で使えるクーポンと交換など)。 ・ 楽しんで取り組む(ごみ減量にポイント制を導入するなど)。 ・ デポジット制度。 (情報提供・環境教育) ・ もっと情報提供やPRを。 ・ 成果を見える化する。 ・ 学校での環境教育を充実させる。 ・ NO(ノー)電力の暮らし体験(縄文の暮らし、キャンプなど)。 (その他) ・ カーボンオフセット*。 ・ 産官学連携が必要である。 ・ 全ての人が議論に参加できる場を準備すべき。 ・ 省エネ、脱炭素には広域的な連携が必要。		
	開催日・会場	対象	参加者
	令和5年7月22日(土) ひかりプラザ 203・204	中学生対象	5人
	(再エネ・省エネ等) ・ 国分寺は坂が多いので、それを生かして体力をつけて暑さを乗り切る。 ・ 教室の冷房など、気温をAIで自動調節することで省エネ。 ・ ガソリン車から電気自動車・自転車・シェアキックボードに転換。 ・ 小さい家にする、シェアハウスにすることで省エネ。 ・ 再エネ由来電力の値段を安くする。 ・ 二酸化炭素排出量の少ない車にする。 (緑地・吸収源対策) ・ 農業への影響拡大に対する保険をつくる。 ・ 害虫が嫌がる植物を植えて被害を防ぐ。 ・ 虫と人間との共存と棲み分け。 ・ 地域の農家さんが作る野菜を積極的に売り出す。 ・ 打ち水など昔ながらの方法で涼しく。 ・ 店舗の軒先を広くして急な夕立のときも雨宿りできるようにする。		

ワークショップの様子



3 用語解説

【あ】

生け垣造成への支援

本市で実施している生け垣造成の補助事業のこと。緑豊かな生活環境と災害時の安全性確保のため、一定条件を満たす生け垣を新設する際にかかった費用の一部を補助する制度を設けている。

イノベーション

革新的な技術やアイデアによって新たな価値を生み出し社会に大きな変化をもたらすこと。

ウォーカブル

「歩く」の“walk”と「～できる」の“able”を組み合わせで作られた造語で、新たな時代のまちづくりの方向性におけるキーワードの一つ。「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成を目指し、まちなかを車中心から人中心の空間へと転換し、人々が集い、憩い、多様な活動を繰り広げられる場へと改変していく考え方のこと。

雨水浸透施設

雨水を地中に浸透しやすくして地下水の^{かん}涵養や健全な水循環を図り、雨水の河川や下水道への流出を抑制する施設のこと。雨水浸透ますや雨水浸透トレンチなどがこれにあたる。

援農ボランティア

市民農業大学で所定課程を修了し、「援農ボランティア認定証」の交付を受けた市民が、市に登録し、受け入れ農家で農作業を手伝うボランティアのこと。

オール東京62市区町村共同事業（「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」）

東京で暮らす人々にとって大きな課題である温室効果ガスの削減や緑の保全について、都内の全62市区町村が連携・共同して取り組む事業のこと。標準算定手法による温室効果ガスの排出量算定の共有化等に取り組んでいる。

屋上緑化

建築物の断熱性や景観の向上などを目的に、屋上に植物を植えて緑化すること。

温室効果ガス

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガスのこと。地球温暖化対策推進法では、CO₂、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等の7種類が温室効果ガスと定められている。

【か】

カーシェア

カーシェアリングの略称。複数の人が自動車を共同で保有して、交互に利用すること。走行距離や利用時間に応じて課金されるため、適正な自動車利用を促し、公共交通など自動車以外の移動手段の活用を促すとされる。自動車への過度の依存が生んだ環境負荷の軽減や、交通渋滞の緩和、駐車場問題の解決、公共交通の利用促進などが期待される。

カーボンオフセット

日常生活や経済活動において避けることができないCO₂等の温室効果ガス排出量をできるだけ減らすよう努力し、それでも排出される温室効果ガスについて、他の場所での温室効果ガスの削減活動に投資すること等により埋め合わせするという考え方のこと。

カーボンニュートラル

地球温暖化の原因である二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの「排出量」を可能な限り減らした上で、それでも残った「排出量」を植樹や緑の保全などによる二酸化炭素等の「吸収量」の確保によりマイナスし、その合計を実質的にゼロにすること。「脱炭素社会の実現」や「温室効果ガス排出実質ゼロ」とも言い換えることができる。また、「ゼロカーボン」、「カーボンネットゼロ」、「実質ゼロ」、「正味ゼロ」などと表現されることもある。

カーボンハーフ

東京都において令和12(2030)年を目標に都内から排出されるCO₂などの温室効果ガスを平成12(2000)年比で半減(ハーフ)させることを目指すローガンのこと。

かいぼり

日本の伝統的なため池の管理方法で、農作業を終えた秋季から冬季にかけて、ため池の水を抜いて、一定期間干して、清掃、池の破損箇所の点検や泥さらい(貯水容量の回復)などを行う作業のこと。近年は、公園などの池で水質改善や外来種駆除を目的に行われる例が増えている。

外来生物(外来種)

本来その地域に生息・生育していない、他の地域から人為的に持ち込まれた生物のこと。

化石燃料

大昔の動植物などの死骸が地中にたい積し、長い年月をかけて変成してできた有機物のうち、燃料として用いられる石炭、石油、天然ガスなどのこと。

家庭用燃料電池

家庭に設置し、電気化学反応によって発電した電力を住宅に供給する燃料電池のこと。主に、水素と酸素を化学反応させることによって発生した電気エネルギーを取り出す方法が用いられている。

環境アドバイザー

市の環境アドバイザーに登録している環境に関する識見を有する者のこと。市内の団体が行う環境に関する学習会や観察会などに対し、市が環境アドバイザーを講師として派遣する。

環境家計簿

家庭で使われたエネルギー量(電気・ガス)を、CO₂の排出量に換算して記録することで、省エネ行動の実践で削減することができたCO₂の量を前年同月と比較して確認することができる。本市では、夏季と冬季の年2回、環境家計簿モニターを募集している。

環境配慮型農業

農業による環境への負荷を軽減するため、化学肥料や農薬の使用低減や土壌の健康を維持する手法等の自然環境に配慮した持続可能な農業のこと。

気候変動

地球温暖化の進行によって、異常気象の発生や海面上昇の進行が進むこと。その影響は、農林水産業、金融業への経済影響、健康への影響など多岐にわたる。

基準年

温室効果ガスの削減目標を算定する時に基準とする年のこと。

希少種

種の保存法に基づく国内に生息・生育する絶滅のおそれのある野生生物のうち、人為的な影響により個体数の減少など、種の存続に支障を来す可能性が生じていると判断される種(又は亜種・変種)のこと。

協働

地域の様々な課題を解決していくために、自治の担い手である市民や事業者等と市が共通の目的を設定できる事柄について対等な協力関係のもとに、それぞれができることを役割分担し、その実現に向けて協力して取り組むこと。

空間計画に基づく効果的な地域管理

昆明・モンリオール生物多様性枠組の中で示されたグローバルターゲットの1つである。生態学的健全性の高い生態系を含む生物多様性上の重要性の高い地域の損失を令和12(2030)年までにゼロに近づけるために、先住民及び地域社会の権利を尊重しつつ、すべての地域が土地と海の利用の変化に対処する参加型で統合的な生物多様性に配慮した空間計画及び／又は効果的な管理プロセスの下にあることを確保すること。

グラスゴー気候合意

世界の平均気温の上昇を1.5℃未満に抑えるための削減強化を各国に求めるもの。令和3(2021)年10月31日からイギリス・グラスゴーで開催されたCOP26(国連気候変動枠組条約第26回締約国会議)で採択された。

グリーンインフラ

社会資本整備や土地利用等のハードとソフト両面において、自然環境が有する多様な機能(生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等)を活用しようとする考え方のこと。

クリーン運動

国分寺市民クリーン運動実行委員会を主体に毎年11月に開催している市民の公共場所での一斉清掃活動のこと。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

クロロエチレン

耐久性、難燃性、耐薬品性、透明性や電気絶縁性などが優れており、ポリ塩化ビニルなどの合成樹脂の原料として使われる。人に対する発がん性を有しており、平成29(2017)年より第一種特定有害物質に指定されている。

国分寺^{ないうせん}崖線

古多摩川が武蔵野台地を削り取ってできた河岸段丘で立川市から大田区まで延びる全長28kmの帯状の崖の連なりのこと。大田区まで連続する東京の代表的な崖線で、市の地形的な特徴となっている。

国分寺市ゼロカーボン行動計画

地球温暖化対策推進法に基づき、地域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出抑制等を推進するための総合的な計画(地方公共団体実行計画(区域施策編))として策定した地球環境分野の個別計画のこと。

国分寺市総合ビジョン

国分寺市のまちづくりの最上位計画として位置付けられ、未来のまちの姿を定めている。政策、行政運営の方向性を示す「ビジョン」(8年間)と、ビジョンの実現に向けた施策等を示す「実行計画」(4年ずつ前期・後期)により構成されている。

国分寺市文化振興計画

国分寺市文化振興条例に基づく、市民が文化を享受するとともに、市民が文化を主体的に創造することを支援し、促進することを目指した計画のこと。

国分寺市役所ゼロカーボン行動計画(第五次国分寺市地球温暖化防止行動計画(市役所版))

地球温暖化対策推進法に基づき、国分寺市役所の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量の削減等のための措置に関する計画(地方公共団体実行計画(事務事業編))として策定する計画のこと。

ごみけしくん

本市の推奨する家庭用生ごみ処理機器のこと。電気を使わずに微生物のエネルギーで生ごみをたい肥化でき、市では購入者に対し、その費用の一部を助成している。

【さ】

再エネ促進区域

市区町村が再生可能エネルギー設備の設置に適している場所として選定した、地域の脱炭素を推進する区域のこと。

再生可能エネルギー

温室効果ガスを排出しない太陽光・風力・地熱・水力・バイオマスなどのエネルギー源のこと。

在来種(在来生物)

もともとその地域に生息・生育していた生物種のこと。

シェアサイクル

レンタサイクルが発展したもので、自転車を1つの拠点で貸し借りするのではなく、複数のいずれの拠点でも貸出・返却が可能な仕組みのこと。

四塩化炭素

常温で無色透明の液体で、揮発性物質。他の黒路カーボンの原料、農薬の原料、フッ素系ガスの原料であり試薬としても使われる。

ジクロロメタン

無色透明の揮発しやすい液体。ペイント剥離剤、ウレタン発泡助剤などに使われており、環境負荷と人への毒性の懸念からPRTR法により利用と廃棄が監視されている。

自然を活用した解決策(NbS)

自然を基盤とする解決策、自然に根差した解決策などとも訳される。国際自然保護連合が平成21(2009)年に提唱し、平成28(2016)年に「社会課題に順応性高く効果的に対処し、人間の幸福と生物多様性に恩恵をもたらす、自然あるいは改変された生態系の保護、持続可能な管理、回復のための行動のこと。」と定義された。

市民農業大学

本市が実施する市民を対象とした農業体験学習事業で、市内の農家の指導のもと、年間(4月から12月)を通じて農作物の播種・定植から除草などの農場管理、収穫に至る一連の作業に取り組む。学習を通して市民の農業への理解と関心を深めるとともに、市民農園利用者への助言・指導者を育成することを目的としている。

循環型社会

従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、限りある資源の消費量を減らし、再資源化を図るなどにより、持続可能な形で循環型利用を目指した、環境負荷をできるだけ少なくした社会のこと。

食品ロス

まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において廃棄されること。

新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであるものに限る。)による急性呼吸器症候群のこと。COVID-19とも呼ばれる。

侵略的外来生物(侵略的外来種)

外来種の中で、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性をおびやかすおそれのある種のこと。

水平リサイクル(ボトルtoボトル)

リサイクル前と後で用途を変えない資源循環の方法のこと。本市では令和4(2022)年12月にサントリーホールディングス株式会社と協定を締結し、回収したペットボトルを新しいペットボトルに再生する事業に取り組んでいる。これにより、資源を繰り返して利用し再生先の見える化を進めている。

涼み処^{どろ}

市内の公共施設などにおいて、夏季の間、熱中症にならないように、水分を取ったり、日陰に入ったり対策を行うための休憩所として設置されるスペースのこと。

生産緑地

生産緑地法に基づき、市町村が都市計画の中で定める農地のこと。本市では、市内の農地の約9割が生産緑地地区に指定されている。

青少年地域リーダー(講習会)

市内在住の中学生・高校生等を対象に、地域で活躍する未来のリーダーを育成するための講習会のこと。市内のイベントにボランティアスタッフとして参加したり、わんぱく学校生と一緒に活動することで、豊かな地域づくりに貢献できる青少年地域リーダーとしての活動の基礎を学ぶ。

生物季節

植物の開花、鳥の初鳴きなど、多くの生物は季節性を持っており、気温や日照時間などの気象条件の季節的な変化を感知することで生じている。この生物の季節的な応答のことを生物季節という。

ゼロエミッション

平成6(1994)年に国連大学によって提唱された環境問題に関する考え方のこと。産業活動で排出される廃棄物を再利用することで廃棄物の排出(エミッション)をゼロにすることを意味する。気候変動の観点からは、主にCO₂などの温室効果ガスの排出量ゼロを目指す言葉として使用されている。

ゼロカーボンシティ

令和32(2050)年に温室効果ガス又はCO₂の排出量を実質ゼロにすることを旨とする首長自ら又は地方自治体として公表した地方自治体のこと。

雑木林

平野部(台地)の農耕地に隣接するクヌギやコナラ、エゴノキなどの落葉広葉樹を主体とした二次林のこと。かつてはこうした雑木林が、農地の土壌や作物の保護(耕地防風林)、薪炭の生産、たい肥用落ち葉の採集などのために植えられ、生活に重要な役割を果たしていた。

総資源化率

資源化率を示す値の一つ。資源ごみからの資源化量と、収集後資源化量、集団回収量の総和から、総ごみ量と集団回収量の合計を割った値のこと。

【た】

大径木

幹周が40cm以上の大きく成長した樹木のこと。大径木化の進行に伴う越境や根上り、大量の落葉の発生、台風による倒木、枝折れなどの危険性が高くなるといった問題がある。

大腸菌

ほ乳類の腸管内に常在する細菌の一種のことである。環境中において他の病原性微生物よりも圧倒的に多く存在している。その生育特性から、「ある環境中の大腸菌群数が人間への危険性が無視できる程度であれば、その他の病原性微生物による危険性もそれ以下である」と考えられることから、下水処理水の放流基準に指定されている。

太陽光発電

太陽光によって発電を行う方法。シリコン、ヒ素ガリウム、硫化カドミウム等の半導体に光を照射することにより電力が生じる性質を利用している。

脱炭素型スタイル

気候変動への影響を小さくする持続可能なライフ・ビジネススタイルのこと。これまでの対策の中心であった再生可能エネルギーや移動手段だけでなく、食生活、衣類などの消費財の購入も含め、市民の暮らしを支えるあらゆる製品やサービスの消費のあり方を見直し、脱炭素型の製品やサービスを利用していくことで、温室効果ガスを削減する持続可能なライフ・ビジネススタイルの定着が期待される。

脱炭素社会

CO₂などの温室効果ガスの排出を抑制した上で、植樹や緑の保全等による吸収量を確保することにより、全体として温室効果ガスの排出量ゼロを実現する社会のこと。

脱炭素ムーブメント

市民一人ひとりが脱炭素行動への意識を高め、家庭や事業所において省エネ行動を実践し、再生可能エネルギーの導入・利用を進めるような気運のこと。

地域気候変動適応計画

気候変動適応法に基づき、都道府県や市町村等が主体となって、その区域における自然的、経済的、社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進するための計画のこと。

蓄電池

電気を貯めることができる装置のこと。太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーを利用する際に、発電した電気を蓄えておくことで、必要な時に使用することができる。また、停電時にも備えることができる。

地産地消

「地域生産地域消費」や「地元生産地元消費」の略語で、地域で生産された農産物や水産物を、その地域で消費すること。近年、消費者の農産物に対する安全・安心志向の高まりなどから、地場産業の活性化や輸送エネルギーの削減を目的に、地方自治体などによる地産地消の取組が推進されている。

長期優良(長期優良住宅)

長期優良住宅とは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)に定められた、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅のこと。長期優良住宅の建築及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁に申請することができ、認定を受けた長期優良住宅は、税制上の優遇措置が受けられる。

低炭素(低炭素建築物)

都市の低炭素化の促進に関する法律(エコまち法)で定める低炭素建築物のこと。建築物における生活や活動に伴って発生する二酸化炭素を抑制するための低炭素化に資する措置が講じられている、市街化区域等内に建築される建築物を指す。認定を受けた新築住宅は、税制・融資の優遇措置の対象となる。

テトラクロロエチレン

無色の液体でエーテルのような臭いがある不燃性の物質。主にドライクリーニング溶剤やフロンガス製造等に使用される。麻酔作用を持っており、第二種特定物質に指定されている。

透水性舗装

雨水を直接地中に浸透させる舗装工法。アスファルトに混合する砕石の割合を多くして、路面に隙間ができるようにすることにより、地下水涵養だけでなく、街路樹の保護育成、雨天時の歩行性の向上、雨水の流出抑制などに効果がある。

特定外来生物

国外由来の外来種のうち、生態系、人の生命・身体、農林産業への被害を及ぼすもの又は及ぼすおそれのあるものの中から外来生物法で指定された生物のこと。特定外来生物に指定された生物は、①輸入 ②飼養や運搬 ③野外に放つことが原則として禁止される。

都市計画公園・緑地

都市計画決定された都市施設である公園・緑地のこと。

都市鳥

人が生活しやすいように作られた都市環境でも見られる鳥類のこと。

都市農地貸借円滑化法

都市農地の貸借の円滑化のための措置を講ずることにより、都市農地の有効な活用を図り、もって都市農業の健全な発展に寄与するとともに、都市農地の有する機能の発揮を通じて都市住民の生活の向上に資することを目的とした法律のこと。平成30(2018)年9月に施行され、生産緑地の貸借ができるようになった。

トリクロロエチレン

無色の液体で臭気がある不燃性・揮発性物質のこと。主に衣料のドライクリーニング及び金属機械部品の脱脂洗浄剤等で使用される。人に対する発がん性があり、労働安全衛生法による第二類物質特別有機溶剤等に指定されている。

【な】

二酸化窒素(NO₂)

石油や石炭などの窒素分を含んだ燃料の燃焼により発生する。高温燃焼の過程でまず一酸化窒素が生成され、これが大気中の酸素と結びついて二酸化窒素になる。呼吸器系に悪影響を与える。

燃料電池自動車(FCV)

水素と酸素の化学反応によって電気を発生させる「燃料電池」を搭載し、その電気で走行する車。水素はステーションで補給する。

FCVは、Fuel Cell Vehicleの略称。

農業体験農園

農業経営の一環として農業者自らが開設し、市民に継続した農業体験をしてもらう体験型の農園のこと。種苗・肥料・農具など、野菜作りに必要なものを全て農園者が用意し、未経験者でも分かるように農家による丁寧な指導が受けられる。

農の風景育成地区

農地のもつ多面的機能を活用するため、減少しつつある農地をオープンスペースとして保全し、農のある風景を将来に引き継ぐ「農の風景育成地区制度」のこと。農地や屋敷林などが比較的まとまって残る地区を指定し、散在する農地を一体の都市計画公園等として計画決定するなど都市計画制度を積極的に活用することで地域のまちづくりと連携しながら農のある風景を保全・育成していく制度である。

野川源流スクール

国分寺市に野川(一級河川)の源流が存在することが知られていない現実を早急に改善すること、また豪雨対応が遅れている現実を認識し、防災意識の高揚を図ることを目的に、子どもから大人まで野川について実践的に学ぶ市民活動団体との協働による事業のこと。

【は】

バイオプラスチック

植物などの再生可能な有機資源を原料とするバイオマスプラスチックと微生物等の働きで最終的にCO₂と水にまで分解する生分解性プラスチックの総称。

ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路等の防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。

パリ協定

平成27(2015)年にフランスのパリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で採択された地球温暖化防止に関する国際条約のこと。

ヒートアイランド現象

人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、自動車やエアコンなどの人工排熱の増加などにより、都市部の気温が郊外に比べて高くなる現象のこと。夏の日中の気温が異常に上昇することで熱射病の患者が出る、夜も気温が下がらず熱帯夜になるといった問題が顕在化している。

ビオトープ

生命(バイオ)と場所(トポス)の合成語で、地域の野生生物が生存できるような良好な自然環境を備えた生物生息空間のこと。単に植物が生育するだけの緑地・水系ではなく、その地域にいる様々な生物が生息できる生態学的に見ても良好な自然的空間であることが特徴で、人工的に生物の生息空間として環境を整備した場所も含めて用いられている。

微小粒子状物質(PM2.5)

粒径が2.5マイクロメートル(1000分の1m)の大気中に浮遊する粒子状物質のこと。通常の浮遊粒子状物質よりも肺の奥まで入り込むため、ぜん息や気管支炎を起こす確率が高いといわれている。

不透地下水帯水層

地下水を蓄える帯水層の上に加圧層(不透水層)がなく、地下水が直接大気圧とつながっている地層のこと。このため、地下水位は自由に変動し、雨水などが地表から直接浸透して帯水層を満たしている。

防災まちづくり学校

いつ起こるか分からない大災害に備えて、市や関係機関等の計画や制度、市民一人ひとりの備えや防災意識について学ぶだけでなく、これをきっかけとした地域の防災力向上を目的とした市民学習の場のこと。

防風林

潮風や飛砂などから家屋や人間活動への被害を防ぐ防災目的のために植えられた樹林地のこと。

保水性・遮熱性舗装

保水性舗装とは、舗装体内に保水された水分が蒸発し、水の気熱化により路面温度の上昇を抑制する性能を持つ舗装のこと。また、遮熱性舗装とは路面温度の上昇につながる赤外線を高反射することで、路面温度の上昇を抑制する舗装のこと。一般の舗装よりも舗装体内の蓄熱量を低減するため、歩行者空間や沿道の熱汚染環境の改善、ヒートアイランド現象の緩和が期待される。

保存樹木・保存樹林地

都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律に基づき、市町村長が都市の美観風致を維持するために保存の必要があると認めて指定した、樹木又は樹林地のこと。

本市では「国分寺市の緑の保護と推進に関する条例」において、保存樹木に対する奨励金や補助金の交付を規定している一方、所有者に対し、枯損防止など保存に努める義務を負うことを規定している。

【ま】

マイクロプラスチック

直径5mm以下の大きさに微細化されたプラスチック類の総称のこと。海に流れ出て海洋を漂い(海洋ごみとなり)、海洋生物が誤食することで、水産資源の減少や有害化、生体バランスの崩壊などの懸念が高まっている。

マイルストーン

プロジェクトや業務の完遂に向けた中間目標や節目、区切りのこと。特に重要なポイントや区切りのこと。マイルストーンごとに進捗や結果を管理することで、プロジェクトを着実に進めることができる。

緑のカーテン

日当たりのよい窓辺や外壁にゴーヤなどのつる性植物を育てて作るカーテンのこと。夏の強い日差しの遮断、室温上昇の防止、エアコンの使用時間の減少につながり、省エネルギー及び地球温暖化防止にも役立つ。市内の公共施設や小中学校などで取組が進められている。

みどり率

東京都が「緑の東京都」(平成21(2009)年12月策定)において、新たな緑の指標として設定したもの。樹林地、草地、農地、宅地内の緑、道路の緑、公園の敷地、水面(河川・水路など)の合計面積が、地域全体に占める割合を言う。

むかしの井戸

市民が自由に使える災害用の給水施設として、市が公園などに設置した手押しポンプ式の井戸のこと。市民が地域の交流や憩いの場としても使えるように、あずま屋も設置されている。

【や】

屋敷林

農家などにおいて、防風や防雪を目的に建物の周りに植栽された林のこと。本市では、ケヤキ、シラカシなどの高木が多く見られる。

有機フッ素化合物(PFOS・PFOA)

有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物を総称して「PFAS」と呼び、1万種類以上の物質がある。PFASの中でも、PFOS(ペルフルオロオクタンスルホン酸)、PFOA(ペルフルオロオクタン酸)は撥水剤、消火剤、コーティング剤等に使用されてきたが、自然界では分解されにくく、蓄積性が高い。平成21(2009)年以降、環境中での残留性や健康影響の懸念から、国際的に規制が進み、現在では、日本を含む多くの国で製造・輸入等が禁止されている。

【ら】

リサイクル推進協力店制度

市民及び事業者に対してごみ減量・資源化に関する意識啓発を図るため、創意工夫によりごみ減量・資源化に積極的に取り組んでいる事業所等を「国分寺市リサイクル推進協力店」として認定する制度のこと。

レッドリスト

絶滅のおそれのある野生生物の種のリストのこと。動物については、ほ乳類、鳥類、は虫類、両生類、汽水・淡水魚類、昆虫類、陸・淡水産貝類、その他無脊椎動物の分類群ごとに、植物については、維管束植物、蘚苔類、藻類、地衣類、菌類の分類群ごとに作成されている。生物学的な観点から個々の種の絶滅の危険度を評価している。

【わ】

わんぱく学校

連帯、創造、実践をテーマとして、市内在住の小学校5・6年生を対象に、デイキャンプ・市内探索・宿泊実習などを通して感受性や人間性を伸ばすことを目的に実施している事業のこと。

【英数字】

BEMS

Building Energy Management System(ビル・エネルギー・マネジメント・システム)の略称。業務用ビル等、建物内のエネルギー使用状況や設備機器の運転状況を把握し、需要予測に基づく負荷を勘案して最適な運転制御を自動で行うシステムのこと。

dB(デシベル)

音の強さや大きさを表す単位で、音圧レベルや音のエネルギーの比率を対数スケールで示すもの。ここでは、騒音や振動の大きさを表す単位として用いる。

ESG

Environment(環境)、Social(社会)、Governance(企業統治)の頭文字を取ったもの。企業の長期的な成長において、ESGが示す3つの観点からの配慮が必要という考え方のこと。これらを考慮した投資活動をESG金融と言う。

GX

Green Transformation(グリーントランスフォーメーション)の略称。気候変動による環境問題の深刻化を背景に、2050年カーボンニュートラルや、温室効果ガス排出削減目標の達成に向けた取組を経済成長の機会と捉え、排出削減と産業競争力の向上の実現に向けて、経済と環境及び社会の好循環を生み出す、経済社会システム全体の変革のこと。

HEMS

Home Energy Management System(ホーム・エネルギー・マネジメント・システム)の略称。家庭でのエネルギー使用状況を、専用のモニターやパソコン、スマートフォン等に表示することにより、家庭における快適性や省エネルギーを支援するシステムで、空調や照明、家電製品等の最適な運用を促すもの。

ICT

Information and Communication Technologyの略称。通信技術を使って、人とインターネット、人と人がつながる技術のこと。

LED

Light Emitting Diodeの略称。光を発する半導体で、これを光源としているものがLED照明。従来光源の白熱灯や蛍光灯に比べ、消費電力が少ない、点滅や調光の制御特性が優れている、寿命が長いなどの特長がある。

ng(ナノグラム)

重量の単位のことで10億分の1g(グラム)を表す。

PPAモデル

Power Purchase Agreement(パワー・パーチェス・アグリーメント)の略称で、電力販売契約という意味で第三者モデルとも呼ばれる。企業・自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業・自治体が施設で使うことで、電気料金とCO₂排出が削減できる。設備の所有は第三者(事業者又は別の出資者)が持つ形となるため、資産保有をすることなく再生可能エネルギーの利用が実現できる。

SNS

Social Networking Serviceの略称。インターネット上でユーザー同士が交流やコミュニケーションを行うためのプラットフォームのこと。

ZEB

Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称。高効率設備や再生可能エネルギーの導入により、年間の一次エネルギー消費量を正味でゼロとすることを目指した建築物のこと。現在、ZEBの実現・普及に向けて、4段階のZEB(『ZEB』(ゼブ)、Nearly ZEB(ニアリー・ゼブ)、ZEB Ready(ゼブ・レディ)、ZEB Oriented(ゼブ・オリエンテッド))を定性的及び定量的に定義している。

ZEH

Net Zero Energy House(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の略称。家庭で使用するエネルギーと太陽光発電などでつくるエネルギーのバランスをとり、年間のエネルギー消費量を実質的にゼロ以下にする住宅のこと。

ZEV

Zero Emission Vehicle(ゼロエミッション・ビークル)の略称。走行時にCO₂等の排出ガスを出さない電気自動車(EV)や燃料電池自動車(FCV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)のこと。

1、1、1-トリクロロエタン

無色透明の揮発性液体で特有の温和な甘い臭いを持つ物質のこと。金属洗浄剤、ドライクリーニング用溶剤などとして使われていたが、オゾン層破壊物質の一つとされ、平成8(1996)年からの使用が禁止された。

1、1-ジクロロエチレン

常温では無色透明な液体で、揮発性物質のこと。主に家庭用ラップフィルムなどの原料として使われる。人の健康に関わる物質として、環境基準が設定されており、労働安全衛生法による令和元(2019)年に有害物ばく露作業報告対象物に指定されている。

1、2-ジクロロエチレン

無色透明の液体で、塩素系溶剤の合成原料として、染料・香料・樹脂等の低温抽出溶剤として使われる。麻酔作用を持つなどの特性から、シス・トランス型とも化学物質排出把握管理促進法による第一種指定科学物質に指定されている。

3R

Reduce(リデュース:ごみの発生を抑制する)、Reuse(リユース:繰り返し使う)、Recycle(リサイクル:資源として再び利用する)の頭文字をとった、3つのアクションの総称。

3R+Renewable の基本原則

循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)を踏まえ、3R(リデュース、リユース、リサイクル)の徹底とプラスチック製容器包装、製品の原料を再生材や再生可能資源への代替を図るもの。主に炭素を含む物質の焼却・埋立の最小化による温室効果ガスの削減だけではなく、生産過程のエネルギー消費量削減、原料のバイオマス化を含む素材転換、処理過程の再生可能エネルギーへのシフトを進め、脱炭素社会の実現に幅広く貢献する取組のこと。

30by30

令和12(2030)年までに陸域と海域の30%以上を保全する目標のこと。日本では、既に陸域20.5%、海域13.3%が保護地域として保全されている。保護地域以外でも自然環境を守ることに貢献している公有地や企業等の所有地も含めて30%以上を目指すとして、目標の達成により、健全な生態系を回復させ、豊かな恵みを取り戻すことを目的としている。

μg(マイクログラム)

重量の単位のこと。100万分の1g(グラム)を表す。環境科学や食品化学等の分野などで用いられる。

<参考> 希少種、外来種のカテゴリー概念

● 希少種のカテゴリー概念(国RL及び都RL[レッドリスト])

カテゴリー名称	表示	基本概念
絶滅	EX	当該地域において、過去に生息していたことが確認されており、飼育・栽培下を含めすでに絶滅したと考えられるもの
野生絶滅	EW	当該地域において、過去に生息していたことが確認されており、飼育・栽培下では存続しているが、野生ではすでに絶滅したと考えられるもの
絶滅危惧Ⅰ類	CR+EN	現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの
絶滅危惧ⅠA類	CR	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
絶滅危惧ⅠB類	EN	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
絶滅危惧Ⅱ類	VU	現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のランクに移行することが確実と考えられるもの
準絶滅危惧	NT	現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの
情報不足	DD	環境条件の変化によって、容易に絶滅危惧のカテゴリーに移行し得る属性を有しているが、生息状況をはじめとして、ランクを判定するに足る情報が得られていないもの
留意種	*	東京都が定める基準 現時点では準絶滅危惧のレベルではないが、相対的に数が少ない種であり、次の理由(選定理由①～⑥)のいずれかにより容易に個体数が減少することがあり得るため、その動向に留意する必要があるもの <選定理由> ① 生息・生育環境が減少もしくは悪化することで、個体数が減少するおそれがある。 ② 生息地の限定もしくは分断による個体群の縮小あるいは孤立化により、個体数が減少するおそれがある。 ③ 人為的な環境配慮により個体群が維持されているが、人為的な環境配慮が失われた場合、個体数が減少するおそれがある。 ④ 外来種の影響により、個体数が減少するおそれがある。 ⑤ 生活史の一部又は全部で特殊な環境条件を必要としている種であり、これら特殊な環境が失われた場合、個体数が減少するおそれがある。 ⑥ かつて悪化していた環境の回復にともない個体群規模が戻ったが、その状況は不安定であり、環境が変化すれば個体数が減少するおそれがある。
ランク外(都RLのみ)	○	当該地域で生育・生息が確認されているが、上記カテゴリーに該当しないもの
データ無し(都RLのみ)	—	当該地域において生育・生息している(していた)可能性があるが、確実な記録や情報が得られなかったもの
非分布(都RLのみ)	・	生態的、地史的な理由から、もともと当該地域には分布しないと考えられるもの。但し、鳥類では、確認記録があっても当該地域が主たる生息域でないと判断される場合は、非分布として扱った

● 外来種のカテゴリー概念(生態系被害防止外来種リスト)

カテゴリー名称		概念
(1)定着を予防する外来種 (定着予防外来種)		国内に未定着のもの。定着した場合に生態系等への被害のおそれがあるため、導入の予防や水際での監視、野外への逸出・定着の防止、発見した場合の早期防除が必要な外来種。
	(i)侵入予防外来種	国内に未侵入の種。特に導入の予防、水際での監視、バラスト水対策等で国内への侵入を未然に防ぐ必要がある。
	(ii)その他の定着予防外来種	侵入の情報はあるが、定着は確認されていない種。
(2)総合的に対策が必要な外来種(総合対策外来種)		国内に定着が確認されているもの。生態系等への被害を及ぼしている又はそのおそれがあるため、国、地方公共団体、国民など各主体がそれぞれの役割において、防除(野外での取り除き、分布拡大の防止等)、遺棄・導入・逸出防止等のための普及啓発など総合的に対策が必要な外来種。
	(i)緊急対策外来種	国内に定着が確認されているもの。生態系等への被害を及ぼしている又はそのおそれがあるため、国、地方公共団体、国民など各主体がそれぞれの役割において、防除(野外での取り除き、分布拡大の防止等)、遺棄・導入・逸出防止等のための普及啓発など総合的に対策が必要な外来種。
	(ii)重点対策外来種	「外来種被害防止行動計画」における対策の優先度の考え方(※)に基づき、被害の深刻度に関する基準として①～④のいずれかに該当する種。甚大な被害が予想されるため、特に、各主体のそれぞれの役割における対策の必要性が高い。
	(iii)その他の総合対策外来種	総合対策外来種のうち、緊急対策外来種、重点対策外来種に該当しないもの。
(3)適切な管理が必要な産業上重要な外来種 (産業管理外来種)		産業又は公益的役割において重要であり、代替性がないため、利用において逸出等の防止のための適切な管理に重点を置いた対策が必要な外来種。利用に当たっては種ごとに示す利用上の留意事項に沿って適切に管理を行うことを呼びかけるもの。

(※)緊急対策外来種、重点対策外来種における対策の優先度の考え方:

(被害の深刻度に関する基準)

- ① 生態系に係る潜在的な影響・被害が特に甚大
- ② 生物多様性保全上重要な地域に侵入・定着し被害をもたらす可能性が高い
- ③ 絶滅危惧種等の生息・生育に甚大な被害を及ぼす可能性が高い
- ④ 人の生命・身体や農林水産業等社会経済に対し甚大な被害を及ぼす(対策の実効性、実行可能性)
- ⑤ 防除手法が開発されている、又は開発される見込みがある等、一定程度の知見があり、対策の目標を立て得る。

第三次国分寺市環境基本計画/国分寺市生物多様性地域戦略

令和7年3月策定

令和7年4月発行

編集 国分寺市 まちづくり部 まちづくり計画課

発行 国分寺市 まちづくり部 環境経営課

〒185-8501 国分寺市泉町二丁目2番18号

電 話: 042-325-0111



本書は古紙を利用した再生紙を使用しています。